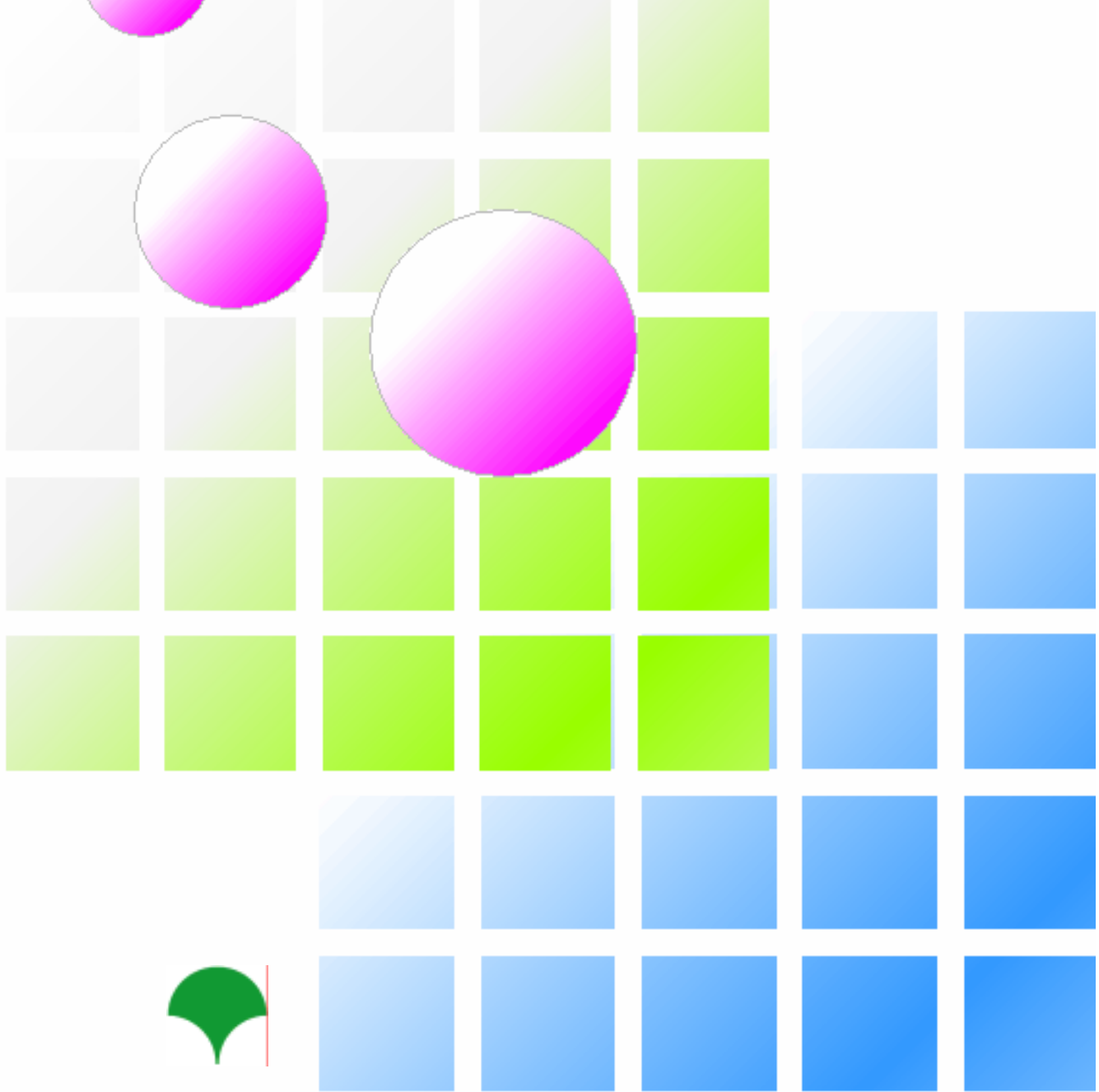




東京都特別支援教育推進計画

第二次実施計画

- 特別支援教育の充実・発展を目指して -



平成19年11月



東京都教育委員会

はじめに

東京都教育委員会は、平成 16 年 11 月に「東京都特別支援教育推進計画」を策定し、今後 10 年間の東京都における特別支援教育の方向性を広く都民に公表し、その実現に取り組むことにしました。

本計画は、10 年間で 3 つの期間に分けて計画・実施することとしています。

第一次実施計画（平成 16 年度～平成 19 年度）では、新たなタイプの学校として、知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科をもつ養護学校と中高一貫型ろう学校の設置を、また、新たな学部として病弱養護学校高等部の設置を計画し、平成 18 年度から順次開校・開設してきました。さらに、区市町村や小学校、中学校における特別支援教育体制の整備に向けたモデル事業を計画・実施してきました。

この間、「学校教育法」が一部改正され、平成 19 年 4 月から、従来、障害種別ごとに設置されていた盲学校、ろう学校及び養護学校は、複数の障害種別に対応した教育を行うことのできる特別支援学校として設置できるようになり、併せて地域における特別支援教育のセンター的機能を担うことになりました。また、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対しても、特別支援教育を行うことが規定されました。

一方、東京都においては、平成 18 年 12 月に「10 年後の東京～東京が変わる～」を発表し、「今後 10 年間で障害者雇用を 3 万人以上増加する」という施策目標を掲げました。

第二次実施計画（平成 20 年度～平成 22 年度）は、第一次実施計画で展開してきた取組の成果を踏まえ、国及び都の新たな動向に対応しながら、特別支援学校はもとより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校においても、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、適切な指導及び必要な支援を行うための施策を盛り込んでいます。

具体的には、知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科をもつ特別支援学校を引き続き設置していくとともに、特別支援学校制度の趣旨を踏まえて、複数の障害教育部門を併置する特別支援学校を新たに設置します。また、関係機関との連携を強化し、特別な支援を必要とする乳幼児に対する早期支援、児童・生徒に対する就学支援や学習支援を充実するとともに、「発達障害者支援法」及び「障害者自立支援法」の施行を受けた就労支援を充実していきます。

特別支援教育は、関係者の取組と努力だけで充実・発展させることはできません。

障害のある幼児・児童・生徒の夢をはぐくみ、その夢を実現するため、今後とも保護者の皆様及び都民の皆様の御理解と御協力をお願いします。

平成 19 年 11 月

東京都教育委員会

目次

第一部 東京都特別支援教育推進計画の基本的な考え方

第1章 計画の性格

1	計画の基本理念.....	4
2	長期計画と実施計画.....	4
3	都及び区市町村の役割.....	5

第2章 第一次実施計画の取組状況

1	第一次実施計画の取組.....	8
2	第一次実施計画の評価.....	12

第3章 第二次実施計画の基本的な考え方

1	第二次実施計画策定の経緯.....	18
2	第二次実施計画の基本的な方向.....	18
3	東京都特別支援教育推進計画・第二次実施計画の体系図.....	21

第二部 第二次実施計画の具体的な展開

第1章 都立特別支援学校における個に応じた教育内容の充実

1	障害の重度・重複化、多様化に対応する個に応じた教育の推進.....	28
2	自立と社会参加に向けた多様な進路希望にこたえる後期中等教育の充実.....	34
3	新たな連携体制の整備.....	37

第2章 都立特別支援学校の適正な規模と配置

1	個に応じた新たなタイプの学校づくり.....	44
2	都立特別支援学校の適正な規模と配置.....	45
3	寄宿舍の適正な規模と配置.....	50

第3章 都立特別支援学校の教育諸条件の整備

1	教員の資質及び専門性の向上.....	54
2	教育効果を高める指導体制.....	55
3	学校施設・設備の充実.....	56
4	都民に信頼される学校経営の確立.....	57

第4章 区市町村における特別支援教育の充実への支援

- 1 発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の特別な教育ニーズへの対応の充実... 60
- 2 都と区市町村の連携体制の整備..... 65

第5章 都立高等学校等における特別支援教育の充実

- 1 知的な遅れのない発達障害の生徒への支援の充実..... 74

第6章 一人一人を大切にす教育を推進するための都民の理解啓発の充実

- 1 理解啓発促進のための取組の充実..... 78

- 参考図表..... 81

第一部

東京都特別支援教育推進計画の 基本的な考え方

第1章 計画の性格

第2章 第一次実施計画の取組状況

第3章 第二次実施計画の基本的な考え方



第1章

計画の性格

第1章 計画の性格

東京都特別支援教育推進計画（以下「本計画」という。）は、知的な遅れのない発達障害^A（以下「発達障害」という。）を含む障害のある幼児・児童・生徒の教育に対する東京都民（以下「都民」という。）の期待にこたえるため、東京都立特別支援学校（以下「都立特別支援学校」という。）が抱える課題の解決及び幼稚園や、小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）並びに区立特別支援学校、東京都立高等学校及び東京都立中等教育学校（以下「都立高等学校等」という。）における特別支援教育^Bの充実への支援の在り方など、これからの東京都（以下「都」という。）における特別支援教育の推進に関する展望を明らかにする総合的な計画です。

1 計画の基本理念

発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の一人一人の能力を最大限に伸長するため、乳幼児期から学校卒業後までを見通した多様な教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会^Cの実現に寄与します。

2 長期計画と実施計画

（1）長期計画

本計画においては、都における特別支援教育推進の基本的な方向を示すものとして、平成 16 年 11 月に「長期計画」を定めました。

長期計画の期間は、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間です。

（2）実施計画

今回の「第二次実施計画」は、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 か年の計画です。

計画の区分	計画期間（注）	計画の策定期
第一次実施計画	平成 16 年度～平成 19 年度	平成 16 年 11 月策定
第二次実施計画	平成 20 年度～平成 22 年度	平成 19 年 11 月策定
第三次実施計画	平成 23 年度～平成 25 年度	平成 22 年度に策定（予定）

（注） 計画期間のうち、都立特別支援学校の適正な規模と配置に関する実施計画については、計画に着手する期間を示しており、開校は平成 27 年度までの計画継続期間内となります。

(3) 国の動向を踏まえた計画の推進

国は、特別支援教育の推進のため、「学校教育法」の一部を改正（以下「改正学校教育法」という。）しました。

この改正により「複数の障害種別に対応した教育を行うことのできる特別支援学校^Dを創設すること」や「特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター的役割を担うこと」、「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、特別支援教育を行うこと」などが規定されました。また、小・中学校に設置している特殊学級（都では心身障害学級）については、特別支援学級^Eに名称が変更されました。

今後、特別支援教育にかかわる法改正が行われた場合は、本計画の内容を一部変更することがあります。

また、教育要領^F、学習指導要領^Gも改訂されることから、その改訂内容に合わせた変更が必要になることがあります。

3 都及び区市町村の役割

(1) 都の役割

ア 東京都教育委員会の役割

東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）は、都立特別支援学校が抱える課題の解決、都立特別支援学校の地域の特別支援教育のセンター的機能の充実、幼稚園、小・中学校、高等学校等における特別支援教育の充実への支援及び幼児・児童・生徒や保護者、都民のニーズ、都立特別支援学校の在籍者数、社会情勢、財政状況等を総合的に勘案し、適時・適切な計画の策定と迅速な推進に努めます。

イ 都立特別支援学校の役割

特別支援学校の制度は、障害のある幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じた教育を実施するためのものです。その趣旨からも、都立特別支援学校は、これまでの都立盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「都立盲・ろう・養護学校」という。）における教育の取組をさらに推進しつつ、様々な障害種別に対応できる体制づくりや、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮し、地域に信頼される学校経営を行っていく必要があります。

(2) 区市町村の役割

区市町村においては、本計画に示す趣旨を踏まえ、幼児・児童・生徒や保護者のニーズ、地域の実情を考慮しながら、特別支援教育の充実・発展に努めていくことが望まれます。

そのためには、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係者、大学、NPO法人^H等との、地域における連携・協力体制を構築することが重要です。

また、学校関係者、保護者、地域の人々に対し、特別支援教育に関する正しい理解の促進に努める必要があります。

A 発達障害

「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。(発達障害者支援法)

自閉症

自閉症は、以下の特徴によって規定され、医学でいう広汎性発達障害に含まれる障害である。

- ・人への反応やかかわりの乏しさなど、社会的関係の形成に特有の困難が見られる。
- ・言語の発達に遅れや問題がある。
- ・興味や関心が狭く、特定のものにこだわる。
- ・以上の諸特徴が、遅くとも3歳までに現れる。

これらの特徴は、軽い程度から重い程度まで見られ、一人一人の状態像は多様である。また、4～6歳頃に多動性が見られることがあるが、適切な教育や経験によって、多動性を含み、諸特徴が目立たなくなることが多い。また、自閉症は、その70%程度が知的障害を併せ有するとされており、知的機能の発達の遅れがない場合は、一般に高機能自閉症と呼ばれている。医学的には、自閉症は、現在の状態に加えて、乳幼児期の状態を踏まえて診断される。自閉症に類似するアスペルガー症候群(知的機能および言語発達の遅れや問題が目立たず、発見されにくい)の診断には、特に乳幼児期の状態の把握が必要とされている。

(文部科学省 平成16年6月：就学指導資料)

学習障害(LD: Learning Disabilities)

学習障害は、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態である。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的原因となるものではない。

(文部科学省 平成18年7月：就学指導資料 補遺)

注意欠陥多動性障害(ADHD: Attention-Deficit / Hyperactivity Disorder)

注意欠陥多動性障害は、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされている。注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。一定程度の不注意・多動性は、発達段階の途上においては、どの児童・生徒においても現れうるものである。しかし、注意欠陥多動性障害は、不注意、又は衝動性・多動性を示す状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指す。

(文部科学省 平成18年7月：就学指導資料 補遺)

B 特別支援教育

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけではなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

(「特別支援教育の推進について(通知)(平成19年4月1日付19文科初第125号)」)

C 共生社会

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う我が国が目指すべき社会のこと。

障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる社会のこと。

第一次実施計画では、「ノーマライゼーション社会」としていたが、第二次実施計画では、「共生社会」という文言でまとめた。

D 特別支援学校

学校教育法の一部改正により、これまでの盲・ろう・養護学校は、平成19年4月から特別支援学校になった。特別支援学校の対象となる障害は、これまでの盲・ろう・養護学校の対象であった5種類の障害種別(視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱)及びこれらの重複障害である。学校教育法の一部改正により、都道府県等の判断でこれまでどおりの特定の障害に対応した教育を行う特別支援学校に加え、複数の障害(2～5障害種別)に対応した教育を行う特別支援学校の設置が可能になった。

E 特別支援学級

特別支援学級は、学校教育法の規定に基づき、通常の学級における学習では、十分その効果を上げることが困難な児童・生徒のために特別に編成された学級である。都においては、「知的障害」、「肢体不自由」、「情緒障害」、「病虚弱」の特別支援学級(固定制)を各区市町村の一部の小・中学校の中に拠点的に設置している。

都では、通級による指導を行う教室についても、「学級」として編制を同意し教員を配置していることから、都における特別支援学級は、固定制の特別支援学級と通級制の特別支援学級がある。通級制の特別支援学級は、都内には、区市町村の一部の小・中学校の中に「難聴」、「弱視」、「言語障害」(小学校のみ)「情緒障害等」の学級がある。

通級による指導とは、小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い児童・生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、当該児童・生徒の障害に応じた特別の指導(障害の状態の改善・克服を目指す自立活動の指導や教科指導の補充)を特別の場で行う教育形態のこと。

F 教育要領

文部科学省が告示する幼稚園、特別支援学校幼稚部の教育課程の基準のこと。幼稚園教育要領、特別支援学校の幼稚部教育要領がある。幼稚園や特別支援学校幼稚部における教育の目標や内容などについて学校教育法施行規則の規定を根拠に定めている。

G 学習指導要領

文部科学省が告示する小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、特別支援学校(小学部、中学部、高等部)の教育課程の基準のこと。各学校における教育の目標や教科等の内容などについて学校教育法施行規則の規定を根拠に定めている。

H NPO法人

NPOとは、「Nonprofit Organization」の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称である。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を受けた「特定非営利活動法人」の一般的な総称である。法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズにこたえる重要な役割を果たすことが期待されている。

第2章

第一次実施計画の取組状況

第2章 第一次実施計画の取組状況

第一次実施計画では、本計画の基本理念に基づき、その具現化に向けた計画推進の基本的な方向を以下のとおり定め、新たなタイプの学校の設置、特別支援教育の体制整備に向けたモデル事業などに取り組みました。

- 1 都立盲・ろう・養護学校における個に応じた教育内容の充実
- 2 都立盲・ろう・養護学校等の適正な規模と配置
- 3 都立盲・ろう・養護学校の教育諸条件の整備
- 4 小・中学校における特別支援教育の充実への支援
- 5 一人一人を大切にす教育を推進するための都民の理解啓発の充実

1 第一次実施計画の取組

1 都立盲・ろう・養護学校における個に応じた教育内容の充実

(1) 個別の教育支援計画の策定

- ア 都立盲・ろう・養護学校での実施：17年度から
- イ 小・中学校心身障害学級（平成19年度からは特別支援学級）での実施：19年度から
- ウ 個別の教育支援計画の策定・活用のためのガイドライン等の作成・配布：18年度

(2) 教育課程の研究・開発

- ア 知的障害養護学校高等部職業学科の教育課程の研究・開発：17年度
- イ ろう学校における中高一貫型教育の教育課程の研究・開発：17年度
- ウ ろう学校分教室（幼稚部・小学部）の教育課程の研究・開発：17年度
- エ 病弱養護学校高等部普通科の教育課程の研究・開発：17年度
- オ 知的障害養護学校における自閉症の児童・生徒の教育課程の研究・開発：18年度

(3) 障害に応じた教育内容の充実

- ア 知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校への心理及び言語の発達に関する専門家（以下「心理の専門家」という。）の配置：19年度から
- イ ろう学校の就学前教育相談・早期教育の充実：18年度から
- ウ 肢体不自由養護学校における自立活動の外部専門家（理学療法士等）の配置：16年度から
- エ 肢体不自由養護学校における医療的ケア整備事業の充実
（ア）医療的ケア運営協議会、指導医連絡協議会の実施：17年度から
（イ）非常勤看護師の配置：18年度から

(4) 都立盲・ろう・養護学校における職業教育・就労支援の充実

- ア 企業等アドバイザー事業：17年度から18年度まで
- イ 職業教育改善校の指定：19年度から
- ウ 就労サポーター事業：18年度から
- エ 企業向けセミナーの開催：17年度から

2 都立盲・ろう・養護学校等の適正な規模と配置

(1) 知的障害が軽い生徒を対象とした養護学校高等部の設置

- ア 永福学園養護学校開校（都立永福高等学校跡地）：19年度
知的障害教育部門（高等部職業学科、1学年、10学級、100名）設置：19年度
就業技術科（ビルクリーニングコース、ロジスティクスコース、食品コース、福祉コース）
肢体不自由教育部門（小学部、中学部、高等部）設置：21年度予定
- イ 青梅東学園養護学校（仮称）開校（都立青梅東高等学校跡地）：21年度予定
知的障害教育部門（高等部職業学科）、肢体不自由教育部門（小学部、中学部、高等部）
- ウ 南多摩地区学園養護学校（仮称）開校（南大沢学園養護学校を高等部単独校に改編）：22年度予定
知的障害教育部門（高等部職業学科）
- エ 足立養護学校高等部普通科職業コース（1学年、2学級、16名）設置：19年度
ビジネスコース（店舗・商品管理分野、フードサービス分野）

(2) ろう学校の再編

- ア 中央ろう学校（中高一貫型ろう学校）開校：18年度
中学部は大塚ろう学校内に暫定設置：18年度から20年度まで
高等部は石神井ろう学校（跡地）内に暫定設置：18年度から20年度まで
中学部、高等部を杉並ろう学校（現大塚ろう学校杉並分教室）跡地に移転：21年度予定
大田ろう学校を、石神井ろう学校内に移転：18年度
大田ろう学校、石神井ろう学校閉校：18年度末
品川ろう学校、杉並ろう学校、江東ろう学校閉校：17年度末
- イ 分教室（幼稚部、小学部）の設置：18年度
 - (ア) 品川分教室
品川ろう学校跡地に設置：18年度
城南養護学校内に移転：20年度予定
 - (イ) 杉並分教室
杉並ろう学校跡地に設置：18年度
永福学園養護学校内に移転：21年度予定
 - (ウ) 江東分教室
江東ろう学校跡地に設置：18年度
江東地区第二養護学校（仮称）内に設置：24年度予定

(3) 知的障害養護学校（地域型の特別支援学校）の設置

- ア 田園調布養護学校（高等部）開校（大田ろう学校跡地）：18年度
- イ 品川地区養護学校（仮称）（小学部・中学部）開校（品川ろう学校（現大塚ろう学校品川分教室）跡地）：23年度予定
- ウ 江東地区第二養護学校（仮称）（小学部・中学部）開校（江東ろう学校跡地）（校舎内に大塚ろう学校江東分教室を設置）：24年度予定

(4) 知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する養護学校の設置

- 多摩養護学校（肢体不自由養護学校）に知的障害教育部門設置：19年度
知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する学校に改編（平成19年4月から知的障害教育部門小学部1年生受入れ）

(5) 病弱養護学校高等部の設置

久留米養護学校高等部設置：18年度

(6) 寄宿舍

ア 青鳥養護学校寄宿舍の閉舎：18年度末

イ 八王子盲学校寄宿舍との組織統合に伴う八王子養護学校寄宿舍の閉舎：19年度末予定

ウ 寄宿舍入舎基準の見直し：18年度

(7) 校外教育施設

ア 校外教育施設の廃止

(ア) 土肥臨海学園廃止：16年度末

(イ) 聖山高原学園廃止：18年度末

イ 学校外活動の充実

(ア) 医師や臨時介助員の付き添い範囲を拡大：17年度から

(イ) 民間施設等の情報データベースの構築：19年度から

3 都立盲・ろう・養護学校の教育諸条件の整備

(1) 教員の資質及び専門性の向上

ア 特別支援教育コーディネーター育成研修の実施（東京都教職員研修センター）：17年度から

イ 教育職員免許法に基づく認定講習の継続実施

(2) 教室確保対策（知的障害養護学校）

対象学校名	供用開始(予定)年度	対象学校名	供用開始(予定)年度
中野養護学校	平成18年度	町田養護学校	平成20年度
八王子養護学校	平成19年度	高島養護学校	平成20年度
羽村養護学校	平成19年度	墨田養護学校	平成20年度
調布養護学校	平成19年度	清瀬養護学校	平成20年度
南大沢学園 養護学校	平成19年度	葛飾養護学校	平成20年度
板橋養護学校	平成20年度	青鳥養護学校 久我山分校	平成22年度

(3) スクールバスの乗車時間の短縮

増車及びコースの見直し等により、平成18年度中に90分以上のバス路線をすべて解消

4 小・中学校における特別支援教育の充実への支援

- (1) 区市町村における特別支援教育体制の推進
 - ア 特別支援教育体制モデル事業：16年度から18年度まで
北区、八王子市、調布市、あきる野市
校内体制の整備、巡回指導・巡回相談等に必要な体制、指導の対象となる児童・生徒の判断のしくみ、理解啓発について検証
 - イ ガイドラインの作成・配布（区市町村教育委員会、小・中学校等に配布）：18年度
- (2) 副籍制度の導入
 - ア 副籍モデル事業 八王子市、あきる野市：16年度
北区、八王子市、調布市、あきる野市：17年度から18年度まで
副籍制度導入の理解啓発、地域指定校（小・中学校）決定までの手続、在籍校（特別支援学校）と地域指定校の情報交換・連携の在り方について検証
 - イ 副籍ガイドラインの作成・配布（区市町村教育委員会、小・中学校等に配布）：18年度
- (3) 小・中学校における特別支援教育コーディネーターの指名等
 - ア 特別支援教育コーディネーターの指名 19年度に100%
 - イ 校内委員会の設置 19年度に100%
 - ウ 特別支援教育コーディネーター養成研修（区市町村）の実施（東京都教職員研修センター）
：17年度から
- (4) 特別支援学校のセンター的機能の整備
 - ア センター校モデル事業の実施：18年度
 - イ センター的機能整備のため、センター校に非常勤講師を配置：19年度から
区市町村教育委員会や小・中学校への助言・援助、連携が可能となるよう、エリア・ネットワークのセンター校（知的障害養護学校小・中学部設置校）の体制整備
- (5) 特別支援（就学支援）プロジェクト事業
杉並区、足立区、青梅市：17年度から18年度まで
各区市における教育、保健、医療、福祉の関係機関の担当者と構成する特別支援プロジェクトの設置と区市における連携体制の検討
- (6) 就学相談に関する調査研究事業
モデル事業 大田区：15年度から16年度まで
狛江市、あきる野市：17年度から18年度まで
就学前機関の支援情報を小学校等に引き継ぐ「就学支援シート」の開発・活用
- (7) 広域特別支援連携協議会の設置：17年度から
都の関係部局、区市町村、関係団体、保護者代表等による連携組織として設置

5 一人一人を大切にする教育を推進するための都民の理解啓発の充実

- (1) 特別支援教育に関する講座の実施
- (2) 区市町村の教員を対象にしたリーフレットの作成・配布
- (3) 保護者や住民を対象とした説明会の実施

2 第一次実施計画の評価

(1) 都立盲・ろう・養護学校における個に応じた教育内容の充実

ア 個別の教育支援計画の策定

「個別の教育支援計画」^Aについては、書式の研究・開発を行い、平成17年度から都立盲・ろう・養護学校で策定できるようにしました。「個別の教育支援計画」に、学校や家庭、利用している支援機関の支援内容を記載することで、学校と保護者の間で、支援に対する共通理解が図れるようになり、信頼関係が深まっています。

今後は、保護者、関係機関と連携した「個別の教育支援計画」の策定と活用を一層充実させていきます。

イ 教育課程の研究・開発

知的障害養護学校高等部職業学科及び普通科職業コースの教育課程^Bについては、障害者雇用の実績のある企業からのアンケート結果を基に、流通・サービスや家政などの専門教科による系列の教育課程を研究・開発し、障害のある生徒の就労に直結する教科等の指導や実習ができるようにしました。

中高一貫型ろう学校の教育課程については、中学部・高等部6年間を、2年ごとに、前期「学力定着段階」、中期「学力伸長段階」、後期「学力充実段階」に分けた教育課程を研究・開発し、大学等への進学希望にこたえられる教科・科目等を配列しました。

病弱養護学校高等部の教育課程については、隣接する都立高等学校での教科・科目等の履修も可能とする教育課程を研究・開発し、生徒の病状に応じた指導ができるようにしました。

また、自閉症の障害特性に応じた教育課程の研究を行い、新たな領域・教科を合わせた指導^Cとして、社会性や対人関係に関する指導を行う「社会性の学習」を開発しました。この「社会性の学習」を含む教育課程による指導を、小・中学部を設置する知的障害養護学校10校で試行しました。今後は、小・中学部を設置するすべての知的障害特別支援学校に拡大していきます。

ウ 障害種別に応じた教育内容の充実

各障害種別の学校の専門性をより一層高めるため、外部専門家と連携した新たな指導体制の確立に努めました。

(ア) 知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科を設置する養護学校

就労サポーター^D、心理の専門家等の配置

(イ) ろう学校の早期乳幼児教育相談

相談員、言語聴覚士^E、心理の専門家等の配置

(ウ) 肢体不自由養護学校

自立活動における理学療法士^Fや作業療法士^G、言語聴覚士、心理の専門家等の配置
非常勤看護師の配置

今後は、こうした教員と外部専門家が連携した指導内容・方法の研究・開発を行い、各学校の専門性のより一層の向上に努めていきます。

(2) 都立盲・ろう・養護学校等の適正な規模と配置

ア 個に応じた新たなタイプの学校づくり

新たなタイプの学校として、平成19年4月に知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学

科（就業技術科）を設置する永福学園養護学校を開校、また、足立養護学校高等部普通科に知的障害が軽い生徒を対象とした職業コース（ビジネスコース）を開設しました。

両校には、中学校の心身障害学級や通常の学級に在籍している多くの知的障害の軽い生徒が入学を希望し、入学相談を受けました。現在、青梅東学園養護学校（仮称）や南多摩地区学園養護学校（仮称）の開校に向けた準備を進めていますが、希望者のニーズにこたえるためにもさらに増設を検討していく必要があります。

また、平成 18 年 4 月には、中高一貫型の中央ろう学校を開校し、病弱養護学校の久留米養護学校に高等部を開設しました。

中央ろう学校には、これまで小学校や中学校で学んでいた大学進学を目指す聴覚障害のある生徒も入学し、障害の状態に応じた適切な就学・入学が促進されるとともに、都立ろう学校の教育活動の一層の活性化につながりました。

久留米養護学校の高等部の開設により、これまで慢性疾患等により高等学校への進学をあきらめていた生徒や中途退学していた生徒に対する後期中等教育の場を提供することができました。

イ 都立盲・ろう・養護学校の適正な規模と配置

ろう学校における在籍者の減少に対応し、教育活動の活性化や聴覚障害教育の専門性の維持・向上を図るため、再編整備を行いました。そして、その跡地に知的障害養護学校を開校しました。また、都立高等学校跡地に知的障害が軽い生徒を対象とした知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する学校の設置を計画しました。

平成 18 年 4 月には、地域型の知的障害養護学校高等部単独校として田園調布養護学校を大田ろう学校跡地に開校しました。また、品川地区養護学校（仮称）、江東地区第二養護学校（仮称）についても、ろう学校跡地への開校準備を進めています。前述した永福学園養護学校は都立永福高等学校跡地に開校し、青梅東学園養護学校（仮称）は都立青梅東高等学校跡地に開校準備を進めています。

今後も、個に応じた新たなタイプの学校づくりも含め、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を推進していく必要があります。

（３）都立盲・ろう・養護学校の教育諸条件の整備

ア 知的障害養護学校の普通教室の確保

知的障害養護学校については、在籍者数の増加に対応するため普通教室を増設し、その確保に努めてきましたが、今後もさらに教室の増設など、その対策を講じていく必要があります。

イ 肢体不自由養護学校におけるスクールバスの通学時間の短縮

増車及びコースの見直しにより、平成 18 年度中に 90 分以上のバス路線をすべて解消しました。今後は、学校の新設に伴う通学区域の見直しにより、さらなる通学時間の短縮を図る必要があります。

（４）小・中学校における特別支援教育の充実への支援

ア 個別の教育支援計画等の策定

小・中学校については、平成 19 年度末までにすべての特別支援学級で「個別の教育支援計画」を策定するよう区市町村教育委員会に指導・助言しました。また、都教育委員会では、通常の

学級における「個別の教育支援計画」及び「個別指導計画」^hを研究・開発しました。さらに、講習会を実施するとともに指導資料やQ & Aを作成・配布しました。

これにより、通常の学級においても発達障害の児童・生徒に対する「個別の教育支援計画」の策定や「個別指導計画」を作成するケースが増えています。

就学前機関での支援の情報を学齢期につなげる「就学支援計画」ⁱについては、就学相談時に作成する「就学支援ファイル」と、就学先決定後に作成する「就学支援シート」から構成する「就学支援計画」の様式を都独自に開発しました。特に、「就学支援シート」については、モデル事業地区で作成し活用を試行したところ、就学相談^jの対象とならない発達障害のある児童についても就学前機関の情報を小学校につなげることができるようになり、通常の学級における「個別の教育支援計画」の策定や「個別指導計画」の作成につながっています。

イ 小・中学校における特別支援教育にかかわる校内体制の整備

特別支援教育体制モデル事業の実施や理解啓発資料の作成・配布などにより、各学校の校内の支援体制整備が進み、平成 19 年度中に「校内委員会^kの設置」、「特別支援教育コーディネーター^lの指名」ともに 100%になりました。

特別支援教育体制整備の在り方については、特別支援教育体制モデル事業の実施により、校内委員会や特別支援教育コーディネーターの役割、区市における専門家チーム^mの設置や巡回相談ⁿなどの在り方が明らかになりました。このモデル事業での成果は、平成 19 年 3 月に作成し、区市町村教育委員会及び都内公立学校に配布した「特別支援教育推進のためのガイドライン 東京の特別支援教育」に掲載しました。

副籍制度^oについては、副籍モデル事業の成果と課題を分析して、平成 19 年 3 月に「副籍ガイドライン」を作成し、区市町村における副籍事業の導入に向けた指針を示しました。これにより、平成 19 年度にはすべての区市町村で副籍事業が導入されました。今後は、区市町村の取組内容を調査・分析し、居住地域での交流が充実するよう検討していく必要があります。

ウ 特別支援教室（仮称）について

特別支援教室（仮称）^pについては、第一次実施計画の期間中に、法令上の位置付けがなされず、これまでの「特殊学級（都では心身障害学級）」を「特別支援学級」に名称変更するだけにとどまりました。そのため、特別支援教育体制モデル事業地区では、現在の学級設置等にかかわる法令を踏まえながら、固定制の心身障害学級と通常の学級との交流及び共同学習、通級制の心身障害学級の担当教員による巡回による指導などを試行しました。

今後は、モデル事業の成果を踏まえ、特別支援学級の弾力的な運用を進めていくことが必要です。

（５）一人一人を大切にする教育を推進するための都民の理解啓発の充実

都教育委員会や都立特別支援学校における特別支援教育に関する講座の実施、理解啓発資料等の作成・配布などをとおして都民への理解啓発に努めました。今後はこれらに加えて理解啓発行事などを開催し、より具体的な理解啓発に努めていくことが必要です。

A 個別の教育支援計画

「個別の教育支援計画」は、障害のある幼児・児童・生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えのもと、長期的な視点で学齢期を通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として策定するものである。この策定には、教育のみならず、保健、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含め関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠であり、教育的支援を行うに当たり同計画を活用することが意図されている。

B 教育課程

法令に基づき、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間について、それらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の基本計画。

C 領域・教科を合わせた指導

学校教育法施行規則の規定による各教科、道徳、特別活動、自立活動の全部又は一部を合わせた指導のこと。盲学校、聾学校及び養護学校学習指導要領には「日常生活の指導」、「遊びの指導」、「生活単元学習」、「作業学習」の四つが示されているが、これらは教科名ではなく、各教科や領域の目標・内容を含む総合的な指導の形態の名称である。

なお、東京都においては、知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校に「キャリアガイダンスの時間」を、また、知的障害を伴う自閉症の児童・生徒のための「社会性の学習」を新たに研究・開発し、領域・教科を合わせた指導に加えている。

D 就労サポーター

都教育委員会は、都立特別支援学校高等部生徒の就労促進を図る目的で、第一次実施計画に基づき、平成18年度から就労サポーター事業を導入した。就労サポーターは、都立特別支援学校の生徒の就労先・実習先の開拓及び確保や就労後の職場定着のための関係機関等との連携等の業務を行っている。

E 言語聴覚士（S T : Speech-Language-Hearing Therapist）

構音障害、吃音（きつおん）言語発達の遅れ、聴覚障害、失語症、嚥下（えんげ）障害など、言葉にかかわる障害の評価とその改善を図る専門的な訓練や指導・助言を行う者。

F 理学療法士（P T : Physical Therapist）

理学療法を行う者。理学療法とは、リハビリテーションの専門分野である。身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。

G 作業療法士（O T : Occupational Therapist）

作業療法を行う者。作業療法とは、作業や日常生活の諸場面、遊びなどの諸活動を治療の手段として用い、身体や精神に障害のある者の機能の回復や維持、また、発達を促す技術体系である。

H 個別指導計画

「個別指導計画」は、幼児・児童・生徒の障害に応じたきめ細かな指導を行うために、一人一人の障害の状態や発達段階等の把握に基づき、指導目標や内容、方法等の手だてを保育の領域や各教科・領域等全体にわたって作成されるものである。「個別の教育支援計画」を踏まえて、「個別指導計画」をきめ細かに作成することが重要である。

I 就学支援計画

「就学支援計画」は、発達障害を含む障害のある児童一人一人の適切な就学や就学後の教育内容・方法の充実を図るため、幼稚園の教員や保育所、療育機関等の職員が、保護者と共に作成する計画のこと。乳幼児期から学齢期への円滑な移行を支援する。

J 就学相談

障害のある児童・生徒が、その障害の状態や程度に応じた最も適切な就学先を決めていくために教育委員会と保護者が行う相談のこと。義務教育段階の相談の実施主体は区市町村教育委員会であるため、都立特別支援学校に就学する場合も区市町村教育委員会における就学相談を経由して都教育委員会に通知される。各区市町村教育委員会には、児童・生徒一人一人に最もふさわしい就学先を判断するために、教育学、医学、心理学等の専門家等で構成する「就学支援委員会」が設置されている。

K 校内委員会

学校内に置かれた発達障害等の児童・生徒の実態把握及び支援の在り方等について検討を行う委員会。

L 特別支援教育コーディネーター

学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者。

M 専門家チーム

区市町村の教育委員会に設置された教育委員会関係者、教員、心理学の専門家、医師等の専門的知識を有する者で構成する組織であり、幼稚園、小・中学校等に対して、LD・ADHD・高機能自閉症等か否かの判断や望ましい教育的対応について、専門的意見を示す。

N 巡回相談

発達障害等に関する専門的知識・経験を有する者が、幼稚園、小・中学校等を巡回し、教員に対して、発達障害等の幼児・児童・生徒に対する指導内容・方法に関する指導・助言を行うこと。

O 副籍制度

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（小・中学校の学校行事や地域行事等における交流、小・中学校の学習活動への参加等）や間接的な交流（学校・学年・学級便りの交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

P 特別支援教室（仮称）

発達障害を含む障害のある児童・生徒が、原則として通常の学級に在籍し、教員の適切な配慮、チーム・ティーチング、個別指導や学習内容の習熟に応じた指導などの工夫により通常の学級において教育を受けつつ、必要な時間に特別の指導を受ける教室のこと。中央教育審議会の答申には、発達障害を含むすべての障害のある児童・生徒が通常の学級に在籍し、必要な時間に特別の指導を受ける、 、 タイプの特別支援教室（仮称）のイメージが述べられている。

・特別支援教室：ほとんどの時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態

・特別支援教室：比較的多くの時間を通常の学級で指導を受けつつ、障害の状態に応じ、相当程度の時間を特別支援教室で特別の指導を受ける形態

・特別支援教室：一部の時間のみ特別支援教室で特別の指導を受ける形態

都においては、この中央教育審議会の答申に先駆け、東京都心身障害教育改善検討委員会の「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」（平成15年12月）の中で、A・B・Cの3つのタイプの特別支援教室（仮称）として提言している。

第3章

第二次実施計画の 基本的な考え方

第3章 第二次実施計画の基本的な考え方

第二次実施計画は、第一次実施計画に基づく取組の成果と課題及び国の法改正の動向や都の取組を踏まえ、幼児・児童・生徒や保護者、都民の期待にこたえるため、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じた教育環境の整備や学校・教員の専門性の向上、都と区市町村との連携、都や区市町村における教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関の連携、都民への理解啓発など、都における特別支援教育推進体制の充実について総合的な視点から計画化するものです。

1 第二次実施計画策定の経緯

都教育委員会は、平成16年11月に、都における特別支援教育の推進に関する10年間の総合的な計画である「東京都特別支援教育推進計画」を策定しました。そして、本計画の当面の具体的な計画として、平成16年度から平成19年度までを第一次実施計画期間とし、計画の実現に取り組んできたところです。

第一次実施計画策定後、国においては平成17年4月に「発達障害者支援法」が施行、平成18年には「学校教育法施行規則」が一部改正施行、「障害者自立支援法」が施行されたほか、「障害のある者に対する教育上の必要な支援を講じること」を内容として含んだ「教育基本法」が一部改正施行されました。

また、平成19年4月には改正学校教育法が施行され、「複数の障害種別に対応した教育を行うことのできる特別支援学校を創設すること」や「特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター的役割を担うこと」、「幼稚園、小・中学校、高等学校、中等教育学校においては、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対し、特別支援教育を行うこと」が規定されました。

さらに都においては、平成18年12月に「10年後の東京」を公表し、その中で東京の企業集積の強みを活かし、新たに3万人以上の障害者雇用を創出することを明示しました。

都教育委員会では、こうした国の法改正の動向や都の取組を踏まえ、平成20年度から平成22年度までを期間とした第二次実施計画を策定しました。

2 第二次実施計画の基本的な方向

(1) 都立特別支援学校における個に応じた教育内容の充実

個に応じた指導を充実するため、保護者、関係機関と連携した「個別的教育支援計画」の策定・活用などをより一層充実します。

また、障害特性に応じた教育課程の研究・開発を行うとともに、第一次実施計画で研究・開発した知的障害特別支援学校における自閉症の障害特性に応じた教育課程による指導を、小・中学部を設置するすべての知的障害特別支援学校で実施していきます。

さらに、自立と社会参加に向けて、小学部からのキャリア教育^Aを含む職業教育を充実するとともに、大学等への進学など、多様な進路希望にこたえる指導を充実します。

^A キャリア教育
児童・生徒一人一人の勤労観、職業観を育てる教育。

第一次実施計画で構想した「エリア・ネットワーク」については、教育機関と保健、医療、福祉、労働等の関係機関との連携の在り方を明確化し、乳幼児期における早期支援、適切な就学等の推進、自立活動の指導に関する特別支援学校間の連携、児童・生徒の健全育成、副籍の充実、民間と連携した就労支援など、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援ができる体制を整備していきます。

(2) 都立特別支援学校の適正な規模と配置

都立特別支援学校の規模と配置の適正化に当たっては、都立特別支援学校で学ぶ幼児・児童・生徒の教育ニーズに適切に対応できるよう、知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の増設、視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する学校の設置、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する学校の設置など、個に応じた新たなタイプの学校づくりを進めます。

知的障害特別支援学校や肢体不自由特別支援学校については、都立高等学校や都立聴覚障害特別支援学校の跡地を活用し、通学区域や地域バランスを考慮した適正な規模と配置を進めます。

また、寄宿舎については、第一次実施計画に基づいて見直した入舎基準により、通学困難な児童・生徒を受入れ、引き続き適正な規模と配置を進めます。

(3) 都立特別支援学校の教育諸条件の整備

都立特別支援学校の教員の資質・専門性の向上を目的として、各種研修を充実するとともに、特別支援学校教諭免許状^Bの取得の促進、教員採用選考における大学推薦制、教員の人事交流等の充実を図ります。また、肢体不自由特別支援学校における外部専門家を導入した指導体制を検討します。

今後、在籍者数の増加が見込まれる知的障害特別支援学校の教室確保及び肢体不自由特別支援学校に通う児童・生徒の通学時間の負担の軽減については、引き続き教育環境の整備に努めます。

(4) 区市町村における特別支援教育の充実への支援

発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の特別な教育ニーズに対応するため、幼稚園、小・中学校の特別支援教育体制整備への支援を行っていきます。また、小・中学校における固定制の特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習や通級制の特別支援学級(以下「通級指導学級」という。)の担当教員を活用した通常の学級に在籍する発達障害の児童・生徒への支援について研究・開発します。さらに、通級指導学級での指導の開始・終了の判定システムに関する調査・研究を行います。

小・中学校の通常の学級における特別な支援が必要な児童・生徒に対する適切な指導や必要な支援の内容・方法についても研究・開発していきます。

都と区市町村の連携体制の整備に関しては、区市町村における関係機関の連携ネットワークである「特別支援プロジェクト」への都立特別支援学校の教員の参画、幼稚園や小・中学校にお

^B 特別支援学校教諭免許状

教育職員免許法の一部改正に伴い、盲・ろう・養護学校ごとの教諭免許状は、特別支援学校教諭免許状に一本化され、単位の修得状況等に応じて、一又は二以上の特別支援教育領域を定めて授与されることになった。特別支援教育領域には、視覚障害者に関する教育の領域、聴覚障害者に関する教育の領域、知的障害者に関する教育の領域、肢体不自由者に関する教育の領域、病弱者に関する教育の領域がある。既に盲・ろう・養護学校免許状を授与されている者は、経過措置により、新法の免許状の該当する特別支援教育領域の免許状を有しているとみなされるため書き換えなどの手続きは必要ないこととなった。

る特別支援教育体制整備への都立特別支援学校からの助言・援助、副籍による交流の連携、「就学支援計画」の作成・活用に関する連携などを積極的に進めていきます。

さらに現在の東京都就学相談室の機能を拡大して「東京都特別支援教育推進室（仮称）」とし、全都的な視野に立った特別支援教育を推進していきます。

（５）都立高等学校等における特別支援教育の充実

都立高等学校等に在籍する発達障害の生徒に対する適切な指導及び必要な支援を行うため、校内の特別支援教育に関する委員会（小・中学校での校内委員会の役割を果たす委員会）の設置や特別支援教育コーディネーターの指名など特別支援教育体制の整備を行います。

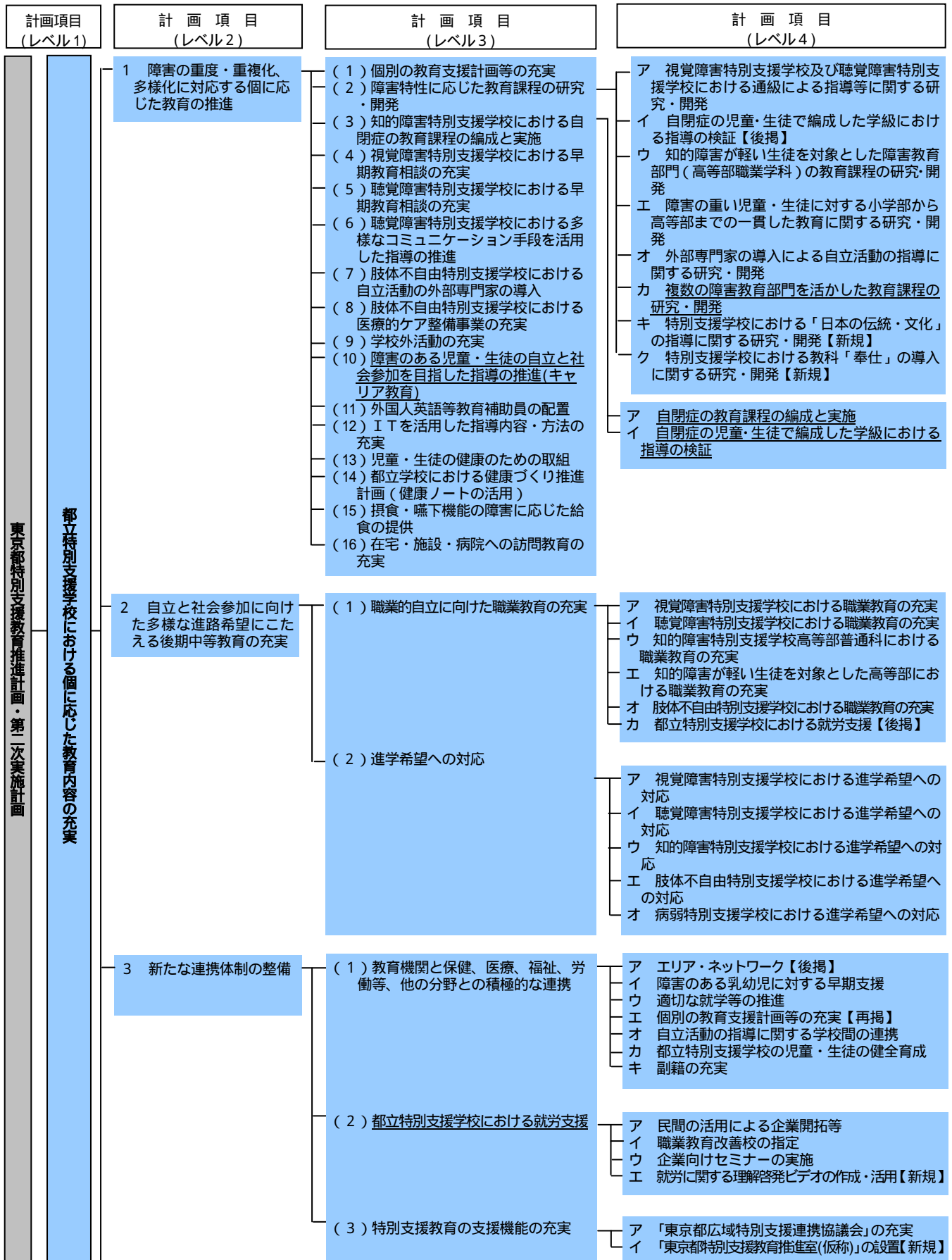
（６）一人一人を大切にする教育を推進するための都民の理解啓発の充実

発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の特別な教育ニーズに適切に対応した多様な教育を展開するためには、特別支援教育に関する都民の理解啓発を充実することが不可欠です。

そのために、特別支援教育に関する講座の実施や授業公開、交流活動など、これまでに各学校が実施してきた理解啓発に関する取組をより一層充実します。

都教育委員会としても、保護者や都民を対象とした特別支援教育に関する理解啓発講習会の実施や理解啓発リーフレットの作成・配布に加え、啓発ビデオの作成・活用、理解啓発行事の計画的な実施など、全都的な視点に立った特別支援教育に関する理解啓発活動をより一層充実します。

3 東京都特別支援教育推進計画・第二次実施計画の体系図



計画項目 (レベル1)	計画項目 (レベル2)	計画項目 (レベル3)	計画項目 (レベル4)	
東京都特別支援教育推進計画・第二次実施計画	都立特別支援学校の適正な規模と配置	1 個に応じた新たなタイプの学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置 (2) 視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する特別支援学校の設置【新規】 (3) 知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する特別支援学校の設置 	
		2 都立特別支援学校の適正な規模と配置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 都立特別支援学校の適正な規模と配置の基本的な考え方 (2) 都立特別支援学校の配置計画の概要 (3) 視覚障害特別支援学校の適正な規模と配置 (4) 聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置 (5) 知的障害特別支援学校の適正な規模と配置 (6) 肢体不自由特別支援学校の適正な規模と配置 (7) 分教室の改編と設置【新規】 (8) 適正かつ円滑な学校運営 	<ul style="list-style-type: none"> ア 都立特別支援学校全体での対応 イ スクールバスの通学時間の短縮 ウ 都立高等学校や都立聴覚障害特別支援学校の跡地活用
		3 寄宿舎の適正な規模と配置	<ul style="list-style-type: none"> (1) 配置の基本的な考え方 (2) 適正な配置の効果 (3) 配慮すべき点 (4) 第二次実施計画 	<ul style="list-style-type: none"> ア 視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する特別支援学校の設置【新規】【再掲】 イ 知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する特別支援学校の設置【再掲】 ウ 知的障害特別支援学校単独校の設置
都立特別支援学校の教育諸条件の整備	1 教員の資質及び専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特別支援学校教諭免許状取得の促進 (2) 特別支援教育の理解啓発に関する研修の実施 (3) 特別支援教育コーディネーターの育成に関する研修(都立特別支援学校) (4) 教育相談担当教員の育成に関する研修 (5) 教員採用選考における大学推薦制 (6) 教員の人事交流等の充実 (7) 大学・外部専門家との連携による研修・研究の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ア 職層研修等における理解啓発 イ 理解啓発講習会及びシンポジウムの実施 	
	2 教育効果を高める指導体制	<ul style="list-style-type: none"> (1) 肢体不自由特別支援学校における自立活動の外部専門家の導入【再掲】 (2) 肢体不自由特別支援学校における教育効果を高める指導体制の確立【新規】 		
	3 学校施設・設備の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 知的障害特別支援学校における普通教室の確保 (2) 児童・生徒の通学時間の負担軽減 (3) 都立特別支援学校の個別の名称【新規】 		
	4 都民に信頼される学校経営の確立	<ul style="list-style-type: none"> (1) 東京都学校経営支援センターとの連携 (2) 学校運営連絡協議会及び外部評価の充実 (3) 特別支援学校経営計画 (4) 経営体としての自律性の確立(自律経営推進予算) (5) 学校全体の教育力を高める教員の職の分化【新規】 (6) 外部の教育資源を活用した特別支援学校を支援するしくみづくり【新規】 		

計画項目 (レベル1)	計画項目 (レベル2)	計画項目 (レベル3)	計画項目 (レベル4)	
東京都特別支援教育推進計画・第二次実施計画	区市町村における特別支援教育の充実への支援	1 発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の特別な教育ニーズへの対応の充実	(1) 幼稚園、小・中学校における教員の資質・専門性の向上への支援	ア 校(園)内支援体制づくりや校(園)内研修の支援 イ 幼稚園教諭を対象とした特別支援教育コーディネーター養成研修の実施【新規】 ウ 特別支援教育の理解啓発に関する研修の実施 エ 教育相談に関する研修の充実 オ 東京都教職員研修センターにおける「授業力向上ヘルプデスク」の充実 カ 東京都特別支援教育推進室(仮称)からの情報提供【新規】 キ 特別支援学校教諭免許状取得の促進
			(2) 小・中学校の通常の学級における特別支援教育の推進【新規】	ア 特別支援学級の教員の専門性を活用した通常の学級への支援【新規】 イ 特別支援教育支援員の配置・活用に対する支援【新規】
			(3) 個別の教育支援計画等の充実	
			(4) 特別支援学級の在り方と指導内容・方法の改善【新規】	ア 通級指導学級での指導の開始・終了判定システムの構築【新規】 イ 通級指導学級の適切な指導時間の設定と指導内容・方法の改善【新規】 ウ 特別支援学級(固定制)の弾力的な運用【新規】
			(5) 特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習の促進	
			(6) 都立特別支援学校における通級による指導等の実施	
		2 都と区市町村の連携体制の整備	(1) 教育機関と保健、医療、福祉、労働等他の分野との積極的な連携	ア エリア・ネットワーク イ <u>それぞれの時期に応じた連携体制【新規】</u>
			(2) 幼稚園、小・中学校における特別支援教育体制の整備への支援	
			(3) 副籍の充実【再掲】	
			(4) 特別支援教育の支援機能の充実【再掲】	ア 「東京都広域特別支援連携協議会」の充実 イ 「東京都特別支援教育推進室(仮称)」の設置【新規】
都立高等学校等における特別支援教育の充実	1 知的な遅れのない発達障害の生徒への支援の充実	(1) 都立高等学校等における特別支援教育体制の整備【新規】	ア 校内の特別支援教育に関する委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名【新規】 イ 都立特別支援学校や福祉、労働等、他の分野との積極的な連携【新規】 ウ 学校間連携の拡大 エ 障害者理解教育等の推進	
		(2) 都立高等学校等の教員の特別支援教育に関する理解と専門性の向上【新規】	ア 特別支援教育の理解と専門性の向上に関する研修の充実【新規】 イ 特別支援教育コーディネーター養成研修の実施【新規】 ウ 都立高等学校等発達障害支援研究協議会(仮称)の開催【新規】 エ 東京都教職員研修センターにおける「授業力向上ヘルプデスク」の充実【再掲】	
		(3) 個別の教育支援計画の策定【新規】		
		(4) 都立高等学校等への巡回相談等による支援の実施【新規】		
都民の理解啓発の充実	1 理解啓発促進のための取組の充実	(1) 理解啓発資料等の作成	ア 啓発ビデオの作成・活用【新規】 イ 理解啓発リーフレットの作成・配布 ウ 副籍事業の理解啓発資料等の作成 エ 「東京都特別支援教育推進室(仮称)」における情報提供機能の充実【新規】 オ 東京都広域特別支援連携協議会を活用した理解啓発	
		(2) 理解啓発行事の実施等	ア 理解啓発行事の実施 イ 東京都教育の日を活かした理解啓発 ウ 通年の授業公開の実施 エ 特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育の充実 オ 特別支援教育に関する講座等の実施 カ 学校の教育機能の地域社会への提供	
			下線の事業は、本計画における進行管理事業です。 【新規】は、第二次実施計画期間(20年度~22年度)から新たに実施する事業です。	

第二部

第二次実施計画の具体的な展開

第1章 都立特別支援学校における個に応じた教育内容の充実

第2章 都立特別支援学校の適正な規模と配置

第3章 都立特別支援学校の教育諸条件の整備

第4章 区市町村における特別支援教育の充実への支援

第5章 都立高等学校等における特別支援教育の充実

第6章 一人一人を大切にする教育を推進するための都民の理解啓発の充実



第1章

都立特別支援学校における 個に応じた教育内容の充実

第1章 都立特別支援学校における 個に応じた教育内容の充実

1 障害の重度・重複化、多様化に対応する個に応じた教育の推進

【現状と課題】

改正学校教育法の施行により、これまでの盲・ろう・養護学校の制度は、特別支援学校の制度に転換されました。この特別支援学校の制度により、各都道府県等の判断で、次のような特別支援学校の設置が可能になりました。

複数の障害（2～5障害種別）に対応した教育を行う学校

これまでどおりの特定の障害に対応した教育を行う学校

都立特別支援学校の幼児・児童・生徒の障害は、重複化が進んでいるとともに、その状態も重い程度から軽い程度まで様々です。

平成19年度の在籍者の障害の状態を見ると、視覚障害特別支援学校では51.4%、肢体不自由特別支援学校では90.5%が、複数の障害を併せ有する重複障害^Aの児童・生徒です。

知的障害特別支援学校では、在籍者の36.6%が知的障害を伴う自閉症又は自閉的傾向を有しており、特に、小学部では、51.2%の児童が自閉症又は自閉的傾向を有しています。

その一方で、知的障害特別支援学校高等部では、在籍者の66.3%が中学校（特別支援学級及び通常の学級）から進学してきた知的障害が軽い生徒であるという状況があります。

また、肢体不自由特別支援学校で実施している訪問教育（在宅・施設・病院）^Bについては、自立活動^Cの指導を主とする障害の重い児童・生徒から、病気等のため入院し小・中学校や高等学校等から転学してきた学年対応の教科等の指導が可能な児童・生徒まで、その対象の幅が大きいことから、一人一人の児童・生徒の障害や病状に応じた指導内容・方法の一層の充実が求められています。

こうした現状から、特別支援学校の制度の趣旨を踏まえた「個別の教育支援計画」等に基づく個に応じた教育内容・方法の改善、複数の障害教育部門を併置する学校におけるそれぞれの部門の専門性を活かした特色ある教育課程の編成に向けた研究・開発、障害特性に応じた特色ある教育課程の開発などが必要となっています。

【改善の方向及び計画】

（1）個別の教育支援計画等の充実

都立特別支援学校においては、個に応じた指導を充実するため、家庭や福祉、医療、保健、労働等の関係機関との密接な連携を図り、就学前に作成する「就学支援計画」と連動させた「個別の教育支援計画」の策定や「個別指導計画」の作成、学齢期から学校卒業後までの円滑な移行支援を目指す「個別移行支援計画^D」の策定・活用を一層充実させます。

A 重複障害

学校教育法施行令第22条の3に規定する障害（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）を二つ以上併せ有すること。

B 訪問教育

知的障害特別支援学校の都立しいの木養護学校でも施設への訪問教育を実施している。

C 自立活動

障害のある幼児・児童・生徒が、自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために、必要な知識、技能、態度及び習慣を養うことを目的として設定されている学習活動のこと。

D 個別移行支援計画

卒業後の職業生活や地域生活への円滑な移行を見通し、在学中から関係機関等と連携して、一人一人のニーズに応じた支援を実施するための計画。

(2) 障害特性に応じた教育課程の研究・開発

ア 視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校における通級による指導等に関する研究・開発
小・中学校の通常の学級に在籍する視覚障害又は聴覚障害のある児童・生徒に対して、視覚障害特別支援学校及び聴覚障害特別支援学校の教員の専門性や施設・設備等を有効に活用した通級による指導の教育課程の研究・開発を引き続き行っていきます。また、固定制の特別支援学級を含め小・中学校等及び他の障害種別の特別支援学校に在籍する視覚障害又は聴覚障害のある児童・生徒に対する巡回指導を実施するための教育課程の研究・開発も行っていきます。

イ 自閉症の児童・生徒で編成した学級における指導の検証【後掲<30ページ>】

ウ 知的障害が軽い生徒を対象とした障害教育部門（高等部職業学科）の教育課程の研究・開発
新たに設置する知的障害が軽い生徒を対象とした障害教育部門（高等部職業学科）の教育課程の研究・開発を行います。

特に、今後の学習指導要領の改訂に合わせて、職業の専門教科を活かした効果的な職業教育を目指す教育課程の研究・開発を行います。

エ 障害の重い児童・生徒に対する小学部から高等部までの一貫した教育に関する研究・開発
肢体不自由特別支援学校における障害の重い児童・生徒への小学部から高等部までの12年間の一貫性のある指導に関する評価基準を作成するため、大学と連携した調査・研究を行います。
また、教科・領域等の指導内容・方法について、実践事例に基づく研究・開発を行います。

オ 外部専門家の導入による自立活動の指導に関する研究・開発

第一次実施計画に基づき、肢体不自由特別支援学校に計画的に配置している外部専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理の専門家等）と連携した自立活動の指導を充実するため、次の内容について研究・開発します。

(ア) 自立活動の専門教員の新たな役割と校内体制の在り方

(イ) 外部専門家との連携の方法

(ウ) 外部専門家と連携した授業の評価

(エ) 教材研究

(オ) 教室環境の改善 など

カ 複数の障害教育部門を活かした教育課程の研究・開発

複数の障害教育部門の専門性を活かした特色ある教育課程の編成に向け、次の内容について研究・開発を行います。

(ア) 視覚障害と知的障害それぞれの障害教育部門の専門性を活かした教育課程の在り方について

(イ) 知的障害と肢体不自由それぞれの障害教育部門の専門性を活かした自立活動の指導の在り方や特別活動の工夫などについて

項目	第一次実施計画	第二次実施計画			長期計画
	16～19年度	20年度	21年度	22年度	23～25年度
複数の障害教育部門を活かした教育課程の研究・開発	検討委員会設置 実践事例の集約 及び検証	教育課程の研究・開発	開発した教育課程の実施 2校	→ 4校	拡充

矢印（→）は、継続して実施する期間を指します。

キ 特別支援学校における「日本の伝統・文化」の指導に関する研究・開発【新規】

特別支援学校における「日本の伝統・文化」に関する教育課程の研究・開発を行い、今後、学習指導要領の改訂に合わせて作成する「教育課程編成基準・資料^E」の中で、研究成果を示します。

ク 特別支援学校における教科「奉仕」の導入に関する研究・開発【新規】

特別支援学校における教科「奉仕」の導入に関する教育課程の研究・開発を行い、今後、学習指導要領の改訂に合わせて作成する「教育課程編成基準・資料」の中で、研究成果を示します。

(3) 知的障害特別支援学校における自閉症の教育課程の編成と実施

ア 自閉症の教育課程の編成と実施

第一次実施計画に基づき、新たな領域・教科を合わせた指導の形態として、自閉症の児童・生徒の対人関係や社会性の向上を目指す「社会性の学習」を開発し、知的障害の指導とは異なる自閉症の児童・生徒の障害特性に応じた指導を10校で試行してきました。

今後は、こうした研究・開発・試行の成果や学習指導要領の改訂内容を踏まえ、小・中学部を設置する知的障害特別支援学校全校において「知的障害」と「自閉症」の2つの教育課程を編成した指導を実施します。

イ 自閉症の児童・生徒で編成した学級における指導の検証

小・中学部を設置する知的障害特別支援学校のうち研究校を指定し、自閉症の児童・生徒で編成した学級^Fにおいて、自閉症教育の指導方法の一つである「構造化^G」や最も効果の上がる指導体制について、実践をとおして検証します。

項目	第一次実施計画	第二次実施計画			長期計画
	16～19年度	20年度	21年度	22年度	23～25年度
自閉症の教育課程の編成と実施	自閉症の教育課程の開発・研究	知的障害特別支援学校小・中学部設置校全校で実施			→
自閉症の児童・生徒で編成した学級における指導の検証	試行(10校) お	試行	拡大		→

^E 教育課程編成基準・資料
学習指導要領の改訂に合わせて、都教育委員会が作成し、各学校に配布する新しい教育課程の編成・実施のための手引書。

^F 自閉症の児童・生徒で編成した学級
現行の学級編成基準に基づき自閉症の児童・生徒で編成した普通学級のこと。

^G 構造化
「構造化」には、黒板に、一週間、一日のスケジュールを書き出したりする「時間の構造化」、学習する場所と食事する場所を分けたりする「物理的な構造化」、一人で作業ができるような机の配置や作業の手順を示す「活動の構造化」がある。

(4) 視覚障害特別支援学校における早期教育相談の充実

幼稚部を設置する視覚障害特別支援学校においては、視覚障害のある乳幼児に対する触察経験を豊かにする支援や保有する視力を最大限に活用していくことができる支援及び保護者の子育てに関する早期教育相談（育児相談）を引き続き実施します。

また、今後は、視覚障害特別支援学校のセンター的機能の一貫として早期教育相談体制の充実・整備を図っていきます。

(5) 聴覚障害特別支援学校における早期教育相談の充実

近年、新生児への聴覚スクリーニング検査^Hが可能になり、幼稚部を設置する聴覚障害特別支援学校においては、聴覚障害あるいはその疑いがある乳児をもつ保護者からの相談件数が急増しています。

そこで、引き続き大塚ろう学校を相談・支援を行う拠点校として位置付け、聴覚障害特別支援学校の早期教育相談（乳幼児教育相談）の専門性を維持向上するため、相談員や医師、言語聴覚士、心理の専門家等を学校へ配置し早期教育相談（乳幼児教育相談）を充実していきます。

(6) 聴覚障害特別支援学校における多様なコミュニケーション手段を活用した指導の推進

幼児・児童・生徒一人一人の聴覚障害の状態や程度に応じた多様なコミュニケーション手段^Iを活用した指導を推進するため、引き続き教員の研修を充実していきます。

(7) 肢体不自由特別支援学校における自立活動の外部専門家の導入

肢体不自由特別支援学校における自立活動の指導に当たっては、児童・生徒の障害の状態に適切に対応した指導を実施することが重要です。

そのため、外部専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理の専門家等）を、引き続き計画的に導入し、指導内容・方法の充実と教員の専門性の向上を図ります。

(8) 肢体不自由特別支援学校における医療的ケア^J整備事業の充実

都教育委員会では、肢体不自由特別支援学校に在籍する常時医療的な配慮を必要とする児童・生徒に対し、安全かつ適切な教育環境を提供していくため「医療的ケア整備事業」を実施しています。

今後も、本事業を推進・充実していくため、学識経験者や保護者代表、指導医から構成する「医療的ケア運営委員会」及び指導方法の統一や指導医間の連携の促進及び情報ネットワークを充実するための「指導医連絡協議会」を引き続き実施していきます。

また、障害の重い児童・生徒の医療的ケアに関する知識を習得するとともに、医療的ケアを必要とする児童・生徒の日常の学校生活における健康管理や健康の保持・増進等の指導に資する教員研修を充実していきます。

^H 新生児への聴覚スクリーニング検査

眠っている新生児に 35 dB（デシベル）の小さな音（ささやき声くらいの大きさの音）を聞かせ、その刺激に反応して起こる変化をコンピューターが判断し、音に対して正常な反応があるかないかを調べる検査。

^I 多様なコミュニケーション手段

聴覚に障害がある場合、補聴器を付けて聞くこと、読話（話し相手の口の形や表情から言葉を読み取る方法）すること、また、話すことや書くことのほかに、指文字、手話などを用いることがコミュニケーション手段として考えられる。

^J 医療的ケア

たんの吸引、経管栄養、導尿など、日常的に行う医療的行為のこと。

(9) 学校外活動の充実

児童・生徒及び保護者の多様なニーズに応じた適切な学校外活動の場を確保するため、公立・民間の宿泊施設や野外施設等を有効活用できるよう、都教育委員会及び学校関係者で構成する「生活訓練事業調整委員会」が中心となって情報のデータベース化の充実を図ります。

(10) 障害のある児童・生徒の自立と社会参加を目指した指導の推進（キャリア教育）

障害のある児童・生徒の自立と社会参加に向けて、小・中学部段階からのキャリア教育を充実し、活動する喜びや働く喜び等が体感できる指導を展開していきます。

そのために委員会を設置し、指導内容・方法について研究・開発します。

項目	第一次実施計画	第二次実施計画			長期計画
	16～19年度	20年度	21年度	22年度	23～25年度
障害のある児童・生徒の自立と社会参加を目指した指導の推進(キャリア教育)		委員会の設置	実施		

(11) 外国人英語等教育補助員の配置

都教育委員会では、平成12年度から、外国語を通じて言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図る態度を育てるため、都立特別支援学校の中学部と高等部の外国語（英語）の指導に際し、在京の外国人を英語等教育補助員として配置しています。

今後は、学習指導要領の改訂内容に合わせて作成する「教育課程編成基準・資料」の中で、英語等教育補助員を有効に活用した指導の在り方を示していきます。

(12) ITを活用した指導内容・方法の充実

都教育委員会は情報教育開発委員会において、ITを活用した指導内容・方法の研究・開発を行い、円滑な活用に向けた取組を行ってきています。今後も、都立特別支援学校において、IT機器の充実を図り、ITを活用した個に応じた指導の充実を図っていきます。

また、学習指導要領の改訂内容に合わせて作成する「教育課程編成基準・資料」の中で、活用の在り方を示していきます。

(13) 児童・生徒の健康のための取組

都立特別支援学校における食育リーダーとの連携に基づく食事指導を充実し、児童・生徒の口腔機能の向上を図るとともに、安全で楽しい食事を推進するために、教職員及び学校歯科医を対象にした研修会を引き続き実施します。

また、「歯・口の健康づくり推進指定校」を4校指定し、都立特別支援学校における歯・口の健康づくり（むし歯や歯周疾患の予防・口腔機能の発達を促すような取組）を推進します。

(14) 都立学校における健康づくり推進計画（健康ノートの活用）

平成16年度に策定した「都立学校における健康づくり推進計画」の一環として、児童・生徒が健康について自ら考え、判断し、行動できる実践力を育成する観点から「健康ノート^K」を作成し、モデル校において、保健学習等の一助として活用しています。今後、ホームページに掲載するなどの方法により、その拡充を図ります。

(15) 摂食・嚥下機能^{えんげ}の障害に応じた給食の提供

都立特別支援学校の児童・生徒の障害に応じた摂食・嚥下機能^{えんげ}の向上を図るため、普通食・後期食・中期食・初期食の形態別調理^Lを引き続き実施します。

これに伴い、栄養職員の資質の向上を図るため、主に、摂食・嚥下機能^{えんげ}の知識や形態別調理の基本の習得及び食に関する指導を中心とした「都立学校栄養職員専門研修」を実施します。

また、肢体不自由特別支援学校栄養職員に特化して、学校間における形態別調理の格差の解消のため、各学校で提供している給食の内容についての情報交換や形態別調理の知識習得を図る研修も実施します。

(16) 在宅・施設・病院への訪問教育の充実

現在、肢体不自由や病弱の状態により通学することが困難な児童・生徒や、施設に入所している児童・生徒、病気で入院している児童・生徒を対象に、肢体不自由特別支援学校から、自宅や施設、病院に教員を派遣して指導を行う訪問教育を実施しています。

在宅や施設訪問教育対象の児童・生徒の多くは障害が重いため主に自立活動の指導が中心になりますが、病院訪問教育対象のほとんどの児童・生徒は、小・中学校の通常の学級や高等学校等から転学しているため、入院から退院までの期間、小・中学校の通常の学級及び高等学校等の教育課程に沿った指導を行う必要があります。

こうした現状を踏まえ、訪問教育については、在宅や施設訪問と病院訪問との相違を明確化し、指導内容・方法の充実を図る指導体制を検討します。

K 健康ノート

児童・生徒が自分で健康診断の結果や生活習慣・食生活のチェック及び体力テストの記録等を記入することで、自らの健康に関心を持ち、将来につながる健康観の育成と自分の健康管理ができるきっかけとなることを目指して作成し活用していくもの。

L 形態別調理

- ・初期食.....口にしたらそのまま飲み込める状態で粒がなく、滑らかな食べ物の形状。
水分が多く、適度な粘性のあるドロドロで、平らなスプーンにのせても流れ落ちない形状。
(ヨーグルト、芋・野菜のペースト、パンがゆ 等)
- ・中期食.....形のある食べ物を自分の力でつぶして、唇を閉じて飲み込める食べ物の形状。
形があり、舌でつぶせる程度の軟らかさで粘性があるもの。軟らかくても水分が少なくバサバサの食べ物はむかない。
(プリン、絹ごし豆腐、ゼリー、煮かぼちゃ 等)
- ・後期食.....軟らかいけれども舌ではつぶせない形のあるもの。
コロッとした小さな食べ物を歯ぐきに送ってすりつぶし、口の中で唾液と混ぜて食べることができる。
(よく煮込んだ芋、野菜、うどん、軟らかいひき肉料理 等)

2 自立と社会参加に向けた多様な進路希望にこたえる後期中等教育の充実

【現状と課題】

近年、共生社会の実現に向け、障害者の資格・免許の取得などの欠格条項の見直しや特例子会社^Mの設置、知的障害者の雇用促進及び職業の安定を図るジョブコーチ^Nの導入、障害者雇用率^Oの改善等が行われ、障害のある人たちの社会参加の機会が拡充されています。

その一方で、近年の産業構造の変化に伴い、障害のある人たちの就労先も変容してきました。

視覚障害特別支援学校においては、高等部保健療科^P及び専攻科保健療科並びに理療科^Qにおいて、あん摩、マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の資格取得に向けた職業教育を行っています。

近年、これらの領域への視覚障害のない者の進出もあり、卒業生・修了生の鍼灸院への就労も厳しくなっています。その一方で、ヘルスキーパー^Rを導入する企業が増え、新たな視覚障害者の職業として注目されています。

聴覚障害特別支援学校においては、これまでも高等部普通科や専攻科において職業教育の充実に努めてきました。現在も卒業生・修了生の就労率は高い割合を示していますが、近年の産業構造の変化により専攻科への進学を希望する生徒が減少し、普通科卒業後、大学等に進学する者や一般企業の事務系分野や流通・サービス分野等へ就労する者が増えてきました。

知的障害特別支援学校においては、例年、高等部卒業生の30%程度（全国平均は25%程度）が一般就労^Sしていますが、これまで福祉就労^Tしていたタイプの障害の程度の生徒についても、一般就労を目指した職業教育の充実が求められています。

M 特例子会社

「障害者の雇用の促進等に関する法律」において、特例として、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社（特例子会社）をもつ場合、一定要件の下に、子会社の従業員も親会社の従業員と合わせて実雇用率を算出することができる。この制度を特例子会社制度という。

N ジョブコーチ

職場適応援助者のこと。ジョブコーチは、身体障害者、知的障害者、精神障害者等が職場に適應することを容易にするための援助を行う。

O 障害者雇用率

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一定の割合（法定雇用率）に相当する人数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を常用労働者として雇用することが義務付けられている。

法定雇用率は、一般の民間企業（常用労働者数56名以上の企業）は1.8%、特殊法人等（常用労働者数48名以上の特殊法人及び独立行政法人）は2.1%、国・地方公共団体（職員数48名以上の機関）は2.1%、ただし、都道府県等の教育委員会（職員数50名以上の機関）は2.0%となっている。

P 高等部保健療科

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、灸師等に関する法律の一部を改正する法律」（昭和63年5月）により、保健療科の入学資格は、大学に入学できる者と改められたが、著しい視覚障害のある者については特別措置として、当分の間、高等学校に入学できる者も認めることになった。その結果、盲学校の高等部（本科）にも専攻科にも修業年限3年の保健療科を設置できるようになった。高等部（本科）保健療科は、中学校等卒業者を対象とする。卒業すると高等部卒業資格とあん摩、マッサージ・指圧師の国家試験の受験資格が得られる。

Q 専攻科保健療科並びに理療科

専攻科には、高等学校又は高等部卒業見込み者又は卒業者が入学できる。「保健療科」では、あん摩、マッサージ・指圧についての知識や技術を修得することができる。「理療科」では、あん摩、マッサージ・指圧の他に、鍼灸の技術を修得することができる。専攻科を修了すると国家試験の受験資格が得られる。

R ヘルスキーパー

従業員を対象に、疲労回復やストレスの解消等のため、マッサージ、鍼灸などの施術を行う職業。

S 一般就労

一般の事業所（会社や工場・商店など）に就労すること。

T 福祉就労

一般就労することが難しい障害者の働く場として、「授産施設」や「作業所」がある。これを「一般就労」に対して「福祉就労」と言う。「授産施設」は、主に軽作業を用意して作業訓練を行い、毎月、工賃（給料）を支給している施設である。就労可能な者や希望する者には、一般就労を目指した作業訓練を行っている。また、作業だけではなく、創作活動や生活力の向上・余暇活動にも積極的に取り組んでいる施設もある。入所の授産施設（都内で1か所）もあるが、ほとんどが日中利用の通所施設である。

肢体不自由特別支援学校においては、障害の重い生徒が増加したことに伴い、卒業後、福祉就労する者や、自宅や社会福祉施設で生活する者が多くなっているという状況にあります。平成 18 年度の肢体不自由特別支援学校卒業生で一般就労した者は 4.4%、社会福祉施設等入所者は 85.8%、大学等への進学者は 5.5%となっています。

「10年後の東京」では、新たに3万人以上の障害者雇用を創出することを施策目標に掲げています。そのため、福祉就労から一般就労を目指した施策の展開が求められています。

今後、都立特別支援学校においては、関係機関及び民間企業との積極的な連携によって新たな職種・職域の開拓を進めるとともに、職業的自立に向けた職業教育を充実するため、障害者を雇用する企業等のニーズに適切にこたえることのできる教育環境の整備を一層進める必要があります。

また、大学等においては、ボランティアサークル等の活動により、障害のある学生への支援が充実してきており障害があっても大学等で学べる環境が整ってきました。そのため大学等への進学を希望する生徒については、その実現を目指した進路指導を充実していく必要があります。

【改善の方向及び計画】

(1) 職業的自立に向けた職業教育の充実

職業教育を行っている都立特別支援学校高等部設置校において、小学部からのキャリア教育と連動した職業教育の充実に努めます。また、民間を活用し、障害の状態に応じた就業体験の機会の確保や新たな職種・職域の開拓等を進めます。さらに、「個別移行支援計画」を活用し、関係機関と連携して生徒の就労後の職場定着を図る支援も充実します。

ア 視覚障害特別支援学校における職業教育の充実

普通科における情報教育や、保健医療科及び理療科における、あん摩、マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師の資格取得に向けた職業教育を充実するとともに、今後、ヘルスキーパーに関する企業等への理解啓発を進め生徒の就労先の拡大を図ります。

これに伴いヘルスキーパーの就業体験を都庁内でも実施できるよう検討します。また関係機関と連携した就労支援や就労後の職場定着を図る支援の在り方等についても検討していきます。

イ 聴覚障害特別支援学校における職業教育の充実

聴覚障害特別支援学校に在籍する生徒の職業的自立を支援するため、職業教育に重点を置いている立川ろう学校及び葛飾ろう学校の高等部普通科及び専攻科の指導を充実します。

そのため、今後も民間の専門技術者を講師に招き職業技術の修得を図ります。

また、関係機関と連携した就労支援や就労後の職場定着を図る支援の在り方等についても検討していきます。

ウ 知的障害特別支援学校高等部普通科における職業教育の充実

知的障害特別支援学校高等部普通科における生徒の自立と社会参加を目指したキャリア教育を充実させるため、「キャリア教育重点支援校」を指定し一般就労率の向上に努めてきたところです。

今後も、知的障害特別支援学校高等部普通科の一般就労率の向上を図るため、「職業教育改善校」を順次指定し、障害の程度に応じた作業学習の充実を図ります。

さらに、関係機関と連携した就労支援や就労後の職場定着を図る支援の在り方等についても

検討していきます。

エ 知的障害が軽い生徒を対象とした高等部における職業教育の充実

職業学科及び職業コース設置校では、民間の専門技術者を引き続き講師に招き、職業教育の指導内容の充実を図るとともに就業体験、産業現場等における実習をとおして、生徒全員の一般就労を目指します。また、関係機関と連携した就労支援や就労後の職場定着を図る支援の在り方等についても検討していきます。

オ 肢体不自由特別支援学校における職業教育の充実

生徒の実態に応じ、働くことの意義、喜び、楽しさや厳しさを学び、職業生活を送るための基礎的な知識や技術・技能を修得する学習の機会の充実に努め、一般就労を目指した指導を推進します。

また、関係機関と連携した就労支援や就労後の職場定着を図る支援の在り方等についても検討していきます。

カ 都立特別支援学校における就労支援【後掲<39ページ>】

(2) 進学希望への対応

ア 視覚障害特別支援学校における進学希望への対応

高等部普通科において、「個別の教育支援計画」及び「個別指導計画」に基づく大学等への進学に向けた指導を充実するとともに、必要に応じて学校間連携による都立高等学校での単位取得なども進めます。また、国立大学法人筑波技術大学^U（以下「筑波技術大学」という。）と連携した出前授業^Vや大学体験入学、筑波技術大学障害者高等教育研究支援センターと連携した大学入学準備や入学後の支援について検討していきます。

イ 聴覚障害特別支援学校における進学希望への対応

大学等への進学を目指す生徒に対して、漢字、数学、英語等各種検定の受検、予備校の模擬試験の参加等、学力向上のための取組を充実します。必要に応じて学校間連携による都立高等学校での単位取得なども進めます。

また、筑波技術大学と連携した出前授業や大学体験入学、筑波技術大学障害者高等教育支援センターと連携した大学入学準備や入学後の支援について検討していきます。

ウ 知的障害特別支援学校における進学希望への対応

知的障害が軽い生徒を対象とした障害教育部門（高等部職業学科）のキャリアアップコースにおいては、一般就労を前提とした資格取得を目的に専修学校等への進学を目指す生徒に対し、「個別の教育支援計画」及び「個別指導計画」に基づく進路指導を充実します。

エ 肢体不自由特別支援学校における進学希望への対応

肢体不自由特別支援学校高等部において、高等学校に準じた教育課程で学び、大学進学等を希望する生徒のための教科指導を充実するとともに、必要に応じて学校間連携による都立高等学校での単位取得などを進めます。

^U 国立大学法人筑波技術大学

視覚障害者及び聴覚障害者のために創られた国立大学法人の大学（前身は筑波技術短期大学）。

視覚障害者が主に健康づくりを学ぶ「保健科学部」と、聴覚障害者が主にものづくりを学ぶ「産業技術学部」の2学部、及び各学部の学生やスタッフを支援する「障害者高等教育研究支援センター」から構成されている。

^V 出前授業

学校からの要請に応じて、大学の教授等が、出張して授業を行うこと。企業でも出前授業に取り組んでいるところがある。

オ 病弱特別支援学校における進学希望への対応

大学等への進学を目指す生徒の「個別的教育支援計画」及び「個別指導計画」に基づく進路指導を充実します。

また、生徒の病状に応じて近隣の都立高等学校との学校間連携による教科・科目の履修を積極的に進めます。

3 新たな連携体制の整備

【現状と課題】

特別支援教育における連携は、学校、保護者及び障害のある幼児・児童・生徒やその保護者が支援を受けている関係機関の三者間の連携はもとより、特別支援学校と幼稚園、小・中学校、高等学校等との学校間連携や、区市町村の教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関連携、さらに、都における、都教育委員会、福祉保健局、産業労働局等の相互間の広域連携が不可欠です。

第一次実施計画では、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒やその保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」の構想を打ち出し、地域における関係機関連携や学校間連携のモデル事業を実施しました。

また、モデル事業の取組を報告書にまとめ、特別支援学校をはじめ、小・中学校及び関係機関に対し、「エリア・ネットワーク」の基本的な考え方を周知したところです。

平成 17 年度に「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正があり、障害者雇用施策と障害者福祉施策との有機的な連携が同法に規定されるとともに、平成 18 年度に施行された「障害者自立支援法」においても同様の規定が設けられました。

「障害者自立支援法」は、「障害者基本法」の基本的理念にのっとり、障害児（者）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができることを目的に成立しました。この法令により、障害種別にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう従来のしくみが見直され、福祉サービスの提供主体は区市町村に一元化されました。

一方、平成 19 年度からの「改正学校教育法」の施行によって特別支援教育が法的に位置付けられたことから、都立特別支援学校においては、これまで以上に労働関係機関と緊密に連携しながら、在籍する生徒の就労支援に取り組むことが求められています。

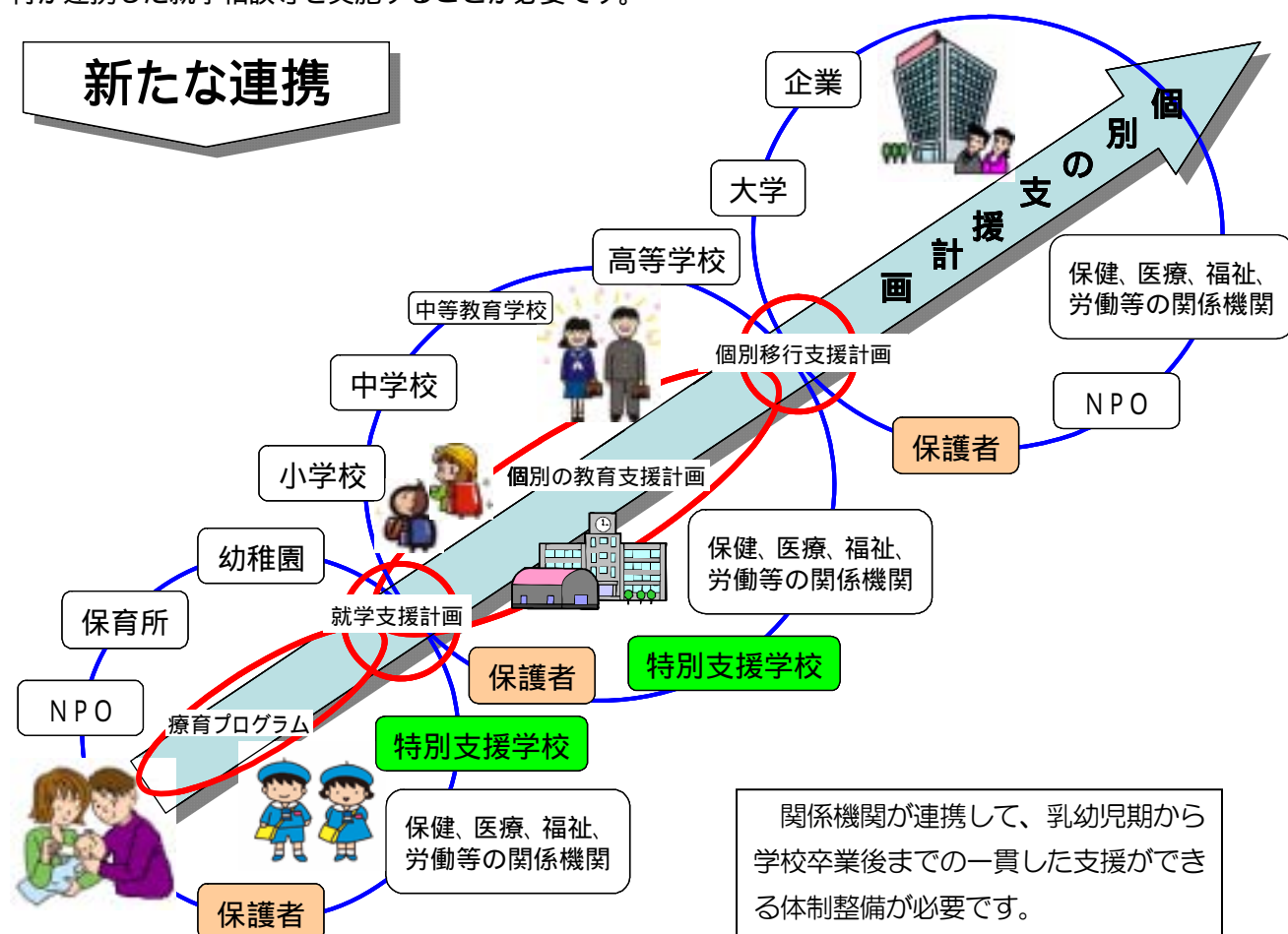
今後は、「発達障害者支援法」や「障害者自立支援法」に基づく、障害児（者）を取り巻く福祉・労働施策も視野に入れた「エリア・ネットワーク」を定着させ、乳幼児期から学校卒業後までを見通した「個別の支援計画」に基づく支援の在り方を検討・充実させていく必要があります。

都教育委員会は、全都的な視野に立って特別支援教育を充実・発展させるために、都教育委員会、福祉保健局、産業労働局、東京労働局、関係団体等を構成員とした「東京都広域特別支援連携協議会」を設置しました。また、福祉保健局は、「発達障害者支援法」の成立を受け、発達障害児（者）の支援体制を検討するための「東京都発達障害者支援体制整備検討委員会」を設置しました。

さらに、「10年後の東京」の策定に伴い、平成 19 年度には、福祉、労働、教育等の関係機関が連携を図り、障害児（者）の一般就労を促進するため、大学、経済団体、企業、労働、教育の関係者や就労支援事業者を構成員とする「東京都障害者就労支援協議会」が設置されました。

今後は、障害児（者）の乳幼児期から学校卒業後までを見通した支援を充実するためにも、「東京都広域特別支援連携協議会」と「東京都発達障害者支援体制整備検討委員会」が連携しながら、効果的な支援体制を整備していく必要があります。

また、近年、都立特別支援学校へ就学を希望する児童・生徒や、小・中学校の特別支援学級から都立特別支援学校の小・中学部へ転学を希望する児童・生徒、中学校の特別支援学級や通常の学級から都立特別支援学校高等部へ入学を希望する生徒が増えていることから、これまで以上に、都と区市町村が連携した就学相談等を実施することが必要です。



【改善の方向及び計画】

(1) 教育機関と保健、医療、福祉、労働等、他の分野との積極的な連携

ア エリア・ネットワーク【後掲<66ページ>】

イ 障害のある乳幼児に対する早期支援

障害の早期発見のため、病院での検査や保健センター等での乳幼児健診などが実施され、障害が発見された乳幼児は、保健センター等による経過観察や、療育センター、病院、障害児通園施設等での「療育プログラム」に基づく訓練を受けています。

幼稚部を設置する視覚障害特別支援学校や聴覚障害特別支援学校では、視覚障害や聴覚障害のある乳幼児への支援や保護者に対する相談を行っています。また、知的障害特別支援学校では、大学等と連携して「幼児教室」を開催し、知的障害や発達障害のある幼児や保護者の相談・支援に取り組んでいる学校もあります。

今後も都立特別支援学校においては、地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮し、関係機関と緊密に連携した早期からの相談や支援に組織的に取り組めるよう校内体制を整備していきます。

ウ 適切な就学等の推進

これまで以上に都と区市町村が連携し、乳幼児期から学校卒業後までを見通した的確な情報提供を行い、保護者のより深い理解と納得の得られる就学・転学相談を実施します。

そのために、幼稚園や保育所の教職員、教育委員会や特別支援学校の就学や転学にかかわる相談を担当する者等を対象にした研修を一層充実します。

エ 個別の教育支援計画等の充実【再掲<28 ページ>】

オ 自立活動の指導に関する学校間の連携

特別支援学校に在籍する障害が重複した幼児・児童・生徒の指導内容・方法の充実を図るため、センター校^Wとなる知的障害特別支援学校小・中学部設置校は、各エリア間の特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを構成員とした「特別支援学校連絡会議(仮称)」を定期的開催し、特別支援学校間の連携を強化するとともに、それぞれの障害種別の専門性を相互に活用した自立活動の指導の充実を図ります。

例えば、肢体不自由特別支援学校に在籍する肢体不自由と聴覚障害を併せ有する児童・生徒に対しては、近隣の聴覚障害特別支援学校が、聴力測定や補聴器管理を行うとともに、担任する教員に対して聴覚障害のある児童・生徒の特性に応じた指導方法について助言・援助するなど、自立活動に関する学校間連携を強化します。

カ 都立特別支援学校の児童・生徒の健全育成

都立特別支援学校の児童・生徒に対しては、将来の自立と社会参加に向けた職業教育の充実とともに、よりよい地域社会の構成員として健全育成に向けた指導が重要です。

都教育委員会では、平成 18 年度から「知的障害が軽い生徒の健全育成推進委員会」を立ち上げ、「知的障害が軽い生徒の健全育成の手引き」を作成しました。

今後は、都内を 3 ブロック(東部・中部・西部)に分けて、関係機関と連携した生活指導ネットワークを構築し、都立特別支援学校の児童・生徒の健全育成の取組を推進していきます。

キ 副籍の充実

平成 19 年度より区市町村に導入した副籍制度については、その制度の意義の理解と定着を図るため、都立特別支援学校と小・中学校の教職員や在籍する児童・生徒及びその保護者に対する理解啓発を積極的に進めます。

また、各区市町村における副籍事業の実施状況を調査・分析し、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒の居住地域での交流が充実するよう検討します。

(2) 都立特別支援学校における就労支援

都立特別支援学校では、小学部からのキャリア教育と連動した教育内容・方法の改善を図るとともに、生徒の居住する区市町村の福祉、労働等の関係機関との緊密な連携を図り、これまで以

^W センター校

「東京都特別支援教育推進計画」の第一次実施計画で構想されたエリア・ネットワークの拠点となる学校。区・都立知的障害特別支援学校小・中学部設置校が、センター校となり、通学区域の区市町村教育委員会や学校と連携し、地域における特別支援教育を推進する中核的な役割を担う。

エ 就労に関する理解啓発ビデオの作成・活用【新規】

各企業の障害者雇用に対する理解啓発や企業開拓時のプレゼンテーションに活用するため、都立特別支援学校における職業教育の取組、卒業生の就労先での活躍の様子や職場定着支援の状況等を盛り込んだビデオを作成します。

項 目	第一次実施計画	第二次実施計画			長期計画
	16～19年度	20年度	21年度	22年度	23～25年度
都立特別支援学校における就労支援	企業等アドバイザー事業 就労サポーター事業	民間の活用による企業開拓等			→
	職業教育改善校の指定 8校	8校	8校		
	企業向けセミナーの実施				→
		就労に関する理解啓発ビデオの作成・活用			→

(3) 特別支援教育の支援機能の充実

ア 「東京都広域特別支援連携協議会」の充実

「東京都発達障害者支援体制整備検討委員会」と連携しながら、全都的な視野に立って障害児(者)の乳幼児期から学校卒業後までを見通した支援を充実する協議を引き続き行っていきます。

イ 「東京都特別支援教育推進室(仮称)」の設置【新規】

「東京都就学相談室」の機能を拡大し、全都的な視野に立って、特別支援教育を推進するセンターとして「東京都特別支援教育推進室(仮称)」を設置します。

「東京都特別支援教育推進室(仮称)」は、従来の「就学相談機能」に加えて「就労支援機能」、「情報提供機能」、「理解啓発機能」、「関係機関の連携調整機能」を備え、都における特別支援教育を推進する中核的な役割を担います。また、特別支援教育の推進・充実・発展にかかわる課題を整理し、「東京都広域特別支援連携協議会」へ情報提供する機能も果たします。

第2章

都立特別支援学校の 適正な規模と配置

第2章 都立特別支援学校の適正な規模と配置

1 個に応じた新たなタイプの学校づくり

【現状と課題】

第一次実施計画では、主に中学校の特別支援学級及び通常の学級から進学してくる知的障害が軽い生徒を対象として、将来の職業的自立に向けた専門的な教育を行うことを目的とする都立特別支援学校高等部職業学科設置校3校（永福学園養護学校、青梅東学園養護学校（仮称）、南多摩地区学園養護学校（仮称））の配置を計画しました。

これらの学校では、流通・サービスや家政などの系列を設け、就業体験の導入や民間企業等からの技術講師の導入などにより、実践的な職業技術の修得を図り、生徒全員の一般就労を目指した教育を行うことにしました。また、一般就労を前提に資格取得のための進学を目指す生徒については、第3学年で教科指導を中心としたキャリアアップコースを選択できるようにしました。

永福学園養護学校は、職業学科（就業技術科）の1年生100名を都内全域から募集（定員制）し、平成19年4月に開校しました。

また、足立養護学校高等部普通科に知的障害が軽い生徒を対象とした職業コース（ビジネスコース）を設置し、1年生16名を都内全域から募集（定員制）しました。

既設の南大沢学園養護学校高等部産業技術科を含め、これらの学科・コースには、多くの応募者があり、今後も、地域バランスを考慮した配置が求められています。

その一方で、他の特別支援学校においては、幼児・児童・生徒の障害の重複化、多様化が進んでおり、これに対応した教育の充実がますます求められています。

そのため、改正学校教育法の特別支援学校制度の趣旨を踏まえた複数の障害教育部門を併置した学校の設置を進め、それぞれの障害種別における教育の専門性を十分確保するとともに、児童・生徒の障害特性に応じた適切な学習環境を確保していく必要があります。

【改善の方向及び計画】

（1）知的障害が軽い生徒を対象とした特別支援学校高等部の設置

知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科設置校を、新たに2校（板橋学園特別支援学校（仮称）、東部地区学園特別支援学校（仮称））設置します。

（2）視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する特別支援学校の設置【新規】

改正学校教育法の趣旨を踏まえ、複数の障害教育部門を併置する特別支援学校として、視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する学校（以下「視・知併置校」という。）を設置します。視・知併置校は、それぞれの障害種別における教育の専門性を十分確保するとともに、児童・生徒の障害特性に応じた適切な学習環境を確保します。

具体的には、久我山盲学校と隣接する青鳥養護学校久我山分校の1校1分校を再編整備して久我山学園特別支援学校（仮称）とし、平成22年度に開校します。

同校の視覚障害教育部門には、幼稚部、小学部、中学部を、また、知的障害教育部門には、小学部、中学部を設置します。知的障害教育部門には、これまでどおり通学区域を設けます。

(3) 知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する特別支援学校の設置

改正学校教育法の趣旨を踏まえ、複数の障害教育部門を併置する特別支援学校として、知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する学校（以下「知・肢併置校」という。）を設置します。知・肢併置校は、それぞれの障害種別における教育の専門性を十分確保するとともに、児童・生徒の障害特性に応じた適切な学習環境を確保します。また、これにより都立肢体不自由特別支援学校の通学区域を見直し、通学時間の短縮を図ります。

具体的には、府中朝日養護学校（知的障害：高等部）と府中養護学校（肢体不自由：小学部・中学部・高等部）を府中地区特別支援学校（仮称）として、また、小岩養護学校（知的障害：小学部）と江戸川養護学校（肢体不自由：小学部・中学部・高等部）を江戸川地区特別支援学校（仮称）として発展的に統合し、知・肢併置校を設置します。設置する学部は、両校とも、肢体不自由教育部門については小学部・中学部・高等部とし、知的障害教育部門については、府中地区特別支援学校（仮称）は小学部・中学部・高等部を、江戸川地区特別支援学校（仮称）は小学部・中学部を設置します。なお、両教育部門は通学区域を定め、周辺の学校との間で通学区域を見直します。

また、前述した板橋学園特別支援学校（仮称）東部地区学園特別支援学校（仮称）においても、肢体不自由教育部門（小学部・中学部・高等部）を併置します。

2 都立特別支援学校の適正な規模と配置

【現状と課題】

知的障害特別支援学校においては在籍者数の増加に対応するため、これまでも普通教室の計画的な増設や、都立高等学校跡地及び都立聴覚障害特別支援学校跡地へ新しい学校を設置してきました。今後も、さらに教室の増設など、その対策を講じていく必要があります。

肢体不自由特別支援学校においては、児童・生徒の通学負担を解消するため、スクールバスの増車及びコースの見直しにより、平成18年度中に90分以上のバス路線をすべて解消しました。今後も、さらなる通学時間の短縮を図る必要があります。

こうした課題解決のため、児童・生徒の障害の重複化や多様化に対応する個に応じた新たなタイプの学校づくりも含め、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を推進していきます。

【改善の方向及び計画】

(1) 都立特別支援学校の適正な規模と配置の基本的な考え方

ア 都立特別支援学校全体での対応

各障害種別の学校数や在籍者数の増減、地域バランス等に配慮しながら、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を図ります。

イ スクールバスの通学時間の短縮

肢体不自由特別支援学校については、平成19年度において平均69分を要しているスクールバス利用の乗車時間を、平成27年度までに平均60分程度とすることを継続目標とし、規模と配置の適正化を図ります。

ウ 都立高等学校や都立聴覚障害特別支援学校の跡地活用

都立高校改革推進計画に基づいて閉校した都立高等学校跡地や、第一次実施計画に基づいて閉

校した都立聴覚障害特別支援学校跡地を活用しながら、規模と配置の適正化を図ります。

(2) 都立特別支援学校の配置計画の概要

障害種別	平成 16 年度 (第一次実施計画開始年度)	平成 19 年度 (第一次実施計画最終年度)	平成 22 年度 (第二次実施計画最終年度)
都立特別支援学校	55 校 1 分校	53 校 1 分校	55 校
視覚障害特別支援学校	4 校	4 校	3 校
聴覚障害特別支援学校	8 校	4 校	4 校
知的障害特別支援学校	28 校 1 分校	30 校 1 分校	30 校
肢体不自由特別支援学校	12 校	11 校	11 校
視・知併置校	-	-	1 校
知・肢併置校	2 校	3 校	5 校
病弱特別支援学校	1 校	1 校	1 校

(3) 視覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

第二次実施計画では、視覚障害教育を行う特別支援学校として現行の 4 校を配置しつつ、在籍している幼児・児童・生徒の障害の重複化が進んでいることを考慮して、視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置した学校を 1 校(久我山学園特別支援学校(仮称))設置します。

(4) 聴覚障害特別支援学校の適正な規模と配置

第二次実施計画では、聴覚障害教育を行う特別支援学校として現行の 4 校を配置し、その教育の充実を図っていきます。

大塚ろう学校の 3 つの分教室については、第一次実施計画で示したとおり品川分教室は、平成 20 年 4 月から城南養護学校内へ、杉並分教室は、平成 21 年 4 月から永福学園養護学校内へ移転します。江東分教室については、現住所地に平成 24 年度開校予定の江東地区第二養護学校(仮称)内に設置する予定です。

なお、分教室として設置している間は、幼児・児童の新入生等の受入れを継続していきますが、集団による教育活動の確保は重要であることから、新入生が 2 年続けて 3 名に満たないような場合には、それ以降は募集を停止していく予定です。

また、分教室を閉室した場合も聴覚障害のある乳幼児が専門的な指導を継続して受けられるよう、医師、言語聴覚士、心理の専門家などが巡回する教育相談を実施していきます。

(5) 知的障害特別支援学校の適正な規模と配置

ア 視覚障害教育部門と知的障害教育部門を併置する特別支援学校の設置【新規】【再掲<44 ページ>】

イ 知的障害教育部門と肢体不自由教育部門を併置する特別支援学校の設置【再掲<45 ページ>】

ウ 知的障害特別支援学校単独校の設置

知的障害特別支援学校においては、児童・生徒一人一人の教育ニーズに適切に対応できる教育環境の整備が急務であり、都立高等学校や都立聴覚障害特別支援学校の跡地を有効活用して、新たに 2 校の知的障害特別支援学校単独校(港地区第二特別支援学校(仮称)、練馬地区特別支援学校(仮称))を設置します。

(6) 肢体不自由特別支援学校の適正な規模と配置

肢体不自由特別支援学校の児童・生徒の通学時間の負担を軽減するため、引き続き知・肢併置校の設置を計画し学校配置の適正化を図っていきます。

(7) 分教室の改編と設置【新規】

都立病院の統合^Aに伴い、都立清瀬小児病院内に設置されている久留米養護学校清瀬分教室及び都立梅ヶ丘病院内に設置されている青鳥養護学校梅ヶ丘分教室を廃止・移転統合します。

移転先は、両病院の移転統合先の「小児総合医療センター(仮称)」内とし、新しい分教室の「府中分教室(仮称)」は、平成22年度から久留米養護学校の分教室とします。

(8) 適正かつ円滑な学校運営

都立特別支援学校では、幼児・児童・生徒の障害の特性や程度に応じた指導の充実など様々な課題への対応が求められています。

各学校においては校長のリーダーシップのもと、自律的な学校経営をしていくことが求められています。そのためにも東京都学校経営支援センター^Bは、関係部とも連携を図り、各学校に対して一層機動的できめ細かい支援を行っていきます。

また、今後、様々な課題に対応していくため、学校が組織的な取組を進められるよう学校の組織体制の在り方を検討していきます。

さらに、本計画に基づく都立特別支援学校の再編整備等により、地域・保護者からの高い期待にこたえる責務を負う学校や、複数の障害教育部門を併置する学校など、複合的な視点で管理の困難度が高い学校については、判断力や実行力において、特に優れた校長を、「統括校長^C」として配置することを可能とするなど、適正かつ円滑な学校運営の実施に努めていきます。

A 都立病院の統合

限られた小児の医療資源を最大限に有効活用していくため、都立清瀬小児病院、都立八王子小児病院、都立梅ヶ丘病院が統合し、小児に関し「こころ」から「からだ」に至る総合的で高度・専門的な医療を提供する病院としての小児医療センターを新たに多摩メディカル・キャンパス内に整備し、都における小児医療の拠点として充実を図っていくことになった。(病院経営本部)

B 東京都学校経営支援センター

都教育委員会は、平成18年度、都内に6か所(3所3支所)の東京都学校経営支援センターを設置した。東京都学校経営支援センターは、都立学校に対し、校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行っていただけるよう本庁業務の一部を移行し、学校の身近な地域で、学校の実態に応じた機動的できめ細かい支援を行っていくことを目的としている。また、これまで都立学校で行っていた契約等の事務を集中処理することにより、学校の事務量を軽減し、経営企画室(事務室を名称変更)の経営面の機能強化を図っている。

C 統括校長

新しいタイプの学校や研究開発校など、学校によって校長が担う職務の困難度や責任の度合いに大きな違いが生じている。このため、平成19年度に都教育委員会及び区市町村教育委員会が学校管理運営規則の改正を行い、職務の困難度や責任の度合いに応じ校長の職を分化し、新たに「統括校長」を設置できることとした。統括校長は、教育の先進的な取組を推進するとともにその成果を全体に還元する役割を担う学校、複数課程、学校規模、教職員数、分校・分教室設置等により管理の困難度が高い学校などの校長として、特に重要かつ困難な職責を担う。

東京都特別支援教育推進計画に基づく都立特別支援学校の設置状況

【第一次実施計画】

〔高〕は、高等部職業学科

内 容		設置場所	年 度 別 計 画				
			18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
中央ろう学校 平成 18 年度(中高)		暫定設置 中：大塚ろう学校内 高：石神井ろう学校 (18年度未開校)内 杉並ろう学校 (現大塚ろう学校 杉並分教室) 跡地	開 校			移 転	
平成 21 年度 新校舎へ移転							
大塚ろう学校 平成 18 年度(幼小)		大塚ろう学校	中学部を 中央ろう学 校へ再編				
分 教 室	品川分教室 平成 18 年度(幼小)	品川ろう学校跡地 城南養護学校内	開 室		城南養護 学校内へ 移転		
	杉並分教室 平成 18 年度(幼小)	杉並ろう学校跡地 永福学園養護学校内	開 室			永福学園 養護学校 内へ移転	
	江東分教室 平成 18 年度(幼小)	江東ろう学校 跡地	開 室			24年度に 江東地区第二養護学校 (仮称)内へ設置	
田園調布養護学校 平成 18 年度(知：高)		大田ろう学校 跡地	開 校				
久留米養護学校 高等部の設置 平成 19 年度(病：小中高)		久留米 養護学校	高等部 設置				
多摩養護学校 平成 19 年度 (知：小) (肢：小中高) 平成 22 年度 (知：小中高) (肢：小中高)		多摩養護学校	基本設計	開課程 (知) 実施設計 (知：新校舎)	工 事	工 事	
永福学園養護学校 平成 19 年度(知：〔高〕) 平成 21 年度(肢：小中高)		永福高等学校 跡地	工事(知) 実施設計 (肢)	開校(知) 工事(肢)	工事(肢)	開課程 (肢)	
足立養護学校高等部 普通科職業コースの設置 平成 19 年度(知：高)		足立養護学校		職業コース 設置			
青梅東学園養護学校(仮称) 平成 21 年度 (知：〔高〕) (肢：小中高)		青梅東高等学校 跡地	実施設計	工 事	工 事	開 校	

南多摩地区学園 養護学校(仮称) 平成 22 年度(知:高)	南大沢学園 養護学校	基本設計	実施設計	実施設計	工 事	開 校 工 事
品川地区 養護学校(仮称) 平成 23 年度(知:小中)	品川ろう学校 (現大塚ろう学校 品川分教室) 跡地		基本設計	実施設計	工 事	工 事
江東地区第二 養護学校(仮称) 平成 24 年度(知:小中)	江東ろう学校 (現大塚ろう学校 江東分教室) 跡地		基本設計	実施設計	工 事	工 事

【第二次実施計画】

内 容	設置場所	年 度 別 計 画				
		18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
久我山学園 特別支援学校(仮称) 平成 22 年度 (視:幼小中) (知:小中)	久我山盲学校 青鳥養護学校 久我山分校	17年度から18年度まで 青鳥養護学校久我山分 校本校化について検討		基本計画 検討委員 会	工 事	開 校
		基本設計	実施設計	工 事		
練馬地区 特別支援学校(仮称) 平成 24 年度(知:高)	石神井ろう学 校(現中央ろう 学校高等部) 跡地			基本設計	実施設計	工 事
府中地区 特別支援学校(仮称) 平成 24 年度 (知:小中高) (肢:小中高)	府中朝日 養護学校 府中養護学校		基本計画 検討委員 会	基本設計	実施設計	工 事
板橋学園 特別支援学校(仮称) 平成 25 年度 (知:高) (肢:小中高)	志村高等学校 跡地			基本計画 検討委員 会 基本設計	基本設計 実施設計	実施設計 工 事
港地区第二 特別支援学校(仮称) 平成 26 年度(知:小中)	赤坂高等学校				基本設計	実施設計
江戸川地区 特別支援学校(仮称) 平成 26 年度 (知:小中) (肢:小中高)	小岩養護学校 江戸川 養護学校			基本計画 検討委員 会	基本設計	実施設計
				小岩養護学校は、在籍者の増加に対応 するため、暫定的に仮設校舎を建設 し、普通教室を確保(22年度から25 年度まで)		
東部地区学園 特別支援学校(仮称) 平成 27 年度 (知:高) (肢:小中高)	水元高等学校 跡地			検 討	→	

3 寄宿舎の適正な規模と配置

【現状と課題】

都立特別支援学校の寄宿舎は、通学が困難な児童・生徒に宿舎を提供し、就学を保障することを目的として設置しています。

本計画による都立特別支援学校の適正な規模と配置により、通学時間が短縮され「通学困難」を理由とする寄宿対象者は、今後、ますます減少していくと推測されます。

そこで本計画では、平成 16 年度現在、11 舎あった寄宿舎を、本計画完成時の平成 27 年度までには、5 舎にしていくことを計画しました。

第一次実施計画では、2 校の寄宿舎の閉舎を計画し、平成 18 年度末に青鳥養護学校寄宿舎を閉舎しました。また、八王子養護学校寄宿舎は、平成 20 年度からの八王子盲学校寄宿舎との組織統合に向けた準備を進めています。

都教育委員会は、第一次実施計画に基づき寄宿舎の入舎基準を見直し、平成 19 年度より寄宿舎を利用できる「通学困難」を次の場合と決めました。

- ア 島しょ地区に在住する児童・生徒の場合
- イ 常に 90 分以上の通学時間を要する児童・生徒の場合
- ウ 視覚障害があり、通学における安全性を確保する必要がある場合
- エ 保護者が長期の病気の場合、家族に複数の障害児（者）がいる場合や家族の介護等（*1）の理由により、保護者の長期で継続的な通学の付添いが困難（*2）な場合

（留意点）

*1 「エ」の介護等の「等」とは、「エ」で示した以外の類似の理由により、通学の付き添いが困難であることを意味し、その場合は、校長は別途都教育委員会と相談の上、入舎を認めることができる。

*2 通学の付き添いが困難な状況が「長期かつ継続的」の事由期間は、原則として一ヶ月以上とする。

この場合の判定は、必ず診断書等の書類を確認の上行うこと。

【改善の方向及び計画】

（1）配置の基本的な考え方

ア 平成 19 年度現在、10 舎ある寄宿舎を、計画完成時の平成 27 年度までに 5 舎にしていく予定です。

イ 視覚障害の児童・生徒を受け入れる寄宿舎については、障害の特性に配慮し、通学の安全確保のために地域性を考慮した配置とします。

ウ 島しょ地区に在住する児童・生徒の受入れのため、各障害部門の寄宿舎を配置し対応できるよう配慮します。

エ 寄宿舎の施設・設備の安全性及び機能性等を十分に確保した上で複数の障害部門を併置する設置形態を導入していきます。

オ 寄宿舎に入舎する必要が生じた児童・生徒は、通学する特別支援学校と同一の障害部門を設置する寄宿舎に入舎することになります。

また、入舎する寄宿舍が、通学する特別支援学校とは別の特別支援学校に設置された併置形態の寄宿舍となることもあります。

(2) 適正な配置の効果

寄宿舍閉舎後は、施設の一部を普通教室や特別教室へ転用又は生活訓練室として整備するなど、障害のある児童・生徒のために有効に活用していきます。

(3) 配慮すべき点

都立特別支援学校に通う児童・生徒が、寄宿舍設置校と非設置校の別にかかわらず寄宿舍施設を活用することができるよう、長期休業中等の弾力的な活用を推進していきます。

(4) 第二次実施計画

内 容	第一次 実施計画	第二次実施計画			長期計画 23～25年度
		20年度	21年度	22年度	
立川ろう学校 寄宿舍 平成 21 年度末	入舎基準の 規則改正 5 2 舎閉舎 1		閉 舎 2		
江戸川養護学校 寄宿舍 平成 22 年度末				閉 舎	

1 平成 18 年度末に青鳥養護学校寄宿舍を閉舎した。

八王子養護学校寄宿舍は八王子盲学校寄宿舍と組織統合し、平成 20 年度から八王子盲学校寄宿舍を視覚障害と知的障害の児童・生徒を受け入れる寄宿舍とする。

2 平成 22 年度から葛飾盲学校寄宿舍を視覚障害と聴覚障害の児童・生徒を受け入れる寄宿舍とする。

第3章

都立特別支援学校の 教育諸条件の整備

第3章 都立特別支援学校の教育諸条件の整備

1 教員の資質及び専門性の向上

【現状と課題】

特別支援学校の教育に携わる教員の専門性を高めていくためにも、特別支援学校教諭免許状の保有が重要になります。

しかし、都立特別支援学校の教員のうち、担当する障害種別の免許状を有する者は約60%です。

そのため、夏季休業中の教育職員免許法認定講習（特別支援学校教諭2種免許部門）を引き続き実施し、取得を促進していく必要があります。

特別支援学校は、幼稚園、小・中学校、高等学校等の要請に応じて、特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の教育に関し必要な助言・援助を行うよう努めることが、改正学校教育法に示されました。

そのためにも、都立特別支援学校においては、校内や地域の特別支援教育の推進役である特別支援教育コーディネーターはもとより、すべての教員の資質・専門性のより一層の向上が求められています。

【改善の方向及び計画】

（1）特別支援学校教諭免許状取得の促進

特別支援学校及び小・中学校に勤務する教員を対象とした教育職員免許法に基づく認定講習（教育職員免許法認定講習（特別支援学校教諭2種免許部門））の拡充を図り、特別支援学校教諭免許状の取得の促進を図ります。

特別支援学校に勤務する教員が、5つの特別支援領域を定めた免許状を順次取得していくことを促進し、特別支援学校において効果的な教育の実施と教員の資質向上を図ります。

（2）特別支援教育の理解啓発に関する研修の実施

ア 職層研修等における理解啓発

教員個々の教職経験年数や職層に応じた研修を計画的・継続的に実施し、特別支援教育に関する理解啓発を図ります。

イ 理解啓発講習会及びシンポジウムの実施

特別支援教育の理解啓発を図るため、引き続き教員を対象とした理解啓発講習会及びシンポジウムを開催します。

（3）特別支援教育コーディネーターの育成に関する研修（都立特別支援学校）

地域の特別支援教育のセンター的機能を担う特別支援学校において指名される特別支援教育コーディネーターは、小・中学校において指名される特別支援教育コーディネーターに比べて広域に活動する必要があります。そのため今後は計画的にその数を増やしていきます。

また、東京都教職員研修センターで実施している特別支援教育コーディネーター育成研修においては、校内での連携や校外の関係機関・専門家等との連携を図るための方策、「個別の教育支援計画」の策定や「個別指導計画」の作成・活用に関する助言・援助の在り方など、具体的な支援策を調整・実行できる能力を育成する研修を実施します。

(4) 教育相談担当教員の育成に関する研修

都立特別支援学校が、地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮し教育相談活動を充実させていくためには、教育相談を担当する教員の資質・専門性の向上が不可欠です。

現在、東京都教職員研修センターでは、学校教育相談の基本的な考え方について理解するとともに、児童・生徒の問題行動の現状と課題の理解を深め、的確に対応するための知識や技能の習得を図る研修を実施しています。

今後もこうした研修を引き続き実施し、高いカウンセリングマインド^Aを身に付けた教員を育成していきます。

(5) 教員採用選考における大学推薦制

近年、新規採用教員の中で特別支援学校教諭免許状を保有する者の割合が高くなってきています。今後とも、教員としての適性があり、当該免許状を保有している人材が確保できるよう、教員採用選考における大学推薦制度を引き続き実施していきます。

(6) 教員の人事交流等の充実

都立特別支援学校、区立特別支援学校及び区市町村立小・中学校間の教員の人事交流等の充実・促進を図ります。

(7) 大学・外部専門家との連携による研修・研究の充実

大学・外部の専門家との連携体制の構築により、障害の状態の的確な把握（アセスメント）、障害に応じた適切な指導内容・方法等についての研修・研究の充実を図ります。

また、特別支援教育コーディネーターの育成も含め、専門的指導の充実や学校の組織的な専門性を高めるためにも連携をより一層充実します。

2 教育効果を高める指導体制

【現状と課題】

都立肢体不自由特別支援学校では、障害の重い児童・生徒や医療的ケアを必要とする児童・生徒が増加しています。

こうした状況に対応するため、第一次実施計画に基づき、自立活動における外部専門家（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理の専門家等）や非常勤看護師を配置し、障害の状態に応じた適切な教育ができる環境整備に努めてきました。

また、近年障害の重い児童・生徒の増加に伴い、学習指導や生活指導に加え、移動や排せつなどの場面において、教員が介助に当たることが多くなってきています。

そのため今後は、児童・生徒の指導面のさらなる充実を目指し、教員の業務や指導体制の在り方を見直し、外部人材と連携した教育効果を高める指導体制を確立していく必要があります。

^A カウンセリングマインド

相手の気持ちを、相手の身になって感じることであり、相手と気持ちの通じ合う人間関係を大切にす基本的な態度・技能をさす。

【改善の方向及び計画】

(1) 肢体不自由特別支援学校における自立活動の外部専門家の導入【再掲<31 ページ>】

(2) 肢体不自由特別支援学校における教育効果を高める指導体制の確立【新規】

肢体不自由特別支援学校の教員は、学習指導や生活指導といった業務のほか、児童・生徒の登下校時や校外学習時の移動、車いすへの乗降、衣服の着脱、排せつなどの自立活動にかかわる業務が多くあります。近年、障害の重い児童・生徒の増加に伴い、こうした業務において、複数の教員が児童・生徒の介助に当たる場面が増えています。

そこで、教員の業務、指導体制を見直し、教員の役割を明確にすることで、児童・生徒への教育効果を高めていきます。

3 学校施設・設備の充実

【現状と課題】

知的障害特別支援学校においては、今後も在籍者数の増加が見込まれます。そのため、引き続き普通教室確保のための方策を講じていく必要があります。

また、肢体不自由特別支援学校の場合、知的障害特別支援学校に比べて通学区域が広域であることから、児童・生徒の通学負担を軽減するため、新設する学校を含めた通学区域の見直しなどにより、通学時間の短縮を図っていく必要があります。

【改善の方向及び計画】

(1) 知的障害特別支援学校における普通教室の確保

知的障害特別支援学校に在籍する児童・生徒の増加に伴う教育環境の整備と円滑な教育活動を実施するため、増築により必要となる普通教室を確保します。

内 容	年 度 別 計 画		
	20年度	21年度	22年度
供用開始予定年度			
羽村養護学校 平成24年度	基本設計	実施設計	工 事
王子第二養護学校 平成24年度			実施設計

(2) 児童・生徒の通学時間の負担軽減

今後もスクールバスの長時間乗車による児童・生徒の心身にかかる負担の軽減のため、学校配置の適正化による通学区域の縮小を図ります。

(3) 都立特別支援学校の個別の名称【新規】

都教育委員会では、改正学校教育法の趣旨を踏まえ、平成18年度から平成19年度にかけて「特別支援学校の学校名称検討委員会」を設置し、都立特別支援学校の個別の名称を検討してきました。この検討結果を踏まえ、平成20年度から一部の都立特別支援学校の個別の名称を変更します。

4 都民に信頼される学校経営の確立

【現状と課題】

都教育委員会は、これまでも都民に信頼される学校経営の確立のため、人事考課制度の改善^B、副校長の導入、主幹^Cの配置、学校経営計画^Dの作成、予算執行等に関する校長の裁量権の拡大等を行ってきました。

現在、各学校においては、校長のリーダーシップのもと、特色ある学校づくりが進んでいます。

今後とも、校長が経営者としてのリーダーシップを発揮し、学校が組織的な取組をより一層進め都民に信頼される学校経営の確立のための支援を都教育委員会が行っていく必要があります。

【改善の方向及び計画】

(1) 東京都学校経営支援センターとの連携

学校経営支援センターでは、今後とも、都立学校のより一層充実した学校経営と教育活動を支援するため、学校経営支援や教育活動支援、人事管理支援など各学校の実態に応じたきめ細かい支援を行っていきます。

(2) 学校運営連絡協議会及び外部評価の充実

都立特別支援学校においては、地域の人々をはじめ、教育、福祉、労働等の関係者の意見や活力を活用した学校経営の改革に取り組むため、「学校運営連絡協議会」^Eを充実し、自律的な学校経営と都立学校マネジメントシステム^Fを中心に据えた外部評価システムを引き続き実施していきます。そのために、都教育委員会としても、学校経営や教育活動に関する支援の充実を図っていきます。

(3) 特別支援学校経営計画

学校の個性化・特色化を図り、自律的改革を推進して、教育サービスの質を向上するため、学校経営についての計画、実施、評価を行い、改善を図るマネジメントサイクルの取組を引き続き

B 人事考課制度の改善

都教育委員会は、教育職員の資質能力の向上と学校組織の活性化を図ることを目的に、自己申告と業績評価を柱とした、能力開発型の人事考課制度を平成12年度から導入し実施している。

C 主幹

主任を兼務し、教員のリーダーとしての役割（指導監督・調整・人材育成・副校長の補佐）を担う者。

D 学校経営計画

校長が「めざす学校像」を明らかにし、中・長期的目標を立て、各年度における学習指導・生活指導・進路指導・学校運営等の教育活動の目標とこれを達成するための具体的方策及び数値目標等を示した経営計画。

E 学校運営連絡協議会

都立学校と地域社会とのパートナーシップを確立し、地域全体で教育活動の質的向上を支援していくことを目的に、学校運営に保護者や地域の方々の参加をいただき、意見交換を行う場として、全都立学校に「学校運営連絡協議会」を設置している。「学校運営連絡協議会」には、学校のマネジメント・サイクルでの「評価・改善」の機能を担い、都立学校の継続的改善に向けた支援を行っていくことが期待されている。

F 都立学校マネジメントシステム

都立学校において、地域や学校及び児童・生徒の実態、保護者の意向等を踏まえ、直面する課題の解決に向けて、具体的な数値目標を定め、組織的・計画的に教育活動を展開する必要がある。このために、数値目標も含んだ組織としての学校経営上の目標を的確に設定（Plan）して、学校経営を実施（Do）し、その成果を検証（Check）した上で、教育活動の継続的改善（Action）を図っていくシステムである。

実施していきます。各学校では、組織的、計画的に教育活動を展開するために「学校経営計画」を策定し、その自己評価である「学校経営報告」に基づく継続的な改善を図っていきます。

(4) 経営体としての自律性の確立(自律経営推進予算)

学校の具体的な目標と方策を明らかにする学校経営計画を予算面で支えるとともに、学校独自の特色ある教育活動、教育の質的向上等に資することができるよう、引き続き自律的な経営を支援します。

(5) 学校全体の教育力を高める教員の職の分化【新規】

学校教育が抱える課題が、複雑化、多様化する中で、学校の組織的課題解決能力と教員一人一人の資質能力の一層の向上が必要となっています。

しかし、現状を見ると、教諭又は養護教諭という同一の職にある者の中で、職務の困難度や責任の度合いに大きな違いが生じています。授業改善や児童・生徒の生活指導等に熱心に取り組み学校運営にも組織の一員として積極的に貢献している多くの教員がいる一方で、保護者や地域からの学校に対する期待に十分こたえきれていない教員等もいます。

また、校長についても、教育改革の進展に伴い、学校によっては職務の困難度や責任の度合いが重くなっています。

そこで、都教育委員会は、平成19年6月、東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正して、校長、教諭及び養護教諭の職を、職務の困難度及び責任の度合いに応じて分化し、新たに「統括校長」、「主任教諭」及び「主任養護教諭」の職を設置できることにしました。

都教育委員会は、このような職の分化を進めることにより、学校の組織的課題解決能力と教員一人一人の資質能力の一層の向上を図り、学校全体の教育力をさらに高めていきます。

(6) 外部の教育資源を活用した特別支援学校を支援するしくみづくり【新規】

都立特別支援学校の幼児・児童・生徒の自立と社会参加を促進するため、学校教育活動はもちろん、学校を利用した放課後の居場所づくりや土・日、長期休業中の余暇活動など、様々な場面を通じて、幅広い社会の多様な人々との交流や連携を進めることが重要です。

このため、幼児・児童・生徒の様々な活動に、地域人材をはじめ、NPO法人、大学、企業等の外部の教育力を効果的に活用するため、モデル事業による試行と検証を行いながら、支援のしくみづくりを検討していきます。

この取組を通じて、地域住民をはじめとする多くの人々が、特別支援教育にかかわる場と機会を創出し、特別支援教育に対する理解啓発を図ります。

第4章

区市町村における 特別支援教育の充実への支援

第4章 区市町村における特別支援教育の充実への支援

1 発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の特別な教育ニーズへの対応の充実

【現状と課題】

(1) 通常の学級における特別支援教育体制の整備状況

現在、区市町村教育委員会では、専門家チームの設置、巡回相談の実施及び小・中学校における校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名並びに特別支援教育支援員^Aの配置など、特別支援教育体制の整備に努めているところです。

都教育委員会が行った調査では、小・中学校における校内委員会の設置及び特別支援教育コーディネーターの指名は、平成19年度に100%になりました。

今後は、専門家チーム、巡回相談、校内委員会及び特別支援教育コーディネーターの機能を十分に発揮させるため、区市町村教育委員会においては、特別支援学校を含む関係機関との連携をより一層強化するとともに、各学校においては、教員の資質・専門性の向上を図り、特別支援教育体制の整備を着実に進めていく必要があります。

また、幼稚園においても、特別支援教育体制の整備を行う必要があります。

(2) 特別支援学級（通級制）の現状と課題

小・中学校の通常の学級に在籍しながら、週に数単位時間程度、情緒障害や発達障害、言語障害を対象とする通級指導学級に通って、特別な指導（自立活動の指導や教科指導の補充）を受けている発達障害の児童・生徒が急増しています。

通級指導学級での指導の開始・終了の判断に当たっては、児童・生徒が在籍する通常の学級の担任の意見や保護者のニーズを聴取するとともに、専門家に諸検査や行動観察等の結果を示し、専門的な視点からの意見を十分に聴取する必要があります。しかし、現状の対応は十分ではありません。また、ほとんどの区市町村で開始・終了の明確な判断基準が設けられていません。

このため、通級指導学級での指導の開始・終了の判断については、専門家の意見を聴取した判定システムの構築が必要です。

一方、弱視や難聴を対象とする通級指導学級は、指導を受ける児童・生徒が著しく減少している学級や、未設置の区市町村もあることから、今後は、都立特別支援学校の地域の特別支援教育のセンター的機能と連動させた新たな通級指導体制を確立していくことが求められます。

(3) 特別支援学級（固定制）の現状と課題

小・中学校に設置されている知的障害を対象とする固定制の特別支援学級（以下「知的障害学級」という。）の在籍者の障害の状態は多様化しており、在籍者数も増加しています。この要因として、発達障害の児童・生徒の入級が増加していることが挙げられます。また、認定就学者^Bとして入級している児童・生徒もいます。こうした現状から、知的障害学級においては、児童・生徒の障害の多様化に適切に対応できる指導のシステムを構築することが求められています。

^A 特別支援教育支援員

小・中学校において、食事、排せつ、教室移動の補助といった日常生活上の介助や、発達障害の児童・生徒に対する学習支援、安全確保などの学習上のサポートを行う者。学習補助員、学習支援員という名称で配置している区市もある。

^B 認定就学者

学校教育法施行令に定められている特別支援学校に就学すべき程度の障害のある児童・生徒のうち、区市町村の教育委員会が、その児童・生徒の障害の状態に照らして、当該区市町村の設置する小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると認める者。

【改善の方向及び計画】

(1) 幼稚園、小・中学校における教員の資質・専門性の向上への支援

幼稚園、小・中学校が、円滑に特別支援教育体制の整備を図り、教員の資質・専門性の向上を図れるよう、都教育委員会では次のような支援を行っていきます。

ア 校（園）内支援体制づくりや校（園）内研修の支援

都立特別支援学校は、幼稚園、小・中学校からの要請に応じて、地域の特別支援教育のセンター的機能を発揮し、所属する教員を研修講師として派遣するなど、校（園）内の支援体制づくりや校（園）内研修を支援します。

また、都教育委員会は、リーフレットの作成・配布、校（園）内研修等の講師としての指導主事の派遣などをとおして、幼稚園、小・中学校における校（園）内の支援体制づくりや教員の特別支援教育に関する理解と専門性の向上を支援します。

イ 幼稚園教諭を対象とした特別支援教育コーディネーター養成研修の実施【新規】

東京都教職員研修センターでは、区市町村が設置している幼稚園の教員を対象とした特別支援教育コーディネーター養成研修を実施し、区市町村における中核的な役割を担うことのできる人材を育成します。区市町村においては、研修を修了した人材を有効に活用するなどして、地域の実情に応じた育成研修を実施していくことが望まれます。

ウ 特別支援教育の理解啓発に関する研修の実施

東京都教職員研修センターでは、各種研修の機会を活用するなどして、特別支援教育の制度や発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒の理解と指導に関する研修を充実します。

エ 教育相談に関する研修の充実

幼稚園、小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒や保護者への適切な相談及び支援を行っていくためには、個々の教員がカウンセリングマインドを身に付けることが大切です。そのため、東京都教職員研修センターにおいては、教育相談の基本的な考え方や学校での教育相談の活かし方、具体的な問題への対応、教育相談の組織的な推進、関係機関との連携の在り方等に関する研修を実施しています。

今後は、こうした教育相談に関する研修をより一層充実させるとともに、区市町村における特別支援教育コーディネーター養成研修の実施方法や実施内容とも連携・調整を図り、教員のカウンセリングマインドの育成に関する研修を充実していきます。

オ 東京都教職員研修センターにおける「授業力向上ヘルプデスク」の充実

東京都教職員研修センターでは、「授業力向上ヘルプデスク」を開設し、「授業力」向上を目指す学校や教員を対象に授業づくりのための電話、ファクシミリ及びEメールによる相談への対応や資料提供、研究にかかわる情報の収集と発信を行っています。

特別支援教育については「東京都特別支援教育推進室（仮称）」と連携し、その機能の一層の充実を図ります。

カ 東京都特別支援教育推進室（仮称）からの情報提供【新規】

区市町村における幼稚園から中学校までの総合的な特別支援教育体制の整備については、「東京都特別支援教育推進室（仮称）」が、区市町村の取組状況やモデル事業地区での成果をホームページに掲載するとともに、指導資料、専門書等を収集して閲覧・貸出サービスを行うなど幼稚園、小・中学校に広く情報提供していきます。

キ 特別支援学校教諭免許状取得の促進

通常の学級の担任及び特別支援学級を担当する教員の特別支援学校教諭免許状の保有は義務付けられていませんが、児童・生徒の障害や保護者の多様なニーズにこたえるためには、より専門的な知識・技能が必要とされています。

今後は、小・中学校において発達障害を含む障害のある児童・生徒の教育に携わる教員の専門性の向上を図るため、現職の教員を対象とした教育職員免許法に基づく認定講習の充実や特別支援学校教諭免許状の取得の促進を図ります。

(2) 小・中学校の通常の学級における特別支援教育の推進【新規】

ア 特別支援学級の教員の専門性を活用した通常の学級への支援【新規】

特別支援学級設置校では、特別支援学級の担当教員が、その専門性を発揮して通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒を支援するため、実態把握のための発達検査や、通常の学級の担任に対する指導に関する助言を行うなど、校内の特別支援教育の推進役となっている場合が多く見られます。

今後は、特別支援学級未設置校においても、特別な支援を必要とする児童・生徒が適切な指導及び必要な支援が受けられるよう通級指導学級の担当教員の専門性を活用した巡回による指導について、モデル事業を実施します。

項目	第一次実施計画	第二次実施計画			長期計画
	16～19年度	20年度	21年度	22年度	23～25年度
特別支援学級の教員の専門性を活用した通常の学級への支援		通級指導学級の担当教員による巡回による指導のモデル事業の実施	→	順次実施	→

イ 特別支援教育支援員の配置・活用に対する支援【新規】

通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒に対し、特別支援教育支援員として外部の様々な人材を活用するなど、支援体制を整備している区市町村が増えています。

都教育委員会としても、こうした区市町村の取組に対し、例えば、特別支援教育支援員の効果的な配置や活用に関する先進的な実践などを調査・収集して情報提供を行うとともに、退職教員などの人材活用の在り方についても検討していきます。

(3) 個別の教育支援計画等の充実

都教育委員会では、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒に対する個に応じた指導を充実するため、幼稚園や小学校の通常の学級の教員を対象とした「個別の教育支援計画」の策定と活用について講習会を開催するとともに、Q & A等の指導資料を作成・配布しています。

今後は、その対象を中学校や中等教育学校の教員にも拡大します。

項 目	第一次実施計画	第二次実施計画			長期計画
	16～19年度	20年度	21年度	22年度	23～25年度
個別の教育支援計画等の充実	講習会の開催及び指導資料の作成・配布 (幼稚園・小学校)	普及・拡大	充 実		→
		講習会の開催及び指導資料の作成・配布 (中学校等)	普及・拡大	充 実	→

(4) 特別支援学級の在り方と指導内容・方法の改善【新規】

ア 通級指導学級での指導の開始・終了判定システムの構築【新規】

通級指導学級での指導の開始に当たっては、児童・生徒が在籍する通常の学級の担任の意見や保護者のニーズを聴取するとともに、校内の支援体制の状況や巡回相談の成果、医学、心理学、教育学等の専門家の意見聴取に基づき、通級指導学級での指導が必要であるかを判定するシステムを構築する必要があります。

また、情緒障害等通級指導学級や言語障害通級指導学級においては、一定期間通級指導学級での指導を行った後、その成果を検証することが重要であり、専門家の意見聴取に基づき、指導を継続するか終了するかを判定するシステムの構築も必要です。

都教育委員会は、通級指導学級での指導の開始・終了判定システムの在り方を検討し、ガイドラインを作成するとともに、区市町村教育委員会からの学級編制の同意協議の際には、支援の現状に関する資料の提出を求めるなどその在り方を改善します。今後、判定システムを検証していくため地区を指定したモデル事業を実施します。

項 目	第一次実施計画	第二次実施計画			長期計画
	16～19年度	20年度	21年度	22年度	23～25年度
通級指導学級での指導の開始・終了判定システムの構築	判定システムの検討	判定システムの検討 ガイドラインの作成			
		モデル事業の実施			

イ 通級指導学級の適切な指導時間の設定と指導内容・方法の改善【新規】

一部改正された学校教育法施行規則の施行(平成18年4月)により、通級による指導の対象に学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)が加えられ、指導時間の弾力化が図られました。また、今後、学習指導要領の改訂により、自立活動の内容の変更が見込まれます。

こうした動向を踏まえ、特に、情緒障害や発達障害、言語障害を対象とする通級指導学級においては、指導時間の設定や指導について通級する児童・生徒の障害の状態を考慮した適切な

実施が求められます。

これらを検証していくためモデル事業を実施するとともに、今後、学習指導要領の改訂に合わせて作成する教育課程基底資料^C「特別支援学級の教育課程編成の手引き（仮称）」の中で、通級指導学級の適切な指導時間や指導内容・方法を示し、通級による指導の一層の充実を支援していきます。

ウ 特別支援学級（固定制）の弾力的な運用【新規】

（ア）特別支援学級（固定制）における複数の担任の役割を明確にした指導の改善

特別支援学級（固定制）には、少人数の学級を除き、学級担任のほか1名の教員が配置され児童・生徒の指導に当たっています。しかし、特別支援学級（固定制）によっては、その役割が明確化されていない場合が見られます。

都教育委員会は、これまで実施してきた知的障害学級における複数の担任の役割の検証結果を踏まえ、今後、学習指導要領の改訂に合わせて作成する教育課程基底資料「特別支援学級の教育課程編成の手引き（仮称）」の中で、複数の担任の役割を明確にした弾力的な指導の事例などを示し、知的障害学級に在籍する児童・生徒の障害特性に応じた指導の改善を支援します。

（イ）就学・転学相談の改善

知的障害学級への入級を希望する児童・生徒については、その実態を十分に把握し、就学・転学相談において、入級が適切かどうかの判定を行う必要があります。

また、発達障害の児童・生徒が入級した場合は、通常の学級との交流及び共同学習を取り入れるなど、個に応じた指導を工夫していくことが大切です。その結果、当該児童・生徒の状態の改善が見られ、ほとんどの時間、通常の学級での学習や生活ができるようになった場合には、適切な時期に通常の学級への措置変更の判定及び転学相談を実施するなど、弾力的な対応を行っていく必要があります。

今後、都教育委員会は区市町村教育委員会に対し、就学相談ガイドラインで示した「児童・生徒実態把握票」を活用した就学・転学相談が実施できるよう、担当者研修会や訪問相談等をとおして保護者や関係機関と連携した作成・活用の事例を示すなど、具体的な支援を行っていきます。

項目	第一次実施計画	第二次実施計画			長期計画
	16～19年度	20年度	21年度	22年度	23～25年度
特別支援学級（固定制）の弾力的な運用	特別支援学級（固定制）における複数の担任の役割の検証	新学習指導要領への移行資料の作成・配布	「特別支援学級の教育課程編成の手引き（仮称）」の作成・配布		
	新たな就学相談ガイドラインの作成・配布	転学・就学相談の改善			→

^C 教育課程基底資料
学習指導要領の改訂の理念を、各教科等において、適切に具現化する考え方を明確に示した資料。都教育委員会が作成する。

(5) 特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習の促進

特別支援学級の指導について、現行の小学校及び中学校の学習指導要領では、「教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと」や、障害のない児童・生徒と障害のある児童・生徒との「交流の機会を設けること」が示されています。また、「障害者基本法」では、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習を積極的に進める旨が規定されています。

このことを踏まえ、特別支援学級を担当する教員と通常の学級を担当する教員の連携のもとで、固定制の特別支援学級に在籍する児童・生徒の、通常の学級で学ぶ機会が適切に設けられることを一層促進するとともに、その際の教育内容の充実に努める必要があります。

都教育委員会では、平成 18 年度の特別支援教育開発委員会で開発した交流及び共同学習のモデルをもとに調査・研究し、今後、学習指導要領の改訂に合わせて作成する教育課程基底資料「特別支援学級の教育課程編成の手引き(仮称)」の中で、その在り方を示していきます。

(6) 都立特別支援学校における通級による指導等の実施

第一次実施計画に基づき実施した久我山盲学校と葛飾ろう学校における通級による指導の試行の成果を踏まえ、都立視覚障害特別支援学校及び都立聴覚障害特別支援学校において、小・中学校の通常の学級に在籍する弱視又は難聴の児童・生徒に対する通級による指導を実施します。

これに伴い、今後は、小・中学校の弱視又は難聴通級指導学級の学級編制について、設置する区市町村教育委員会との十分な協議を行っていきます。

また、必要に応じて小・中学校への巡回相談も実施します。

項目	第二次実施計画				
	第一次実施計画	第二次実施計画			長期計画
	16～19年度	20年度	21年度	22年度	23～25年度
都立特別支援学校における通級による指導等の実施	モデル事業の実施	視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校小・中学部設置校で実施			→

2 都と区市町村の連携体制の整備

【現状と課題】

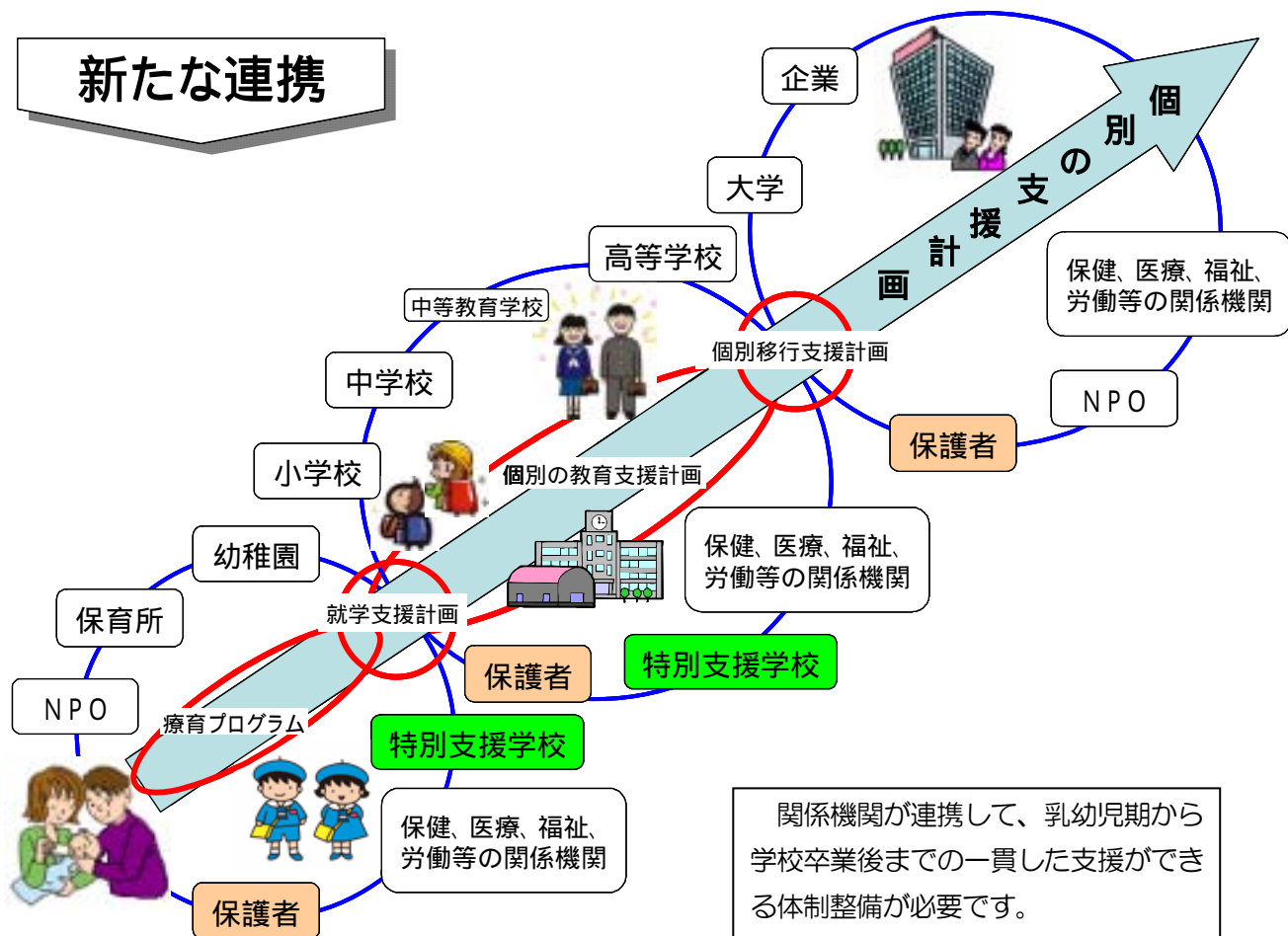
特別支援教育における連携は、学校、保護者及び障害のある幼児・児童・生徒やその保護者が支援を受けている関係機関の三者間の連携はもとより、特別支援学校と幼稚園、小・中学校、高等学校等との学校間連携や、区市町村の教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関連携、さらに、都における、都教育委員会、福祉保健局、産業労働局等の相互間の広域連携が不可欠です。

第一次実施計画では、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒やその保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」の構想を打ち出し、地域における関係機関連携や学校間連携のモデル事業を実施しました。

また、モデル事業の取組を報告書にまとめ、特別支援学校をはじめ、小・中学校及び関係機関に対

し、「エリア・ネットワーク」の基本的な考え方を周知したところです。

今後は、「発達障害者支援法」や「障害者自立支援法」に基づく、障害児（者）を取り巻く福祉・労働施策も視野に入れた「エリア・ネットワーク」を定着させ、乳幼児期から学校卒業後までを見通した「個別の支援計画」に基づく支援の在り方を検討・充実させていく必要があります。



【改善の方向及び計画】

(1) 教育機関と保健、医療、福祉、労働等他の分野との積極的な連携

ア エリア・ネットワーク

(ア) エリア・ネットワークの基本的な考え方

「エリア・ネットワーク」とは、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムであり「特別支援プロジェクト」と「パートナーシップ」の機能を持っています。

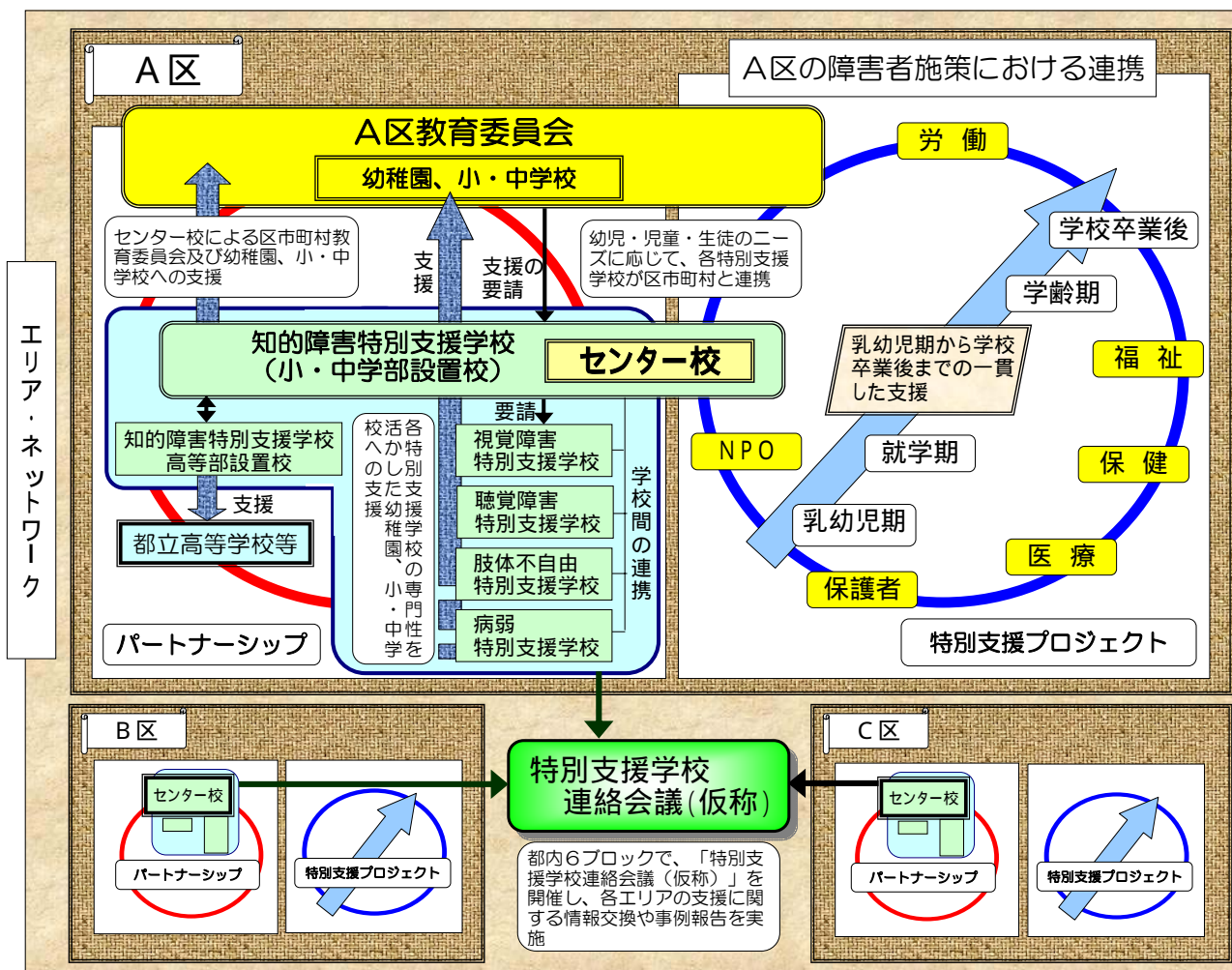
「特別支援プロジェクト」とは、区市町村を単位として、地域レベルで教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関や専門家がネットワークを構築するシステムです。「特別支援プロジェクト」の活動は、定期的に連携会議を開催し、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援ができるよう、関係機関の役割や支援内容・方法、連携の在り方を示す「個別の支援計画」（学齢期は「個別の教育支援計画」）を策定することを目指します。

また、支援の各段階に応じて、支援を着実につないでいくことが極めて重要であることから「就学支援計画」の作成や「個別移行支援計画」の策定にかかわる連携も行います。

「パートナーシップ」とは、特別支援学校と地域の幼稚園、保育所、小・中学校及び高等学校等が日常的に連携し、発達障害を含む障害のある乳幼児の早期支援や、児童・生徒の就学支援、学習支援等を行う学校間連携のシステムです。

今後は、特別支援学校と区市町村の保健、福祉、労働の関係機関との緊密な連携の充実に重点を置き「エリア・ネットワーク」の定着を図っていきます。

特別支援学校と区市町村の連携のイメージ



(イ) センター校の指定

区立を含む知的障害特別支援学校小・中学部設置校を、「エリア・ネットワーク」のセンター校に指定します。

各センター校は、指定された区市町村と連携を図り、幼稚園や小・中学校の教員に対する助言・援助に努め、区市町村における特別支援教育の取組を支援します。

センター校は、主に知的障害や発達障害に関する支援を行い、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱に関する相談や支援については、必要に応じて他の障害種別の特別支援学校に支援を要請します。

また、センター校は、各エリア間の特別支援学校との連携を図るため、各学校の特別支援教育コーディネーターを主な構成員とした「特別支援学校連絡会議(仮称)」を開催し、各エリアの支援に関する情報交換や事例検討などを行いながら、地域の特別支援教育の充実・発

展のための中核的な役割を果たします。この「特別支援学校連絡会議（仮称）」は、学校経営支援センターの6ブロックを基本とし、学校間の連携を図っていきます。

(ウ) 特別支援学校の地域のセンター的機能

特別支援学校は、次のような地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮します。

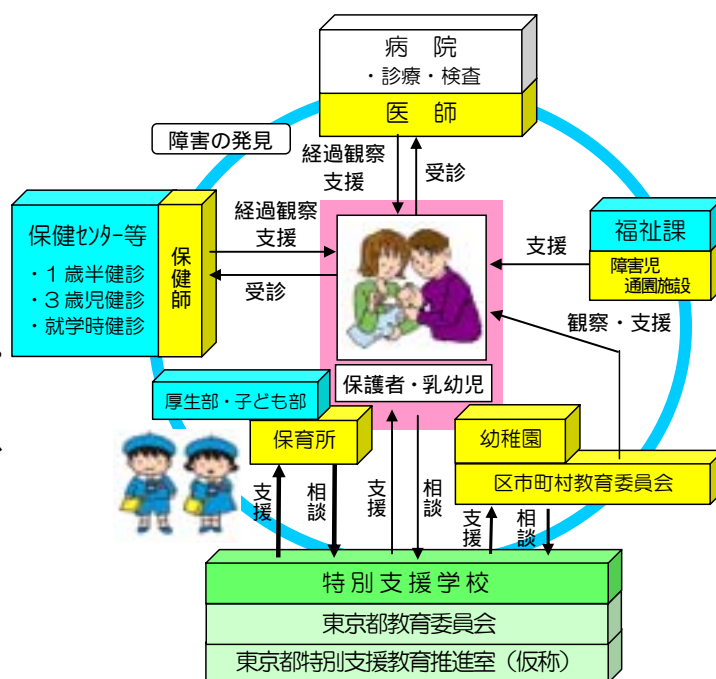
- a それぞれの専門性を発揮した幼稚園、小・中学校等への支援機能
- b 特別支援教育に関する相談・情報提供機能
- c 幼稚園、小・中学校等の教職員に対する研修協力機能
- d 障害児（者）の理解啓発機能
- e 地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供機能 など

イ それぞれの時期に応じた連携体制【新規】

(ア) 早期支援の連携

障害の早期発見のため、病院での検査や保健センター等での乳幼児健診などが実施され、障害が発見された乳幼児は、保健センター等による経過観察や、療育センター、病院、障害児通園施設等での「療育プログラム」に基づく訓練を受けています。

幼稚部を設置する視覚障害特別支援学校や聴覚障害特別支援学校では、視覚障害や聴覚障害のある乳幼児への支援や保護者に対する相談を行っています。また、知的障害特別支援学校では、大学等と連携して「幼児教室」を開催し、知的障害や発達障害のある幼児や保護者の相談・支援に取り組んでいる学校もあります。



第二次実施計画では、発達障害を含む障害のある乳幼児の早期支援のために、福祉、保健との連携の在り方を検討するとともに、モデル事業を実施して実践的な研究を行っていきます。

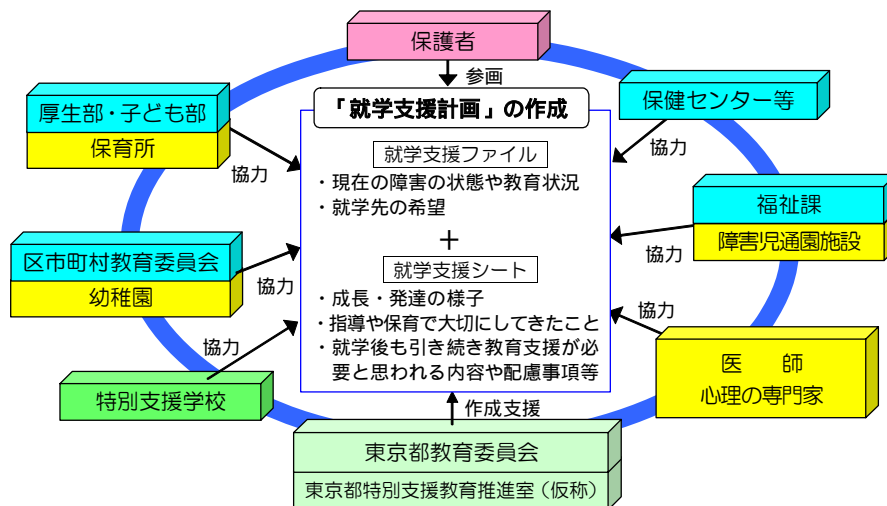
項目	第一次実施計画	第二次実施計画			長期計画
	16～19年度	20年度	21年度	22年度	
早期支援の連携	早期支援の在り方の検討	検討委員会	モデル事業の実施	全都に拡大	→

(イ) 就学支援の連携

a 就学支援計画の作成

乳幼児期の様々な機関の支援を学齢期の小学校などにつなげる「就学支援計画」の作成が求められています。都教育委員会では、この「就学支援計画」を「就学支援ファイル」と「就学支援シート」の2つのものからなるものと考え、研究・開発してきました。

「就学支援ファイル」は、障害の状態に応じた最も適切な学校を決定するため、区市町村教育委員会や都教育委員会で行う「就学相談」の際に作成する資料をファイルし、就学先の特別支援学校や小学校の特別支援学級などにつなげるものです。



これに対して「就学支援シート」は、就学相談を受けた児童はもちろんのこと、就学相談を受けずに小学校に就学する発達障害の児童についても、就学前機関による支援の情報を就学先の学校に引き継ぐものです。

具体的には、保護者が、主治医や在籍している幼稚園や保育所の担当教職員、障害児通園施設の担当職員に依頼して、「成長・発達の様子」、「指導や保育で大切にしてきたこと」、「就学後も引き続き教育支援が必要と思われる内容や配慮事項」等の情報を「就学支援シート」に記入してもらうとともに、保護者自身も子育ての様子を記入し、保護者を通じて就学先の小学校などにその情報をつなげます。

小学校などでは、この「就学支援シート」の情報を基に、「個別の教育支援計画」を策定及び「個別指導計画」を作成して、障害の状態に応じた適切な指導を実施します。

この「就学支援ファイル」と「就学支援シート」の2つのものからなる「就学支援計画」の普及について、都教育委員会は、各種研修会や区市町村訪問等の機会をとおして、積極的に区市町村を支援していきます。

b 適切な就学等の推進

これまで以上に都と区市町村が連携し、乳幼児期から学校卒業後までを見通した的確な情報提供を行い、保護者のより深い理解と納得の得られる就学・転学相談を実施します。

そのために、幼稚園や保育所の教職員、教育委員会や特別支援学校で就学や転学にかかわる相談を担当する者等を対象にした研修を一層充実していきます。

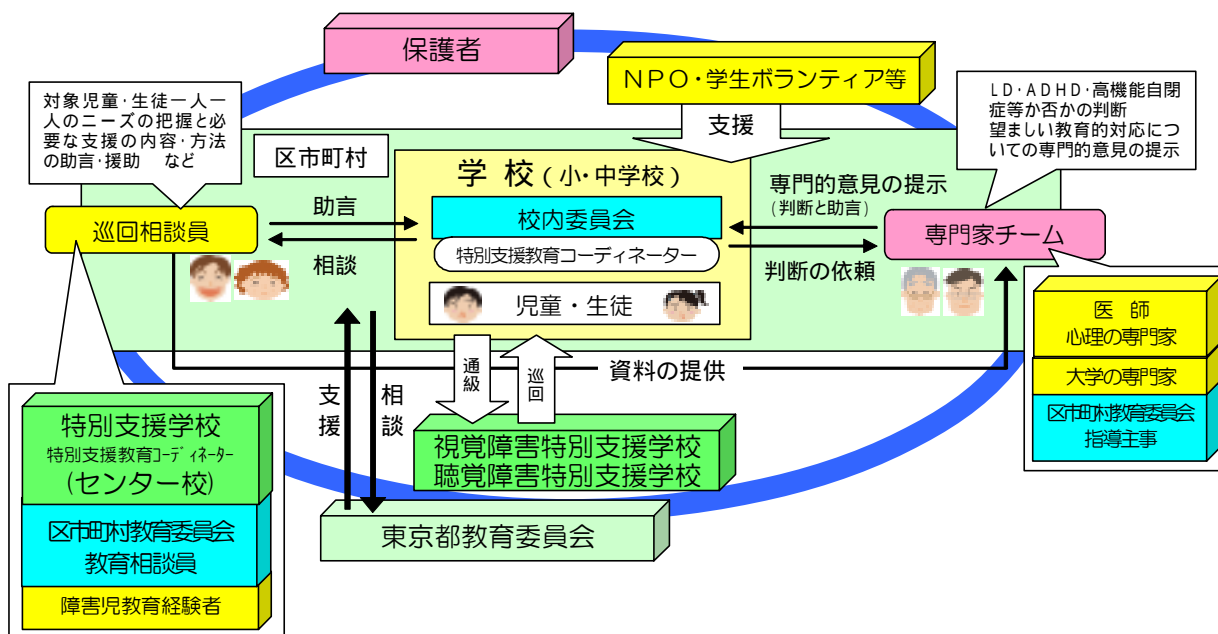
また、就学時健診の在り方に関する調査研究をモデル地区を指定して実施します。

(ウ) 学習支援の連携

特別支援学校の教員が、区市町村が設置する巡回相談に参画するとともに、就学・転学相談に関する支援や通級指導学級の指導の開始・終了の判定に関する支援を行うなど、区市町村における特別支援教育の取組を支援します。

また、エリアのセンター校である特別支援学校小・中学部設置校と他の障害種別の特別支援学校が連携しながら、幼稚園、小・中学校における校内体制の整備や、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の指導に関する相談・支援を行うとともに、特別支援学校の指導法や教材・教具を活用した通常の学級の担任に対する支援を実施します。

さらに、小・中学部を設置する視覚障害特別支援学校や聴覚障害特別支援学校では、小・中学校の通常の学級に在籍する視覚障害又は聴覚障害のある児童・生徒に対する通級による指導及び固定制の特別支援学級も含め小・中学校に在籍する視覚障害又は聴覚障害のある児童・生徒に対する巡回相談を実施します。



(エ) 就労支援の連携

特別支援学校では、小・中学校に設置されている特別支援学級におけるキャリア教育や職業教育の支援を実施するとともに、「10年後の東京」で掲げられた「障害者雇用3万人以上の増加」の実現に向け、都及び区市町村の福祉、労働の関係機関等と連携し、卒業後の一般就労先の開拓を推進していきます。

また、卒業後の職業生活や地域生活に円滑に移行できるよう、在学中から労働、福祉の関係機関等と連携した「個別移行支援計画」の策定を充実し、一人一人のニーズに応じた支援を実施します。

肢体不自由特別支援学校高等部の生徒や他の障害種別の特別支援学校高等部の重度・重複学級の生徒については、高等部卒業後の進路先が、居住地域の授産施設や作業所、その他社会福祉施設等になることが多いことから、生徒が居住する区市町村の福祉等の関係機関との連携を充実します。

(オ) 障害のある幼児・児童・生徒の教育相談の充実

障害のある幼児・児童・生徒の教育に関する相談については、主として東京都教育相談センターや区市町村の教育相談機関において対応しています。

例えば、東京都教育相談センターでは、電話・来所による相談の対応や、都立学校へのアドバイザースタッフ等の派遣を行っています。今後、特別支援教育の充実・発展を目指す

ためには、区市町村の教育相談機関が、幼児・児童・生徒の教育に直接かわり、保護者や地域住民にとって最も身近である学校の相談機能を充実・強化していくことが重要です。

そのため、都においては、東京都教育相談センターや東京都特別支援教育推進室（仮称）を中心に、学校や家庭、区市町村等地域の教育相談機関と連携した相談機能の充実を図っていきます。

（２）幼稚園、小・中学校における特別支援教育体制の整備への支援

区市町村における幼稚園から中学校までの総合的な特別支援教育体制の整備については、「東京都特別支援教育推進室（仮称）」において、区市町村の取組状況や、モデル事業地区の成果のホームページへの掲載や、指導資料、専門書等を収集して資料室に整備し、閲覧・貸出サービスを行うなど、区市町村及び幼稚園、小・中学校等に情報提供します。

また、幼稚園や小・中学校の要請に応じて、指導主事や都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを派遣し、特別支援教育体制の整備や特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対する適切な指導や必要な支援に関する助言・援助を行います。

さらに、東京都教職員研修センターでは、区市町村が設置している幼稚園の教員を対象とした特別支援教育コーディネーター養成研修を実施します。

（３）副籍の充実【再掲<39 ページ>】

（４）特別支援教育の支援機能の充実【再掲<41 ページ>】

ア 「東京都広域特別支援連携協議会」の充実

イ 「東京都特別支援教育推進室（仮称）」の設置【新規】

第5章

都立高等学校等における 特別支援教育の充実

第5章 都立高等学校等における特別支援教育の充実

1 知的な遅れのない発達障害の生徒への支援の充実

【現状と課題】

「発達障害者基本法」や改正学校教育法の規定に基づき、高等学校等においても、発達障害により学習面や生活面で特別な支援を必要としている生徒に対し、適切な指導及び必要な支援を行うことが喫緊の教育課題となっています。

改正学校教育法の施行とともに、国から通知された「特別支援教育の推進について(通知)(平成19年4月1日付 19文科初第125号)」では、高等学校等においても校内委員会の設置や実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名を行うことなどが求められています。都教育委員会では、「特別支援教育の推進について」(平成19年6月6日付 19教学義第443号)により、都立高等学校等において特別支援教育体制の整備を進めるよう周知したところです。

都教育委員会では、第一次実施計画期間中に、都立高等学校等における特別支援教育体制整備について、国から委嘱されたモデル事業を実施してきました。平成17年度には「特別支援教育体制推進事業」を1校で、平成18年度には4校で実施し、都立知的障害特別支援学校高等部設置校と連携しながら、校内の支援体制整備に取り組みました。その結果、学習面や生活面で課題のある生徒の中には、発達障害の生徒が含まれていることが明らかになり、早急な支援体制の整備が必要であることが分かりました。さらに、平成19年度には、国から委嘱された「高等学校における発達障害支援モデル事業」を1校で、「特別支援教育体制推進事業」を5校で実施しています。

都立高等学校等では、教員に発達障害に関する理解がない場合があり、発達障害の生徒に対して適切な指導及び必要な支援が行えないことがあります。

今後は、都立高等学校等においても、発達障害の生徒に対する校内支援体制の整備を図っていきます。

【改善の方向及び計画】

(1) 都立高等学校等における特別支援教育体制の整備【新規】

ア 校内の特別支援教育に関する委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名【新規】

モデル事業実施校の研究成果を踏まえ、すべての都立高等学校等において、実態把握や支援の方策の検討等を行う校内の特別支援教育に関する委員会を設置します。また、校内の関係者や関係機関・専門家等との連絡調整や校内の特別支援教育に関する委員会の推進役となる教員を特別支援教育コーディネーターとして指名し、校務分掌に位置付けます。

項目	第一次実施計画	第二次実施計画			長期計画
	16～19年度	20年度	21年度	22年度	23～25年度
校内の特別支援教育に関する委員会の設置と特別支援教育コーディネーターの指名	6校	全校			→

イ 都立特別支援学校や福祉、労働等他の分野との積極的な連携【新規】

これまでのモデル事業実施校の取組内容を拡大し、すべての都立高等学校等が、地域の都立知的障害特別支援学校高等部設置校と連携して、校内の支援体制を整備していきます。

都立知的障害特別支援学校高等部設置校は、これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を^い活かし、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮して、都立高等学校等における校内支援体制づくりや発達障害の生徒に対する適切な指導及び必要な支援に関する助言・援助を行います。

また、発達障害者支援施策や「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム^A」、ハローワークと連携・協力した就労支援の在り方などを検討していきます。

ウ 学校間連携の拡大

これまでも、高等学校に準じた教育課程を編成している都立特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱）の高等部の生徒が、在籍する高等部では設定されていない教科・科目を、都立高等学校で履修できるよう学校間連携を行ってきました。

今後、こうした学校間連携を進め障害のある生徒と障害のない生徒が、共に学ぶ機会の拡大を図っていきます。

エ 障害者理解教育等の推進

「特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育の充実事業」により、これまでも都立高等学校等と近隣の都立特別支援学校との交流活動を行ってきました。今後、交流活動を推進し、都立高等学校等の生徒が障害児（者）理解を深め共生社会の実現に寄与する人材となるよう育成します。

(2) 都立高等学校等の教員の特別支援教育に関する理解と専門性の向上【新規】

ア 特別支援教育の理解と専門性の向上に関する研修の充実【新規】

都立高等学校等における特別支援教育の充実のためには、校長自らが特別支援教育実施の責任者として、特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ校内体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要です。

そのために校長は、校内研修の実施や、校外での研修への教員の派遣などにより、学校全体の専門性の向上に努めることが大切です。また、教員は、一定の研修を修了した後でも、より専門性の高い研修を受講し、さらに自ら最新の情報を収集するなどして継続的に専門性の向上に努めることが必要です。

都教育委員会では、都立高等学校等からの要請に応じて、指導主事を校内研修等の講師として派遣するなどして、教員の特別支援教育に関する理解と専門性の向上を図ります。

また、平成19年度から実施している都立高等学校等の教員を対象とした特別支援教育の研修会を、今後も引き続き実施します。

さらに、東京都教職員研修センターにおいては、各種研修の機会を活用するなどして、特別支援教育や発達障害等の理解と指導に関する研修の充実を図ります。

^A 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

ニート等の若年者に対する就職支援と発達障害者に対する就労支援の両面から、コミュニケーション能力に困難を抱える者に対して支援を行う総合的な支援システム。

イ 特別支援教育コーディネーター養成研修の実施【新規】

東京都教職員研修センターにおいて、都立高等学校等の教員を対象とした「特別支援教育コーディネーター養成研修」を実施し、発達障害の生徒や保護者のニーズに応じた具体的な支援策を調整・実施できる能力を育成します。

項目	第一次実施計画	第二次実施計画			長期計画
	16～19年度	20年度	21年度	22年度	23～25年度
特別支援教育コーディネーター養成研修の実施	試行	全校			→

ウ 都立高等学校等発達障害支援研究協議会（仮称）の開催【新規】

都立高等学校等で指名される特別支援教育コーディネーターの資質・専門性の向上を図るため、発達障害の理解に関する研修や各学校の特別支援教育コーディネーターが実践事例報告、情報交換などを行う「都立高等学校等発達障害支援研究協議会（仮称）」を開催します。

エ 東京都教職員研修センターにおける「授業力向上ヘルプデスク」の充実【再掲<61ページ>】

(3) 個別の教育支援計画の策定【新規】

都立高等学校等に在籍する発達障害の生徒に対する適切な指導及び必要な支援を行うためには、中学校から引き継いだ情報を基に、保護者や関係機関と連携して「個別の教育支援計画」を策定していくことが大切です。そのために、都立高等学校等の教員を対象とした講習会を実施していきます。

(4) 都立高等学校等への巡回相談等による支援の実施【新規】

知的障害が軽い生徒を対象とした高等部職業学科を設置する永福学園養護学校に、心理の専門家を配置し、在籍する生徒の実態把握や指導に関する相談・助言を行うとともに、近隣の都立高等学校等からの要請に応じて巡回相談等を行うシステムを試行しています。また、国のモデル事業を実施している都立高等学校でも心理の専門家を委嘱し、巡回相談等を試行しています。

今後は、試行の成果を踏まえ、「東京都特別支援教育推進室（仮称）」が拠点となり、都立高等学校等からの要請に応じて、発達障害に関する専門的な判断や指導に関する相談・助言のできる心理の専門家を巡回相談に派遣するシステムを構築します。

項目	第一次実施計画	第二次実施計画			長期計画
	16～19年度	20年度	21年度	22年度	23～25年度
都立高等学校等への巡回相談等による支援の実施	試行	実施			→

第6章

一人一人を大切に
する教育を推進
するための都民の理
解啓発の充実

第6章 一人一人を大切にすることを 推進するための都民の理解啓発の充実

1 理解啓発促進のための取組の充実

【現状と課題】

共生社会を実現させるためには、学校教育において、障害のある幼児・児童・生徒と障害のない幼児・児童・生徒相互の理解を促進していくことが重要です。

現行の幼稚園教育要領、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領にも、「障害のある幼児・児童・生徒との交流の機会を設けること」が明記されています。また、平成16年度に改正された「障害者基本法」では、「交流及び共同学習を積極的に進めること」が示されています。

現在、都立特別支援学校と近隣の幼稚園や小・中学校、高等学校等とが学校間交流を行うほか、平成19年度より、副籍事業が実施され、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に在籍する児童・生徒と交流活動を行う取組が始まっています。

また、区市町村立小・中学校の特別支援学級設置校においては、特別活動や総合的な学習の時間及び一部の教科において、特別支援学級の児童・生徒と通常の学級の児童・生徒が、共に学び活動する取組が行われています。しかし、特別支援学級の未設置校においては、障害のある児童・生徒と交流する機会が少なく、発達障害を含む障害について、教員及び児童・生徒の理解が不十分な場合があります。

障害のある幼児・児童・生徒と障害のない幼児・児童・生徒が相互に心を開き、共に学び活動する取組の内容を充実させていくためには、日常的に地域における障害のある幼児・児童・生徒の理解教育を一層積極的に行っていくことが必要です。

都教育委員会ではこれまでも、発達障害に関するリーフレットの作成、理解啓発講習会等の実施、総合文化祭等の理解啓発行事の開催等に取り組んできましたが、今後も、こうした取組を充実していきます。

また、社会全体が発達障害を含む障害児（者）に対して適切な支援ができるようにすることが大切です。そのため今後も、都及び区市町村、関係機関・団体、保護者等が密接な連携を図り、発達障害を含む障害や特別支援教育に関する理解啓発を図っていくことが必要です。

【改善の方向及び計画】

(1) 理解啓発資料等の作成

ア 啓発ビデオの作成・活用【新規】

特別支援教育の啓発ビデオを作成し、東京都教職員研修センター等での研修会や講習会で活用して、特別支援教育に対する理解啓発を進めます。

イ 理解啓発リーフレットの作成・配布

特別支援教育や発達障害の理解に関するリーフレットを引き続き作成・配布し、幼稚園、小・中学校、高等学校等の教員や保護者に対し、特別支援教育に対する理解啓発を進めます。

ウ 副籍事業の理解啓発資料等の作成

平成19年度より導入した「副籍制度」の区市町村での円滑な実施を支援するため、「副籍事

例集」や「副籍Q & A」を作成し、区市町村教育委員会と小・中学校及び特別支援学校に配布します。

エ 「東京都特別支援教育推進室（仮称）」における情報提供機能の充実【新規】

東京都就学相談室では、特別支援教育に関する書籍や雑誌、研究報告書、指導資料等の閲覧サービスを行っていますが、今後は、「東京都特別支援教育推進室（仮称）」として機能を拡大し、特別支援教育に関する情報発信基地の役割を担います。

具体的には、専用ホームページへの特別支援教育関係の最新情報や資料の掲載、特別支援教育に関する書籍や雑誌、研究報告書、指導資料の閲覧、ビデオ等の視聴及びこれらの貸出サービスを行います。

オ 東京都広域特別支援連携協議会を活用した理解啓発

特別支援教育の充実・発展を目指すためには、各行政分野が横断的に機能し、区市町村や教育関係団体等を支援し都民に対して理解啓発を進めていく必要があります。そこで、「東京都広域特別支援連携協議会」の機能を活用し、その構成員や組織を通じ特別支援教育についての理解啓発を推進していきます。

(2) 理解啓発行事の実施等

ア 理解啓発行事の実施

障害者週間（毎年12月3日から9日までの1週間）などを利用して、障害のある児童・生徒が地域の人々に働きかけ、情報の発信をし、自らの考えを発表し、主張する場を設定することを通じて、障害のある児童・生徒一人一人が地域社会で自立できる力を培うとともに、広く都民に対して特別支援教育の理解啓発を行います。

具体的には、「理解推進シンポジウム」や「弁論大会」の開催、都立特別支援学校の児童・生徒による「フリーマーケット」などを計画・実施します。

項目	第二次実施計画				長期計画 23～25年度
	第一次実施計画 16～19年度	20年度	21年度	22年度	
	理解啓発行事の実施	総合文化祭等	シンポジウムや弁論大会、フリーマーケットなど理解啓発行事の拡大		

イ 東京都教育の日を活かした理解啓発

「東京都教育の日」（毎年11月の第一土曜日）を利用して、保護者や地域の人々を特別支援学校に招き、特別支援教育の充実・発展について共に考える取組を実施し、都における特別支援教育の理解啓発を図っていきます。

ウ 通年の授業公開の実施

保護者や都民に対し、特別支援教育や特別支援学校の教育活動に関する理解啓発を図り、開かれた学校づくりをより一層推進するため、各学校の授業公開日（週間）を教育課程に位置づけ、年間を通じて授業公開を行っていきます。

エ 特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育の充実

「特別支援学校に在籍する児童・生徒の理解教育の充実事業」を継続し、特別支援学校と地域の小・中学校、高等学校等との学校間交流等をとおして理解教育の充実を図ります。

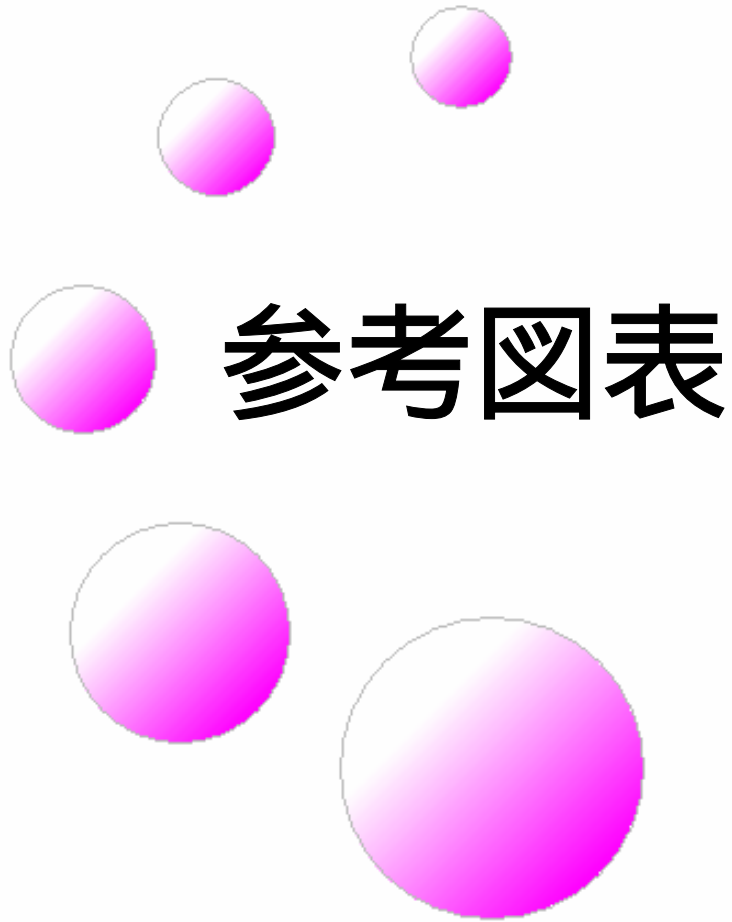
オ 特別支援教育に関する講座等の実施

特別支援学校が、特別支援教育のセンター的機能を発揮し、特別支援教育に関する情報等を積極的に発信していきます。

例えば、各学校独自で、都民向けの特別支援教育に関する講座を実施するなど、発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒に対する理解をより一層促進します。また、都教育委員会においても、理解啓発講習会を引き続き実施していきます。

カ 学校の教育機能の地域社会への提供

都立特別支援学校においては、障害のある人々の豊かな地域生活と社会参加を促進するため実施している公開講座の「本人講座」と、地域や学校で、障害のある人々の地域活動を支援する人材を育成するための「ボランティア養成講座」を引き続き開催していきます。



参考図表

1	都立特別支援学校在籍者数の年度別推移.....	82
2	都立特別支援学校在籍者数の推計.....	83
3	特別支援学級在籍者の年度別推移.....	84
4	都立特別支援学校高等部卒業者の進路状況.....	85
5	都立特別支援学校配置図（案）.....	86
6	エリア・ネットワークのエリアとセンター校.....	87
7	特別支援学校開校年度別一覧	88

参考図表 1

都立特別支援学校在籍者数の年度別推移 (昭和35、40、45、50年度)
(昭和55年度～平成19年度)

各年度5月1日現在
単位(人)

		昭和 35年度	昭和 40年度	昭和 45年度	昭和 50年度	昭和 55年度	昭和 56年度	昭和 57年度	昭和 58年度	昭和 59年度	昭和 60年度	昭和 61年度	昭和 62年度	昭和 63年度	平成 元年度	平成 2年度	平成 3年度
視覚障害	幼稚園	-	-	16	17	14	6	6	7	7	8	11	9	8	9	20	24
	小学部	116	160	136	120	94	91	86	82	77	69	51	46	53	54	52	54
	中学部	96	113	91	64	75	79	77	75	67	78	81	74	62	53	49	47
	高等部	178	154	213	183	220	213	200	194	201	195	203	207	215	219	208	193
	計	390	427	456	384	403	389	369	358	352	350	346	336	338	335	329	318
聴覚障害	幼稚園	202	141	232	216	183	159	149	119	111	105	105	126	134	114	108	123
	小学部	731	590	473	395	300	275	247	263	257	248	243	220	202	203	208	200
	中学部	371	363	286	232	191	173	176	159	164	139	135	130	132	143	135	130
	高等部	216	350	372	344	320	319	310	331	340	351	330	338	327	317	309	307
	計	1,520	1,444	1,363	1,187	994	926	882	872	872	843	813	814	795	777	760	760
肢体不自由	幼稚園	-	-	-	19	10	9	12	7	11	8	6	5	2	4	-	-
	小学部	250	497	726	887	1,002	1,012	1,007	992	965	902	856	817	812	817	808	846
	中学部	86	262	242	384	514	548	553	544	542	586	591	598	549	511	470	456
	高等部	52	128	205	311	429	448	471	508	544	564	573	577	609	600	606	550
	計	388	887	1,173	1,601	1,955	2,017	2,043	2,051	2,062	2,060	2,026	1,997	1,972	1,932	1,884	1,852
知的障害	幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小学部	-	-	195	869	1,130	1,080	1,014	973	951	906	870	815	786	773	751	749
	中学部	91	161	246	424	860	930	894	855	883	952	996	1,010	969	896	868	802
	高等部	102	107	252	427	1,117	1,198	1,370	1,616	1,829	1,979	2,172	2,353	2,604	2,672	2,703	2,578
	計	193	268	693	1,720	3,107	3,208	3,278	3,444	3,663	3,837	4,038	4,178	4,359	4,341	4,322	4,129
病弱	幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小学部	144	66	58	80	54	74	68	67	57	47	46	35	40	36	39	30
	中学部	56	53	88	46	60	60	64	61	60	65	64	82	91	80	60	76
	高等部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	200	119	146	126	114	134	132	128	117	112	110	117	131	116	99	106
計	幼稚園	202	141	248	252	207	174	167	133	129	121	122	140	144	127	128	147
	小学部	1,241	1,313	1,588	2,351	2,580	2,532	2,422	2,377	2,307	2,172	2,066	1,933	1,893	1,883	1,858	1,879
	中学部	700	952	953	1,150	1,700	1,790	1,764	1,694	1,716	1,820	1,867	1,894	1,803	1,683	1,582	1,511
	高等部	548	739	1,042	1,265	2,086	2,178	2,351	2,649	2,914	3,089	3,278	3,475	3,755	3,808	3,826	3,628
	計	2,691	3,145	3,831	5,018	6,573	6,674	6,704	6,853	7,066	7,202	7,333	7,442	7,595	7,501	7,394	7,165

		平成 4年度	平成 5年度	平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
視覚障害	幼稚園	23	21	18	17	15	14	17	23	23	23	24	24	22	19	25	21
	小学部	56	51	50	55	56	47	43	46	50	58	61	63	70	68	62	58
	中学部	49	51	51	40	32	36	50	55	50	44	42	34	37	43	50	56
	高等部	153	136	131	134	132	139	130	136	141	142	141	132	136	151	135	137
	計	281	259	250	246	235	236	240	260	264	267	268	253	265	281	272	272
聴覚障害	幼稚園	138	138	87	89	94	98	93	85	88	93	107	111	98	107	99	107
	小学部	194	213	235	219	204	190	187	201	184	178	178	190	197	199	208	209
	中学部	109	93	92	107	123	114	105	99	125	120	114	88	100	113	122	121
	高等部	303	276	275	265	250	230	228	240	242	244	215	212	196	180	157	153
	計	744	720	689	680	671	632	613	625	639	635	614	601	591	599	586	590
肢体不自由	幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小学部	860	913	891	893	880	844	848	877	881	889	898	928	905	911	947	974
	中学部	437	405	417	441	495	517	507	493	476	496	488	491	503	497	503	489
	高等部	536	499	493	470	448	462	504	547	563	551	536	503	531	544	551	557
	計	1,833	1,817	1,801	1,804	1,823	1,823	1,859	1,917	1,920	1,936	1,922	1,922	1,939	1,952	2,001	2,020
知的障害	幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小学部	728	773	802	865	900	967	1,049	1,067	1,118	1,186	1,306	1,391	1,453	1,560	1,647	1,761
	中学部	790	743	737	705	684	680	714	767	838	931	960	961	1,006	1,043	1,109	1,174
	高等部	2,470	2,380	2,261	2,167	2,100	2,098	2,085	2,093	2,080	2,246	2,322	2,528	2,690	2,789	2,808	2,986
	計	3,988	3,896	3,800	3,737	3,684	3,745	3,848	3,927	4,036	4,363	4,588	4,880	5,149	5,392	5,564	5,921
病弱	幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小学部	36	28	24	18	19	26	22	22	17	23	35	19	27	26	31	18
	中学部	68	71	77	63	55	52	51	60	44	50	47	38	40	38	25	21
	高等部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	10
	計	104	99	101	81	74	78	73	82	61	73	82	57	67	64	62	49
計	幼稚園	161	159	105	106	109	112	110	108	111	116	131	135	120	126	124	128
	小学部	1,874	1,978	2,002	2,050	2,059	2,074	2,149	2,213	2,250	2,334	2,478	2,591	2,652	2,764	2,895	3,020
	中学部	1,453	1,363	1,374	1,356	1,389	1,399	1,427	1,474	1,533	1,641	1,651	1,612	1,686	1,734	1,809	1,861
	高等部	3,462	3,291	3,160	3,036	2,930	2,929	2,947	3,016	3,026	3,183	3,214	3,375	3,553	3,664	3,657	3,843
	計	6,950	6,791	6,641	6,548	6,487	6,514	6,633	6,811	6,920	7,274	7,474	7,713	8,011	8,288	8,485	8,852

参考図表 2

都立特別支援学校在籍者数の推計（平成20年度～27年度）

単位（人）

		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
視覚 特別 支援 学校	幼稚部	19	25	25	25	25	25	25	25
	小学部	52	65	66	67	68	68	68	67
	中学部	53	50	50	50	50	50	50	50
	高等部	134	141	141	134	133	129	129	129
	計	258	281	282	276	276	272	272	271
聴覚 特別 支援 学校	幼稚部	106	103	103	103	103	103	103	103
	小学部	208	221	222	224	224	224	224	222
	中学部	119	129	130	131	131	131	131	131
	高等部	153	165	166	166	167	166	166	166
	計	586	618	621	624	625	624	624	622
肢体 特別 不自由 支援 学校	小学部	834	849	886	900	885	897	848	791
	中学部	400	377	360	368	395	395	434	454
	高等部	455	400	392	383	377	360	368	395
	訪問	231	227	227	227	227	227	227	227
	分教室	162	159	159	159	159	159	159	159
	計	2,082	2,012	2,024	2,037	2,043	2,038	2,036	2,026
知的 特別 障害 支援 学校	小学部	1,805	1,742	1,763	1,775	1,770	1,766	1,765	1,755
	中学部	1,236	1,182	1,211	1,232	1,243	1,240	1,239	1,232
	高等部	3,284	3,114	3,184	3,237	3,262	3,254	3,252	3,235
	訪問	7	8	8	8	8	8	8	8
	分教室	57	68	-	-	-	-	-	-
	計	6,389	6,114	6,166	6,252	6,283	6,268	6,264	6,230
病弱 特別 支援 学校	小学部	7	13	13	13	13	13	13	13
	中学部	29	36	36	36	36	36	36	36
	高等部	17	24	24	24	24	24	24	24
	分教室	28	22	90	90	90	90	90	90
	計	81	95	163	163	163	163	163	163
計	幼稚部	125	128	128	128	128	128	128	128
	小学部	2,906	2,890	2,950	2,979	2,960	2,968	2,918	2,848
	中学部	1,837	1,774	1,787	1,817	1,855	1,852	1,890	1,903
	高等部	4,043	3,844	3,907	3,944	3,963	3,933	3,939	3,949
	訪問	238	235	235	235	235	235	235	235
	分教室	247	249	249	249	249	249	249	249
	計	9,396	9,120	9,256	9,352	9,390	9,365	9,359	9,312

参考図表 3

特別支援学級在籍者の年度別推移（昭和49年度～平成19年度）

各年度5月1日現在
単位（人）

区分		昭和 49年度	昭和 50年度	昭和 51年度	昭和 52年度	昭和 53年度	昭和 54年度	昭和 55年度	昭和 56年度	昭和 57年度	昭和 58年度
小学校	固定	3,780	3,914	3,817	3,913	4,025	3,864	3,911	3,964	3,833	3,733
	通級	948	1,117	1,349	1,480	1,449	1,527	1,628	1,674	1,766	1,880
	計	4,728	5,031	5,166	5,393	5,474	5,391	5,539	5,638	5,599	5,613
中学校	固定	1,740	1,720	1,691	1,701	1,701	1,712	1,701	1,769	1,762	1,836
	通級	62	76	78	88	82	98	89	111	115	126
	計	1,802	1,796	1,769	1,789	1,783	1,810	1,790	1,880	1,877	1,962
小学校 + 中学校	固定	5,520	5,634	5,508	5,614	5,726	5,576	5,612	5,733	5,595	5,569
	通級	1,010	1,193	1,427	1,568	1,531	1,625	1,717	1,785	1,881	2,006
	計	6,530	6,827	6,935	7,182	7,257	7,201	7,329	7,518	7,476	7,575

区分		昭和 59年度	昭和 60年度	昭和 61年度	昭和 62年度	昭和 63年度	平成 元年度	平成 2年度	平成 3年度	平成 4年度	平成 5年度
小学校	固定	3,552	3,338	3,061	2,970	2,825	2,717	2,578	2,468	2,452	2,412
	通級	1,909	1,821	1,768	1,666	1,616	1,557	1,576	1,709	1,789	1,857
	計	5,461	5,159	4,829	4,636	4,441	4,274	4,154	4,177	4,241	4,269
中学校	固定	1,866	1,980	2,021	1,956	1,847	1,692	1,639	1,572	1,490	1,412
	通級	138	142	164	184	186	224	232	245	234	250
	計	2,004	2,122	2,185	2,140	2,033	1,916	1,871	1,817	1,724	1,662
小学校 + 中学校	固定	5,418	5,318	5,082	4,926	4,672	4,409	4,217	4,040	3,942	3,824
	通級	2,047	1,963	1,932	1,850	1,802	1,781	1,808	1,954	2,023	2,107
	計	7,465	7,281	7,014	6,776	6,474	6,190	6,025	5,994	5,965	5,931

区分		平成 6年度	平成 7年度	平成 8年度	平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度
小学校	固定	2,509	2,594	2,622	2,661	2,702	2,846	2,852	2,915	3,093	3,280
	通級	1,981	2,030	2,132	2,211	2,321	2,455	2,541	2,666	2,920	3,201
	計	4,490	4,624	4,754	4,872	5,023	5,301	5,393	5,581	6,013	6,481
中学校	固定	1,330	1,278	1,312	1,321	1,392	1,356	1,466	1,541	1,652	1,693
	通級	243	255	307	341	347	335	359	377	379	397
	計	1,573	1,533	1,619	1,662	1,739	1,691	1,825	1,918	2,031	2,090
小学校 + 中学校	固定	3,839	3,872	3,934	3,982	4,094	4,202	4,318	4,456	4,745	4,973
	通級	2,224	2,285	2,439	2,552	2,668	2,790	2,900	3,043	3,299	3,598
	計	6,063	6,157	6,373	6,534	6,762	6,992	7,218	7,499	8,044	8,571

区分		平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度
小学校	固定	3,521	3,656	3,942	4,201
	通級	3,586	3,945	4,421	5,067
	計	7,107	7,601	8,363	9,268
中学校	固定	1,757	1,931	2,124	2,341
	通級	447	574	697	833
	計	2,204	2,505	2,821	3,174
小学校 + 中学校	固定	5,278	5,587	6,066	6,542
	通級	4,033	4,519	5,118	5,900
	計	9,311	10,106	11,184	12,442

参考図表 4

都立特別支援学校高等部卒業者の進路状況（職業学科を含む）

卒業年度	障害種別	卒業者計	進学者	専修学校等 入学者	社会福祉施設 入所者	就業者	在家庭	その他
平成10年度	視覚障害	20	15.0%	10.0%	55.0%	15.0%	-	5.0%
	聴覚障害	33	63.6%	9.1%	3.0%	15.2%	6.1%	3.0%
	肢体不自由	129	0.8%	3.9%	86.8%	2.3%	5.4%	0.8%
	知的障害	696	-	0.9%	65.5%	30.3%	2.6%	0.7%
	合計	878	2.8%	1.8%	66.1%	25.3%	3.1%	0.9%
平成11年度	視覚障害	19	31.6%	15.8%	36.8%	5.3%	10.5%	-
	聴覚障害	50	72.0%	2.0%	10.0%	14.0%	2.0%	-
	肢体不自由	174	1.1%	4.0%	90.2%	0.6%	2.3%	1.7%
	知的障害	705	-	0.7%	64.4%	31.6%	2.8%	0.4%
	合計	948	4.6%	1.7%	65.7%	24.5%	2.8%	0.6%
平成12年度	視覚障害	11	18.2%	9.1%	45.5%	18.2%	9.1%	-
	聴覚障害	61	73.8%	4.9%	8.2%	9.8%	1.6%	1.6%
	肢体不自由	179	1.7%	1.1%	87.7%	1.7%	6.1%	1.7%
	知的障害	649	-	1.1%	64.9%	30.5%	1.8%	1.7%
	合計	900	5.6%	1.4%	65.3%	23.2%	2.8%	1.7%
平成13年度	視覚障害	22	54.5%	13.6%	22.7%	-	9.1%	-
	聴覚障害	55	69.1%	14.5%	9.1%	5.5%	1.8%	-
	肢体不自由	171	1.2%	1.8%	92.4%	0.6%	4.1%	-
	知的障害	709	0.7%	3.2%	64.3%	30.2%	1.3%	0.3%
	合計	957	6.0%	3.9%	65.2%	22.8%	2.0%	0.2%
平成14年度	視覚障害	25	44.0%	16.0%	28.0%	4.0%	8.0%	-
	聴覚障害	55	72.7%	9.1%	12.7%	3.6%	1.8%	-
	肢体不自由	187	1.6%	3.2%	89.8%	0.5%	3.7%	1.1%
	知的障害	702	0.6%	1.3%	66.2%	30.1%	1.4%	0.4%
	合計	969	6.0%	2.5%	66.8%	22.2%	2.1%	0.5%
平成15年度	視覚障害	21	33.3%	14.3%	52.4%	-	-	-
	聴覚障害	45	77.8%	2.2%	8.9%	11.1%	-	-
	肢体不自由	158	1.9%	1.9%	84.2%	1.9%	5.7%	4.4%
	知的障害	795	0.5%	2.3%	66.4%	28.2%	2.1%	0.5%
	合計	1,019	4.8%	2.5%	66.3%	22.8%	2.6%	1.1%
平成16年度	視覚障害	22	45.5%	13.6%	36.4%	-	-	4.5%
	聴覚障害	39	64.1%	7.7%	10.3%	10.3%	5.1%	2.6%
	肢体不自由	160	0.6%	4.4%	86.9%	1.9%	2.5%	3.8%
	知的障害	785	0.1%	1.7%	66.0%	30.2%	1.7%	0.4%
	合計	1,006	3.7%	2.6%	66.5%	24.3%	1.9%	1.1%
平成17年度	視覚障害	16	25.0%	18.8%	37.5%	6.3%	6.3%	6.3%
	聴覚障害	65	49.2%	7.7%	9.2%	29.2%	4.6%	-
	肢体不自由	164	2.4%	2.4%	82.3%	2.4%	4.3%	6.1%
	知的障害	903	0.3%	1.8%	62.5%	33.0%	1.8%	0.7%
	合計	1,148	3.7%	2.4%	61.9%	28.0%	2.4%	1.5%
平成18年度	視覚障害	15	46.7%	13.3%	20.0%	13.3%	6.7%	-
	聴覚障害	35	37.1%	5.7%	14.3%	28.6%	11.4%	2.9%
	肢体不自由	183	3.3%	2.2%	85.8%	4.4%	3.8%	0.5%
	知的障害	955	-	1.7%	64.2%	32.3%	1.8%	0.1%
	合計	1,188	2.2%	2.0%	65.5%	27.6%	2.4%	0.3%

公立学校統計調査報告書 公立学校卒業者の進路状況調査編

都立知的障害養護学校高等部職業学科卒業後の一般企業就職率

学校名・職業学科名	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
南大沢学園養護学校 高等部産業技術科	100.0%	87.5%	81.3%	73.3%	86.7%	86.7%	93.3%	100.0%	100.0%
青島養護学校 高等部都市園芸科	-	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.3%

都立特別支援学校配置図(案) (平成22年度現在)

⑧ しいの木養護学校
都外:千葉県市原市



視覚障害特別支援学校		設置学部
▲1	文京盲学校	高
▲2	葛飾盲学校	幼・小・中
▲3	八王子盲学校	幼・小・中・高

聴覚障害特別支援学校		設置学部
◇1	大塚ろう学校	幼・小
◇2	大塚ろう学校江東分教室	幼・小
◇3	大塚ろう学校品川分教室	幼・小
◇4	大塚ろう学校杉並分教室	幼・小
◇5	立川ろう学校	幼・小・中・高
◇6	葛飾ろう学校	幼・小・中・高
◇7	中央ろう学校	中・高

知的障害特別支援学校		設置学部
①	青鳥養護学校	高
②	王子養護学校	高
③	王子第二養護学校	小・中
④	八王子養護学校	小・中・高
⑤	武蔵台養護学校	小・中・高
⑥	しいの木養護学校	小・中・高
⑦	七生養護学校	小・中・高
⑧	小岩養護学校	小
⑨	高島養護学校	小・中
⑩	矢口養護学校	小・中・高
⑪	羽村養護学校	小・中・高
⑫	調布養護学校	小・中
⑬	小金井養護学校	小・中
⑭	水元養護学校	小・中
⑮	墨田養護学校	小・中・高

知的障害特別支援学校		設置学部
⑯	江東養護学校	小・中・高
⑰	中野養護学校	小・中・高
⑱	足立養護学校	高
⑲	清瀬養護学校	小・中・高
⑳	葛飾養護学校	高
㉑	港養護学校	小・中・高
㉒	石神井養護学校	小・中・高
㉓	白鷺養護学校	中・高
㉔	板橋養護学校	高
㉕	田無養護学校	高
㉖	府中朝日養護学校	高
㉗	南大沢学園養護学校	高・高(職)
㉘	南多摩地区学園養護学校(仮称)	高(職)
㉙	南花畑養護学校	小・中
㉚	田園調布養護学校	高
	品川地区養護学校(仮称)※工事中	小・中
	江東地区第二養護学校(仮称)※工事中	小・中
	練馬地区特別支援学校(仮称)※工事中	高
	港地区第二特別支援学校(仮称)※実施設計	小・中

肢体不自由特別支援学校		設置学部
①	光明養護学校	小・中・高
②	江戸川養護学校	小・中・高
③	小平養護学校	小・中・高
④	北養護学校	小・中・高
⑤	城南養護学校	小・中・高
⑥	城北養護学校	小・中・高
⑦	村山養護学校	小・中・高
⑧	府中養護学校	小・中・高
⑨	八王子東養護学校	小・中・高
⑩	大泉養護学校	小・中・高
⑪	墨東養護学校	小・中・高

病弱特別支援学校		設置学部
▽	久留米養護学校	小・中・高

視覚障害・知的障害併置校		設置学部
①	久我山学園特別支援学校(仮称)	(視)幼・小・中 (知)小・中

知的障害・肢体不自由併置校		設置学部
①	町田養護学校	(知)小・中・高 (肢)小・中・高
②	あきる野学園養護学校	(知)小・中・高 (肢)小・中・高
③	多摩養護学校	(知)小・中・高 (肢)小・中・高
④	永福学園養護学校	(知)高(職) (肢)小・中・高
⑤	青梅東学園養護学校(仮称)	(知)高(職) (肢)小・中・高
	府中地区特別支援学校(仮称) ※工事中	(知)小・中・高 (肢)小・中・高
	板橋学園特別支援学校(仮称) ※工事中	(知)高(職) (肢)小・中・高
	江戸川地区特別支援学校(仮称) ※実施設計	(知)小・中 (肢)小・中・高
	東部地区学園特別支援学校(仮称) ※検討中	(知)高(職) (肢)小・中・高

参考図表 6

エリア・ネットワークのエリアとセンター校（平成20年度）

エ リ ア 区市町村	センター校	No.
千代田区	江東養護学校	1
中央区	港養護学校	2
港区		
品川区		
目黒区	中野養護学校	3
渋谷区		
新宿区	王子第二養護学校	4
文京区		
北区	青鳥養護学校久我山分校	5
世田谷区		
杉並区	済美養護学校(区立)	6
豊島区	高島養護学校	7
板橋区	墨田養護学校	8
台東区		
墨田区		
荒川区	矢口養護学校	9
大田区	石神井養護学校	10
練馬区	南花畑養護学校	11
足立区	水元養護学校	12
葛飾区	小岩・白鷺養護学校	13
江戸川区	清瀬養護学校	14
東村山市		
清久米市		
武蔵野市	小金井養護学校	15
小金井市		
小平市		
小西東京市	調布養護学校	16
三鷹市		
府中市		
調布市	武蔵台養護学校	17
狛江市		
立川市		
国分寺市	羽村養護学校	18
国立市		
青梅市		
福生市	あきる野学園養護学校	19
東大和市		
武蔵村山市		
羽村市	七生養護学校	20
瑞穂町		
奥多摩市		
昭島市	八王子養護学校	21
あきる野市	南大沢学園養護学校	22
日の出町		
日野市	町田養護学校	23
八王子市	都教育委員会直轄	24
多摩市		
稲城市		
町田市		
島しょ地区		

※この表は、通学区域を示すものではありません。

※今後、都立特別支援学校の新設等によって、支援エリアの区分が変更する場合があります。

参考図表 7

特別支援学校開校年度別一覧

年度	視覚障害		聴覚障害	
		累計		累計
大正 15		—	大塚(小・6中・22高・23幼) [36末高専廃止→石神井、H17末中廃止→中央]	1校
昭和 7		—		1校
9		—	品川(小・15中・22幼高専) [34末幼廃止→玉川分、H2末分校廃止→本校、 36末高専廃止→大田、H17末 閉校 →幼小:大塚・品川分, 中:中央]	2校
23	文京(小中高・25専 前身 明治41)[36末小中廃止]	1校		2校
25	八王子(小中高・46幼・51専 前身 昭和5)	2校	足立(幼小中・33高・37専) [39末高専廃止→綾瀬、H13末閉校→葛飾]	3校
26		2校	立川(幼小・32中・35高・41専)	4校
32		2校	江東(幼小中) [H17末閉校→幼小:大塚・江東分, 中:中央]	5校
33		2校	杉並(幼小中) [H17末閉校→幼小:大塚・杉並分, 中:中央]	6校
34		2校		6校
36		2校		6校
37	葛飾(小・38中・45幼) 久我山(小中・43幼)	4校	大田(高専)[H17末専廃止、H18末閉校] 石神井(高専)[H17末専廃止、H18末閉校]	8校
38		4校		8校
40		4校	綾瀬(高専)[H13末閉校→葛飾]	9校
41		4校		9校
42		4校		9校
44		4校		9校
45		4校		9校
46		4校		9校
48		4校		9校
49		4校		9校
50		4校		9校
51		4校		9校
52		4校		9校
53		4校		9校
54		4校		9校
55		4校		9校
57		4校		9校
58		4校		9校
60		4校		9校
61		4校		9校
62		4校		9校
平成 元		4校		9校
2		4校		9校
3		4校		9校
8		4校		9校
9		4校		9校
14		4校	葛飾(幼小中高専)[H13末閉校の足立(幼小中)と綾 瀬(高専)を統合]	8校
16		4校		8校
18		4校	中央(中高)[H17末中廃止の大塚とH17末閉校の品 川、江東、杉並(中)を統合]	6校
19		4校		4校

(注)

- 例「33高」は33年4月高等部設置、「39末高専廃止」は40年3月高等部・専攻科廃止の略記。
- 町田養護学校は、知的障害教育部門に肢体不自由教育部門を併設している。肢体不自由欄に〈〉書き外数。
- 多摩養護学校及びあきる野学園養護学校は、肢体不自由教育部門に知的障害教育部門を併設している。
知的障害欄に〈〉書き外数。
- 上記累計に分校は含まない。

年度	知的障害		肢体不自由		病弱		特別支援 学校累計
		累計		累計		累計	
大正 15		—		—		—	1校
昭和 7		—	光明(小・22中・33高)	1校		—	2校
9		—		1校		—	3校
23		—		1校		—	4校
25	青島(中・32高・H9職業学科新設) → H4久我山分校(小中)	1校		1校		—	7校
26		1校		1校		—	8校
32		1校		1校		—	9校
33		1校		1校		—	10校
34		1校	小平(小中・42高)	2校	久留米(小中・H18高) 片浜(小中)[H15未閉校]	2校	13校
36		1校	江戸川(小中・38高)	3校		2校	14校
37		1校		3校		2校	18校
38		1校	北(小中・39高)	4校		2校	19校
40	王子(中・41小高)[49末小廃止→王子第二、 H元末中廃止→王子第二]	2校		4校		2校	21校
41	八王子(小中・44高)	3校		4校		2校	22校
42	立川(小中高)[H16移転→武蔵台]	4校		4校		2校	23校
44	しいの木(小中・53高)	5校	城南(小中・45高)	5校		2校	25校
45		5校	城北(幼小中・46高) [H元末幼廃止]	6校		2校	26校
46	七生(小中・H5高)	6校		6校		2校	27校
48	小岩(小・50中)[60末中廃止→白鷺] 町田(小・50中・52高)	8校	村山(小・49中・52高)	7校		2校	30校
49	高島(小・50中・60高)[63末高廃止→板橋] 矢口(小・50中・52高) 羽村(小・50中高)	11校		7校		2校	33校
50	王子第二(小・H2中)	12校	〈町田〉(小中・53高)	7<1>校		2校	34校
51	調布(小中) 小金井(小中)	14校		7<1>校		2校	36校
52	水元(小中)〈府中〉(高)[H2末廃止→府中朝日]	15<1>校	府中(小中高)	8<1>校		2校	38校
53	墨田(小中高) 江東(小中高) 中野(小中・54高) 足立(小中高) → H5花畑分校(小中) [H13末小中廃止→南花畑]	19<1>校		8<1>校		2校	42校
54	清瀬(小中高)	20<1>校	八王子東(小中・55高)	9<1>校		2校	44校
55	葛飾(高)	21<1>校	大泉(小中高)	10<1>校		2校	46校
57	港(小・58中・61高)	22<1>校		10<1>校		2校	47校
58	石神井(小中高)	23<1>校		10<1>校		2校	48校
60	〈多摩〉(小中高)[H7末廃止→南大沢学園]	23<2>校	多摩(小中高)	11<1>校		2校	49校
61	白鷺(中高)	24<2>校		11<1>校		2校	50校
62		24<2>校	墨東(小中高)	12<1>校		2校	51校
平成 元	板橋(高)	25<2>校		12<1>校		2校	52校
2	田無(高)	26<2>校		12<1>校		2校	53校
3	府中朝日(高)	27<1>校		12<1>校		2校	54校
8	南大沢学園(小中高、職業学科新設)	28校		12<1>校		2校	55校
9	〈あきる野学園〉(小中高)	28<1>校	あきる野学園(小中高)	13<1>校		2校	56校
14	南花畑(小中)	29<1>校		13<1>校		2校	56校
16	武蔵台(小中高)	29<1>校		13<1>校		1校	55校
18	田園調布(高)	30<1>校		13<1>校		1校	54校
19	永福学園(高)〈多摩〉(小)	31<2>校		13<1>校		1校	53校

沿革	文京盲学校 明治41年 私立盲人技術学校 昭和23年 都に移管、都立築地盲学校 昭和26年 都立文京盲学校(小中) 築地分校(高) 昭和28年8月 分校廃止	大塚ろう学校 大正15年 市立ろう学校 昭和18年 (都制実施)都立ろう学校 昭和24年 都立大塚ろう学校	青島養護学校 昭和22年 品川区立大崎中学校分教場 昭和25年 都に移管、都立青島中学校 昭和32年 都立青島養護学校
	八王子盲学校 昭和 5年 八王子盲学校 昭和16年 (財)八王子盲学校 昭和25年 都に移管、都立八王子盲学校	品川ろう学校 昭和 9年 府立聾唖学校 昭和18年 (都制実施)都立聾唖学校 昭和24年 都立品川ろう学校	光明養護学校 昭和 7年 市立光明学校 昭和22年 都立光明小中学校 昭和32年 都立光明養護学校

